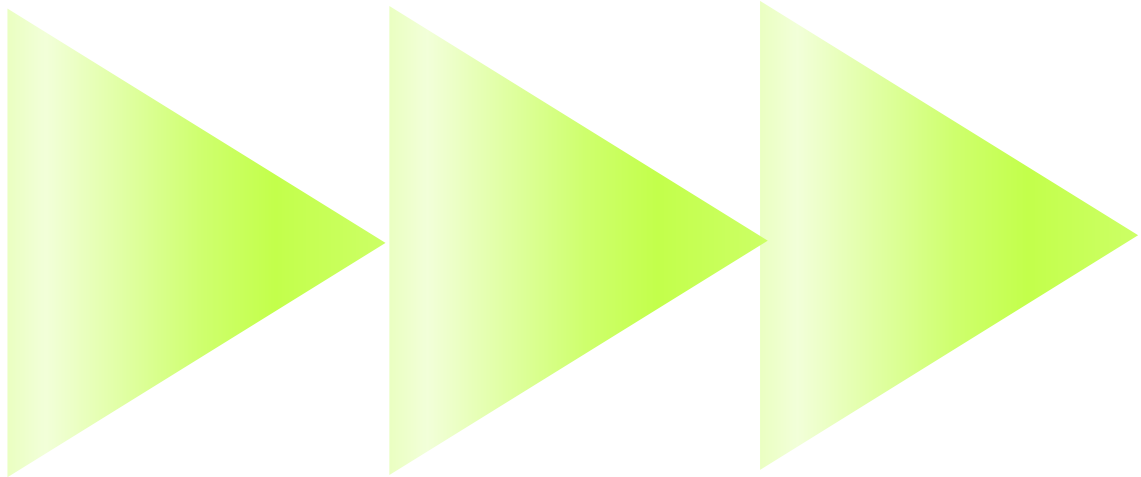


観光地域づくりに対する支援メニュー集

～DMOや自治体などの取組に役立つ

各府省庁の支援施策を集約しました～

(平成31年度 概算要求版)



平成30年10月

～目次～

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

- 観光地域づくり相談窓口（国土交通省 観光庁）……………7
[地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設。]
- 地方創生^{よろず}萬相談窓口（国土交通省）……………8
[「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。]
- 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業（国土交通省 観光庁）……………9
[訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。]
- 地域が稼ぐためのクラウドを活用した知的観光基盤整備事業（国土交通省 観光庁）……………10
[観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供する。]
- 観光消費促進に向けたクールジャパン推進事業（経済産業省）**新規**……………11
[DMO等を中心に外部人材や地域の中小企業者等と連携を支援することで、地方へ人を呼び込む力を高めると同時に中小企業等が、外国人旅行者をターゲットとした地域らしい商材やサービス等の磨き上げを行うことを支援することで地方で稼ぐ力を高める。地方だけではできない人材育成やスマートリゾートの推進を実施するとともに、他地域との連携を支援することで観光消費増加による国内全体の活性化を目指す。]

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

- 不動産証券化手法を活用したモデル事業の形成支援等（国土交通省）……………12
[不動産特定共同事業を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、同制度を始めとする不動産証券化手法の活用モデルとなる事業を選定・支援し、事例・ノウハウを横展開することを通じて、不動産証券化事業に係る地域の担い手を育成する。]
- 宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業（国土交通省 観光庁）……………13
[生産性向上の取組みや外国人目線による情報開示を支援するとともに、事業承継の先行事例を取りまとめることにより、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る。]
- テーマ別観光による地方誘客事業（国土交通省 観光庁）……………14
[国内外の旅行者の満足度の向上と消費活動の拠点の活性化に向けては、酒蔵や忍者、スポーツ大会など、全国各地に点在する特定のテーマを観光資源として情報発信することが必要であることから、それぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。]
- 伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）……………15
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- 国内・海外販路開拓強化支援事業（経済産業省）**新規**……………16
[中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等の支援に加え、製造事業者と連携した販路開拓を行う小売事業者等への支援のほか、地域製品の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や海外販路開拓に向けた海外展示会出展等のプロジェクトを支援する。]

- 食によるインバウンド対応推進事業(農林水産省).....17
[地域特有の食とそれを支える農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす地域の取組をブランド化し、海外に情報発信する取組を支援]

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

- JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)(総務省 (一財)自治体国際化協会).....18
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用]
- 外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業(総務省).....19
[市町村が、外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域おこし企業人交流プログラム(総務省).....20
[市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域おこし協力隊(総務省).....21
[都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]
- 地域通訳案内士制度(国土交通省 観光庁).....22
[多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られた地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援する。]
- 観光産業における人材育成事業(国土交通省 観光庁).....23
[観光産業における、経営及び実務に係る人材の質と量両面での不足を解消し、高まるインバウンドのニーズに対応できるよう、国際競争力を強化する。]
- テーマナビゲーター育成事業(国土交通省 観光庁) **新規**24
[訪日外国人旅行者の地域滞在の満足度を高めるため、地域の魅力あるテーマの観光資源について、外国人対応可能な体験型観光を担うガイド人材の育成を図る。]
- プロフェッショナル人材事業(内閣府).....25
[潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の採用を支援する。]
- 地方創生カレッジ事業(内閣府).....26
[地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識やスキルをeラーニング講座で提供し、習得できるようにする取組。観光・DMOに関連する講座も多数提供している。]

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

- 文化芸術創造拠点形成事業(文部科学省 文化庁).....27
[地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援する。]
- 博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業(文部科学省).....28
[ICOM京都大会等に向けた取組を通じた博物館の活性化・国際化により、観光振興や国際交流の拠点としての博物館の機能を強化し、博物館を核とする新たな地域創生につなげる。]

- 国際文化芸術発信拠点形成事業(文部科学省 文化庁).....29
[地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド)の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する取組を支援する。]

I-4. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！(ソフト事業)

- エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業(環境省).....30
[国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]

I-5. 特に…ITを活用したい！(ソフト事業)

- 地域IoT実装総合支援(総務省).....31
[地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援]
- 地域オープンデータ推進事業(総務省).....32
[地域の課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援する。]

II 地域の魅力を発信したい！(ソフト事業)

- インフラツーリズム(国土交通省).....33
[橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が主催するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援する。また、ツアーの企画・催行について相談を受け付ける。]

III 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！(ソフト&ハード事業)

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(国土交通省観光庁).....35
[訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、ストレスフリーで快適な受入環境整備を図るため、全国共通ICカードの導入等の観光地までの移動円滑化や無料Wi-Fiの整備等の滞在時の快適性の向上等の取組について、地域の実情に応じて支援する。]
- 社会資本整備総合交付金(国土交通省).....36
[地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的の実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。]
- 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(国土交通省).....37
[地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域を活性化させる事業について、事業化検討経費を支援する。]
- 離島活性化交付金(国土交通省).....38
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- 地域再生制度(内閣府).....39
[地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]

- 地方創生推進交付金(内閣府)40
[地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。]
- 中心市街地活性化制度(内閣府)41
[中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。]
- 地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)42
[地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク再編の促進等、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。]
- かわまちづくり支援制度(国土交通省)43
[地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や民間事業者、地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用計画による、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図る。]
- 街なみ環境整備事業(国土交通省)44
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び町づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業(国土交通省)45
[地域の計画と連携し、自動車運送事業者等による次世代自動車への買い換え促進等を図るため、次世代自動車の導入を行う者に対し、普及の段階に応じた支援を行う。]
- 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(経済産業省中小企業庁) 新規46
[中心市街地・商店街を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、商店街における先進的なチャレンジや商店街が地域で必要とされる機能の強化を支援。]

Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！(ソフト&ハード事業)

- 自然環境整備交付金事業・環境保全施設整備交付金事業(環境省)47
[地方公共団体が行う国立・国定公園の整備、長距離自然歩道の整備、長寿命化対策などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。]
- 生物多様性保全推進支援事業(環境省)48
[地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。]

Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- 文化財を活かした観光戦略推進プラン(文部科学省 文化庁) 新規49
[「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援]
- 伝統的建造物群基盤強化(文部科学省・文化庁)50
[重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]

- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(文部科学省・文化庁)……………51
[文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]

Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- 農山漁村振興交付金(農林水産省)……………52
[農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。]

IV. 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！

- 構造改革特区域制度(内閣官房・内閣府)……………54
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]

ソフト事業

○観光地域づくり相談窓口

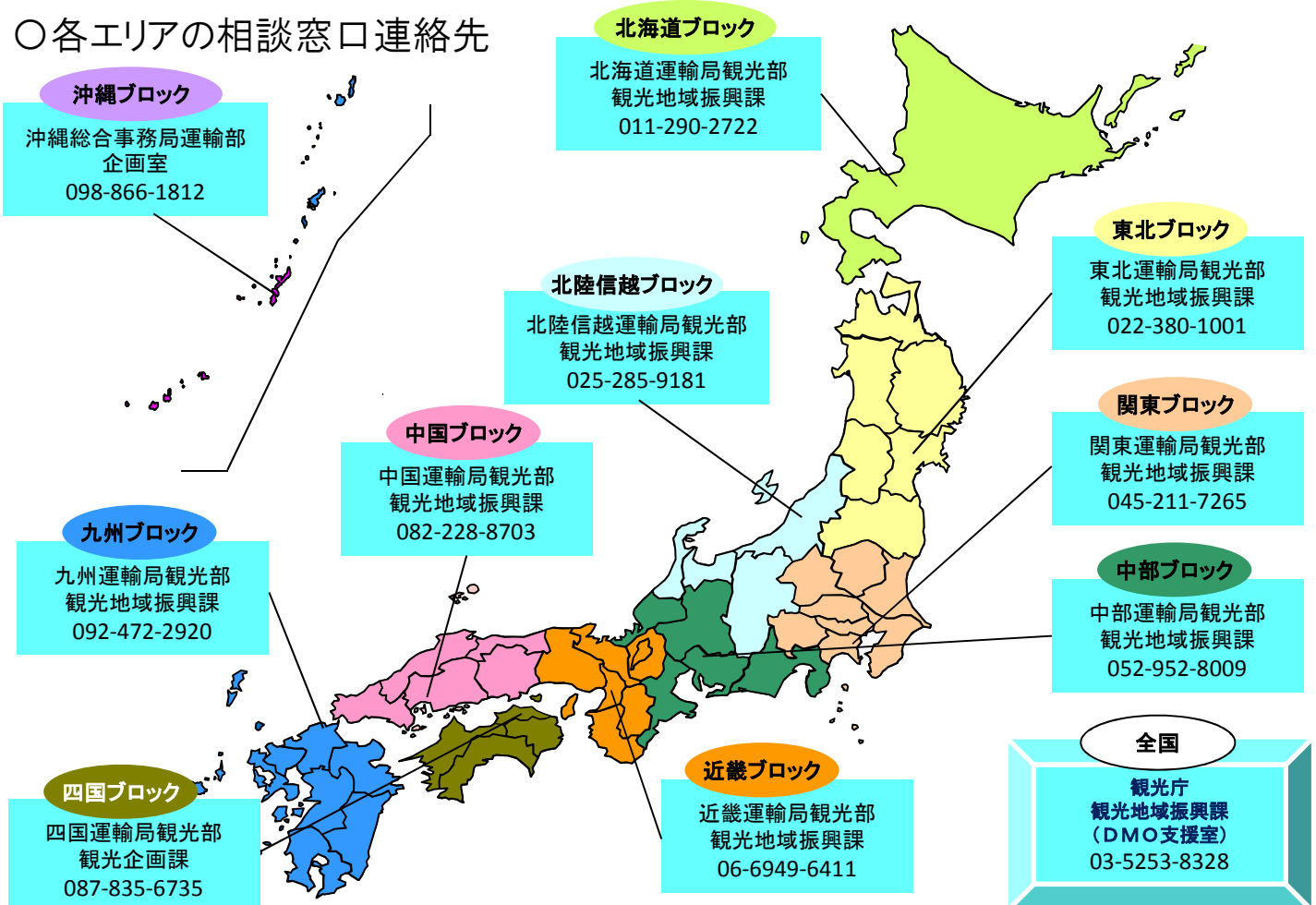
【概要】 近年、各地域において、地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組が積極的に進められています。こうした活動を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、平成20年4月より、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設しています。

【対象事業】 相談内容に応じ、事例集などによるアドバイスや、農林水産省農村振興局や中小企業庁経営支援部など、国土交通省に留まらず他省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介を行い、関係省庁や部局へ橋渡しをします。その後も、状況に応じて適切なフォローを行います。なお、相談窓口では、全国を10のエリアに分け、エリアごとの担当が相談をお受けします。

【支援内容】 ○相談事例
 ・観光地域づくり事例の紹介
 自治体で観光戦略を作成するので、地域のイベントなどで成功例があれば教えてほしい。
 →日本各地で熱意と創意工夫による魅力的な観光地づくりが行われており、このような地域の取り組みの一部を紹介し、観光地づくりに取り組む方々へ広く参考となるよう事例集（観光地域づくり事例集）をまとめました。
 ・観光庁メールマガジンでの相談事例紹介
 実際にご相談いただいた事例の中から参考になるものを観光庁メールマガジンにおいて、順次紹介しております。

【事業イメージ】

○各エリアの相談窓口連絡先



【連絡先】（全国） 国土交通省 観光庁 観光地域振興課（DMO支援室） TEL：03-5253-8328

○^{よろず}地方創生萬相談窓口

【概要】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。

【対象事業】包括的な相談体制

市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局（地方整備局及び地方運輸局）において一元的に対応。

【支援内容】国土交通省関連施策について、横断的に対応。他省庁の施策がまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューを紹介。

【連絡先】

（地方創生萬相談窓口）

北海道開発局	開発監理部 開発計画課 開発調整課	TEL：011-736-8325 TEL：011-709-9216
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：011-290-2721
東北地方整備局	企画部 企画課	TEL：022-225-2171
東北運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：022-791-7507
関東地方整備局	企画部 企画課	TEL：048-600-1329
関東運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：045-211-7209
北陸地方整備局	企画部 広域計画課	TEL：025-370-6687
北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：025-285-9151
中部地方整備局	企画部 広域計画課	TEL：052-953-8129
中部運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：052-952-8006
近畿地方整備局	企画部 企画課	TEL：06-6942-4090
近畿運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：06-6949-6409
中国地方整備局	企画部 企画課	TEL：082-221-9231
中国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：082-228-3495
四国地方整備局	企画部 広域計画課	TEL：087-811-8309
四国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：087-802-6725
九州地方整備局	企画部 企画課	TEL：092-476-3542
九州運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL：092-472-2315
沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課 運輸部 企画室	TEL：098-866-1908 TEL：098-866-1812

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

平成31年度要求額：
2,500百万円

- 【概要】訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。
- 【対象者】事業計画に位置づけられた事業の実施主体（訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMOその他民間事業者、地方公共団体）
- 【対象事業】各DMO策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の事業（ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る）
- ①調査・戦略策定
 - ②滞在コンテンツの充実
 - ③広域周遊観光促進のための環境整備
 - ④情報発信・プロモーション

具体的な支援イメージ

①調査・戦略策定

データに基づき、外国人旅行者に対して訴求力のある各種取組を実施するための調査・戦略策定に係る取組に対して支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

調査結果や策定された戦略に基づき、外国人旅行者の滞在の促進に繋がるコンテンツの充実に係る取組に対して支援。



クルーズ船を活用したコンテンツの開発

③広域周遊観光促進のための環境整備

滞在コンテンツの充実とあわせて、エリア内での周遊を促すための環境整備に係る取組に対して支援。



二次交通検索サイトの整備

④情報発信・プロモーション

調査結果や策定された戦略に基づき、エリア内のコンテンツの魅力や周遊を促すための受入環境に関する情報の効果的な発信に係る取組に対して支援。



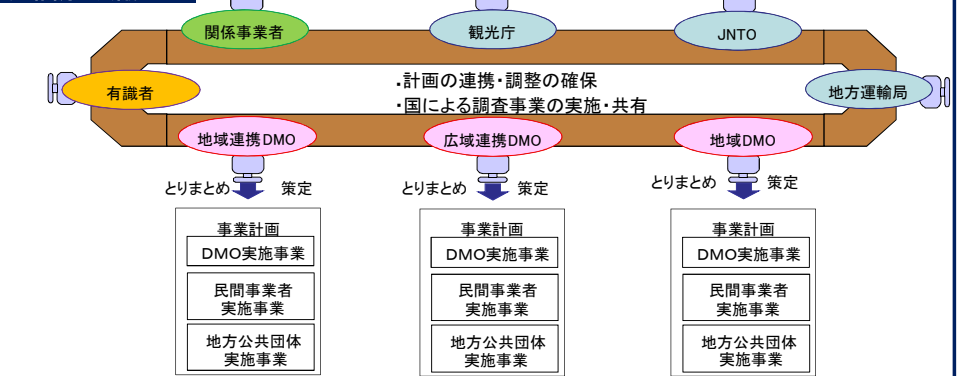
SNS等による情報発信

地域の連携・調整を図る仕組み

支援内容

- ・地域の広域連携DMO・地域連携DMO・地域DMOのほか、観光庁、地方運輸局、JNTO、関係事業者、有識者等をメンバーとする連絡調整会議を地方ブロック単位で開催。
- ・各DMOが自らの事業と地域の地方公共団体、民間事業者の実施する事業をとりまとめの上、事業計画を策定。
- ・連絡調整会議において、各DMOの事業計画の記載事項について調整を行うことにより、広域周遊観光促進の観点から地域の連携・調整を図る。

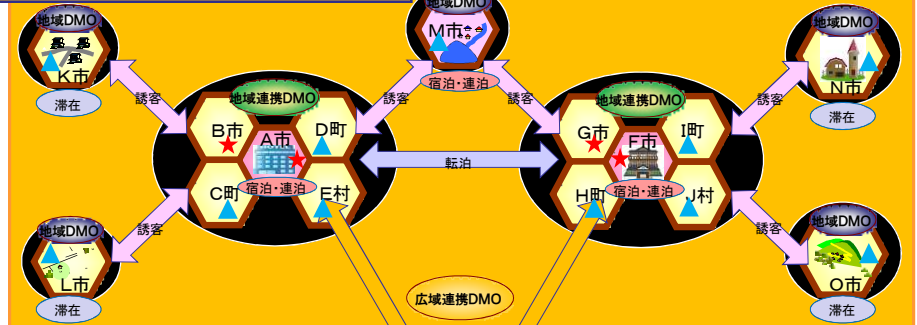
連絡調整会議



地域の連携による広域周遊観光の促進（イメージ）

- ・各DMOの役割分担の下で、地域固有の文化、自然等を活用した観光コンテンツの充実及び交通アクセスの改善をはじめとするストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を実施。
- ・その上で、地域の観光資源・交通・宿泊情報等をターゲット層へ効果的に訴求することにより、地方部への来訪、宿泊・連泊・転泊による長期滞在を促進。

地方部における来訪・滞在等を促進するイメージ



★・・・キラコンテンツ
▲・・・周辺の観光コンテンツ

主要ゲートウェイ
(国際空港等)

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光地域振興課 TEL: 03-5253-8328

○地域が稼ぐためのクラウドを活用した知的観光基盤整備事業

【概要】観光地域マネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供する。

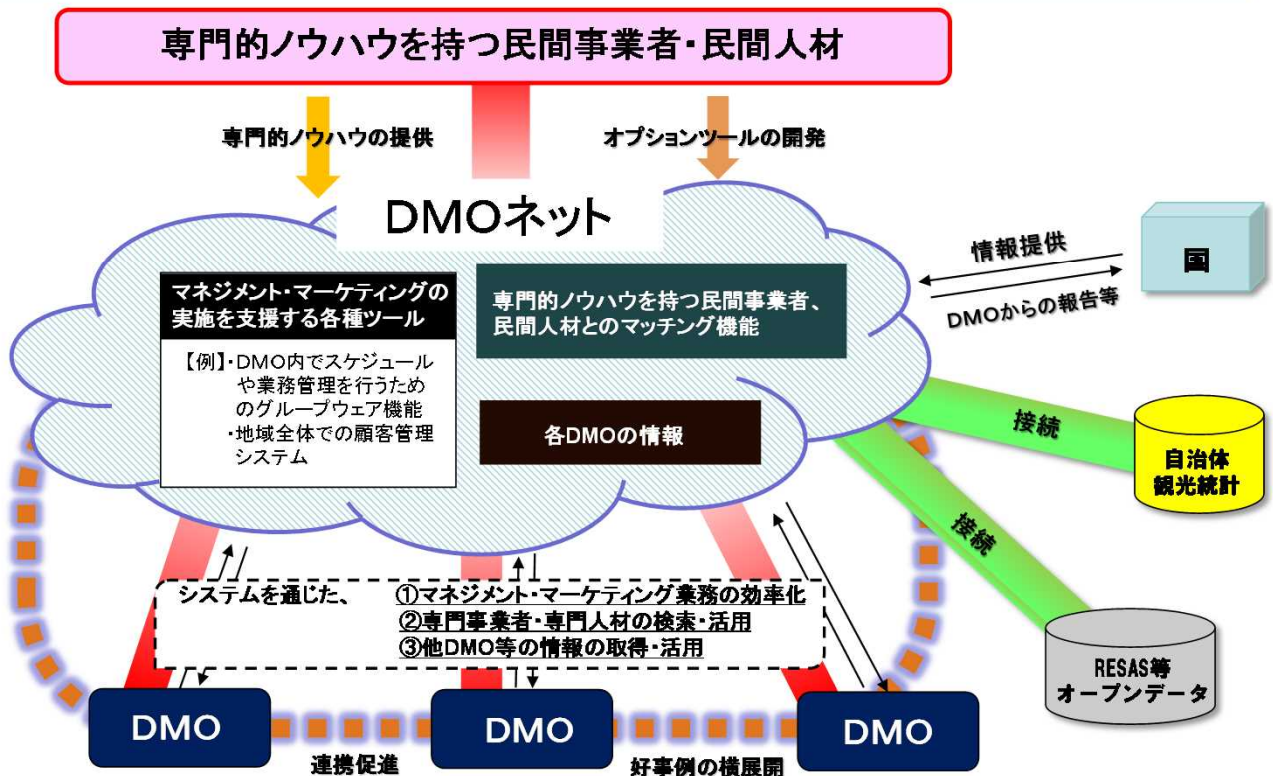
【対象者】登録された日本版DMO、日本版DMO候補法人等

【支援内容】「DMOネット」の開発を通じた、
 ①日本版DMOの実施するマネジメント・マーケティング業務を効率化するための各種支援ツールの提供
 ②日本版DMOが必要とする専門業者・専門人材を検索・活用するためのマッチング機能の提供
 ③日本版DMOが他地域のDMOの先進的な取組等の情報を参照できる仕組みの提供

【事業イメージ】

地域が稼ぐためのクラウドを活用した知的観光基盤整備事業

- 観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」実施できるよう支援するシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供する。
- DMOが担うべき様々な機能・役割について、システムによる支援を行うとともに、DMOと民間事業者等とのマッチングや、DMO間の連携・交流の促進を図る。



【連絡先】国土交通省 観光庁 観光地域振興課

TEL: 03-5253-8328

○観光消費促進に向けたクールジャパン推進事業

平成31年度概算要求額：
720百万円

- 【概要】 DMO等を中心に外部人材や地域の中小企業者等と連携して、地域のヒト・コト・モノ全体のマーケティング・ブランディングから外国人旅行者に向けたプロモーションまでを支援することで、地方へ人を呼び込む力を高めると同時に中小企業等が、外国人旅行者をターゲットとした地域らしい商材やサービス等の磨き上げを外部人材と連携等して行うことを支援することで地方で稼ぐ力を高める。地方だけではできない人材育成やスマートリゾートの推進を実施するとともに、他地域との連携を支援することで観光消費増加による国内全体の活性化を目指す。
- 【対象者】 DMO等、中小企業等
- 【対象事業】 (1)クールジャパンプロデュース支援事業
DMO等によるインバウンド需要のために外部人材の活用によりマーケティングからプロモーションまで行うプロデュース活動を促進。DMO等のブランディングにあう日本らしい商材やサービスを有する中小企業等が、海外のライフスタイルやニーズ等に詳しい外部人材の活用により行う、海外需要獲得に向けたプロデュース活動を促進。
(2)スマートリゾート推進事業
マスタープラン策定地域を中心とした8程度の地域においてスマートリゾート実現に向けたF/S調査を行うとともに導入計画を策定。併せて先進的に取り組んでいる1地域において実証事業、実施計画策定の支援を行う。
(3)観光イノベーション人材育成事業
各地域における観光地域づくりを担う人材等の育成を目的として、OJT研修やスキルアップのための座学研修、ワークショップの開催などを行う。
- 【支援内容】 (1)クールジャパンプロデュース支援事業 (2)スマートリゾート推進事業 (3)観光イノベーション人材育成事業
○補助:定額、10/10～2/3、1/2 ○補助:10/10、委託 ○委託

観光消費促進に向けたクールジャパン推進事業

平成31年度概算要求額 **7.2億円（新規）**

(1,2) 商務・サービスグループ クールジャパン政策課
03-3501-1750
(3) 中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催、2025年の大阪万博誘致は、世界の注目が日本に向け、インバウンドの機会であるとともに、大都市圏への旅行者の集中という問題を抱えています。 全国各地には日本らしい魅力ある観光地や商材・サービスがありますが、増加する外国人旅行者のニーズに合った事業展開の知見が少ないため、旅行者の分散や観光消費に繋がっていません。 日本版DMO等を中心に外部人材や地域の中小企業者等と連携して、地域のヒト・コト・モノ全体のマーケティング・ブランディングから外国人旅行者に向けたプロモーションまでを支援することで、地方へ人を呼び込む力を高めます。 同時に中小企業等が、外国人旅行者をターゲットとした地域らしい商材やサービス等の磨き上げを外部人材と連携等して行う取組を支援することで地方で稼ぐ力を高めます。 地方だけではできない人材育成やスマートリゾートの推進を実施するとともに、他地域との連携を支援します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度から36年までの5年間の事業であり、最終的には観光ビジョンに掲げた外国人旅行消費額2030年に15兆円にすることに貢献します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p>（1）クールジャパンプロデュース支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域へ人を呼び込む力を高めるため、DMO等が外部人材とともに、訪日外国人の誘客に向けた地域全体のブランディング・計画・マーケティング・海外PR事業等を実施。 地域で稼ぐ力を高めるため、DMO等が行うブランディングと連携し、中小企業等の商材やサービス等の磨き上げの支援を実施。 中小企業等に対するアドバイザー支援、メディア招聘・ゲートウェイ空港等における情報発信、連携会議など、地方単独ではできない側面支援を実施。 <p>（2）スマートリゾート推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的な取組を行っている地域におけるスマートリゾート導入に係る実証試験及びその結果を踏まえたスマートリゾート実施計画の策定を支援。 国際リゾートとして有望な地域において、先進的でも緊密に連携しつつ、スマートリゾート導入に関するF/S調査を実施するとともに、その結果を踏まえたスマートリゾート導入計画を策定。 <p>（3）観光イノベーション人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源を活用したニューツーリズムの需要の高まりを受け、地域と連携しながら、地域資源の掘り起こし、旅行商品の造成及び観光プロモーションに取り組む人材育成を支援。 地域の宿泊業・旅行業をはじめとする観光産業における新たなビジネスモデルの構築を目指す上で必要不可欠なイノベーション人材の育成を支援。

【連絡先】

(1, 2) 経済産業省 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 TEL:03-3501-1750
(3) 経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課 TEL:03-3501-1767

○不動産証券化手法を活用したモデル事業の形成支援等

平成31年度概算要求額：
58百万円の内数

【概要】地域の不動産業者によるクラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、小規模不動産特定共同事業に係る特例の創設等を内容とする不動産特定共同事業法の一部を改正する法律が第193回通常国会にて成立し、平成29年12月1日より施行された。同制度を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、新規参入予定者の人材育成に係るセミナー等の開催や、同制度を始めとする不動産証券化手法の活用モデルとなる事業を選定・支援し、事例・ノウハウを横展開することを通じて、不動産証券化事業に係る地域の担い手を育成する。

【対象者】クラウドファンディングを活用した不動産証券化事業や不動産証券化手法による遊休不動産の再生事業を検討している事業者等

【支援内容】○小規模不動産特定共同事業に関するセミナーや実務に関する講習の開催
○選定した事業者等への案件形成支援（専門家によるアドバイザーの実施）
○登録事業者及び事業関係者からなる全国会議の開催（事業者間のネットワークの形成促進）等
※「不動産特定共同事業」：組合形式で出資を行い、不動産の売買や賃貸による収益を投資家に配当する事業。

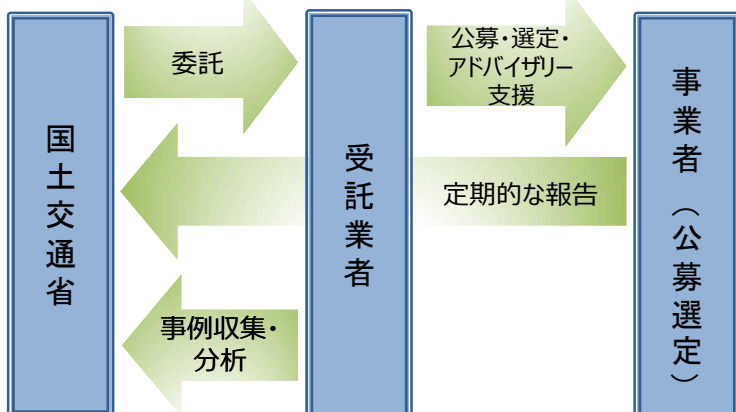
【事業イメージ】

小規模不動産特定共同事業の普及・登録に向けた人材育成

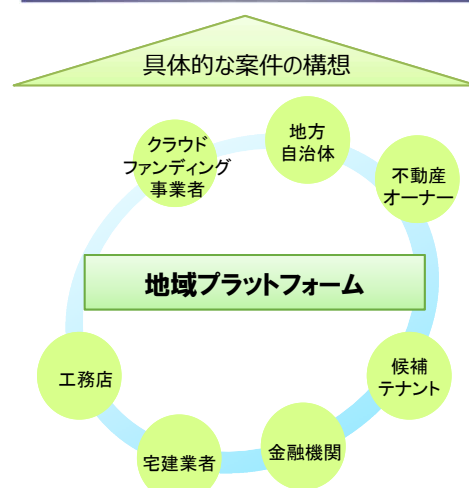
- 小規模不動産特定共同事業に関する正しい理解に向けたセミナーの開催（地域プラットフォーム）
- 主務大臣が指定する小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習の開催（※事業者ごとに必置の業務管理者となるための要件の選択肢の一つ）

クラウドファンディングを活用するなど地域振興に資する先進事例の形成促進

- クラウドファンディングを活用するモデル的な事業や、PRE・所有者不明土地等の遊休不動産を活用した先進事例となりうる事業者等を募集、選定。
- 専門家等によるアドバイザーを実施し、案件形成を支援するとともに、事例収集・分析等を行う。等



登録事業者及び事業関係者からなる全国プラットフォームの形成

全国プラットフォーム
(ノウハウ共有、ネットワーキング)

【連絡先】国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

TEL：03-5253-8289

○宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業

平成31年度概算要求額：
150百万円

【概要】 宿泊施設は、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化している中、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要があることから、生産性向上の取組みや外国人目線による情報開示を支援するとともに、事業承継の先行事例を取りまとめることにより、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図ることを目的とする。

【事業内容】 ①宿泊施設の生産性向上推進事業

宿泊施設単体の生産性向上を支援するとともに、宿泊施設が社員の共同活用等、互いに連携することで、地域の宿泊施設全体の生産性を向上させるためのモデル事業を実施・検証する。

②宿泊施設の情報開示促進事業

旅館の認知度を向上させるとともに、外国人旅行者に宿泊施設として選択してもらうため、外国人旅行者が重視するサービス情報の有無や旅館利用に関する情報をWebサイト上に掲載し、様々な情報開示を実施する。また、セミナー等を通じて情報開示の必要性等を発信し、事業者の意識改革をすることで旅館業界の底上げを図る。

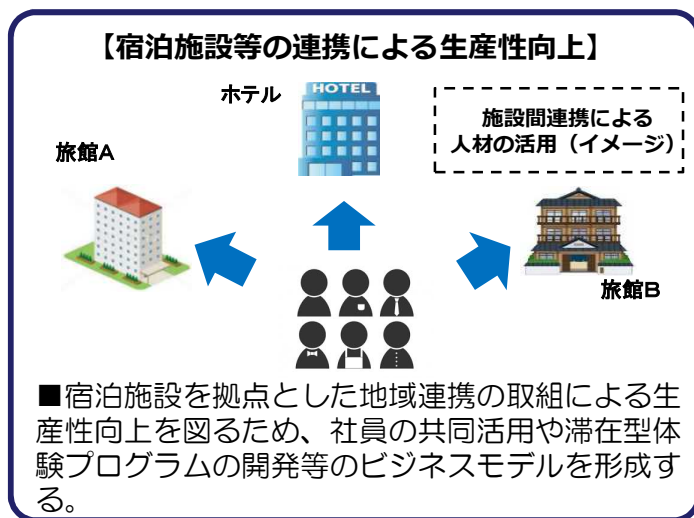
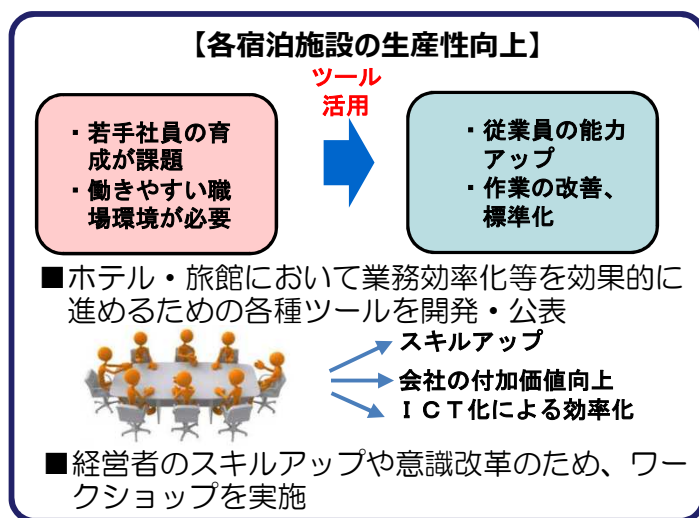
③宿泊業の新陳代謝の促進事業承継

旅館等における後継者不足の解消に資するため、M&A等の事業承継のニーズや課題、先行事例における承継前後の売上比較やその要因分析、優良事例の選定、データベース構築等の効果的な促進方策、自治体等を含む支援措置等を調査。事例集として取りまとめ、全国の旅館等に広く周知を図る。

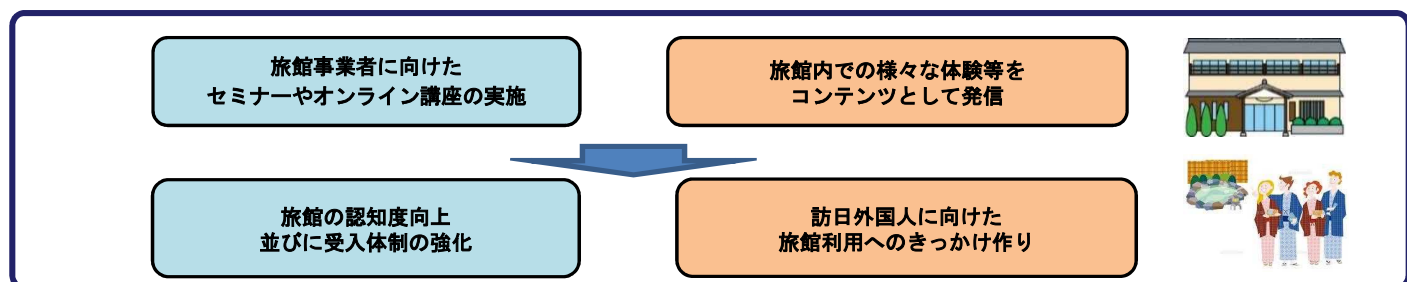
【支援内容】 ①～③について、宿泊施設の生産性向上のため、委託事業を実施。

【事業イメージ】

①宿泊施設の生産性向上推進事業



②宿泊施設の情報開示促進事業



【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光産業課 観光人材政策室

TEL: 03-5253-8367

○テーマ別観光による地方誘客事業

平成31年度概算要求額：
73百万円

- 【概要】 国内外の旅行者の満足度の向上と消費活動の拠点の活性化に向けては、アニメや忍者ゆかりの地、スポーツイベントなど、全国各地に点在する特定のテーマを観光資源として情報発信することが必要であることから、それぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。
- 【対象者】 各地域において、特定の観光資源についての取組を、地方公共団体、観光協会、旅行会社等の観光関係者等、地域資源を活用しようとする関係者で行っており、それら各地域から組織されるネットワーク。
- 【対象事業】 本事業において実施できる事業例
- 観光客のニーズや満足度を調査するためのアンケートやモニターツアーに係る費用
観光客のニーズやターゲット層の把握等の基礎調査や満足度を検証し、磨き上げるためのアンケートやモニターツアーにかかる費用
 1. の調査結果等を踏まえた旅行者の受入体制強化のための費用
1. の調査結果等から得られた知見を構成団体間で共有するマニュアル作成
交通事業者や宿泊事業者との連携を強化するための会議費用
旅行商品の造成
 1. の調査結果等を踏まえた情報発信のための費用
共同Webページ、共通パンフレット、共同マップの作成、各種PR(旅行博等)
 - ネットワーク拡大のための費用
同じテーマを観光資源とする団体や地域の実態把握調査、シンポジウムやセミナーの開催のための費用
 - 報告書作成のための費用
1. ～4. の個別事業に関する報告書作成にかかる費用
ただし、財産が残る可能性がある経費、協議会運営に係る人件費や会議出席等に係る構成員の旅費、通信料等の経常的な経費は、支援の対象外。

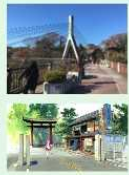


【支援内容】 参考資料を参照

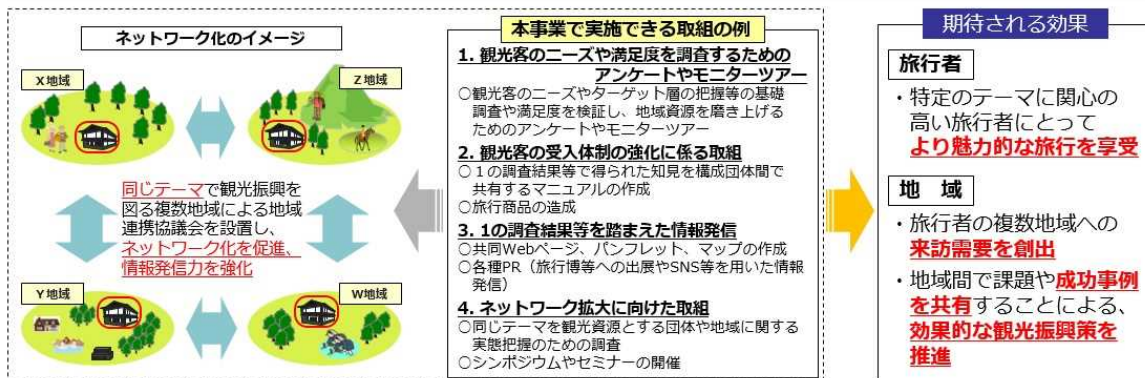
テーマ別観光による地方誘客事業



国内外の観光客が全国各地を訪れる動機を与えるため、**特定の観光資源**に魅せられて日本各地を訪れる「**テーマ別観光**」のモデルケースの形成を促進し、地方誘客を図る。

テーマ別観光となる観光資源の例

<p>アニメツーリズム</p> <p>【アニメの舞台となった地域へファンを誘客】</p> <ul style="list-style-type: none"> アニメ聖地8ヶ所の選定 複数のアニメ作品の聖地を巡るモニターツアーを実施 ツーリズムEXPO等のイベントへ出展 	<p>忍者ツーリズム</p> <p>【忍者に縁のある地を繋ぎ、旅行者の周遊を促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行会社と連携し忍者に関わる旅行商品を作成 忍者ゆかりの地が一同に会してPRを行う「忍者まつり」を開催 	<p>サイクルツーリズム</p> <p>【自転車を活用した観光振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地の名所や隠れたスポットを巡るサイクルコースの設定 地元ガイドの養成 外国人モニターツアーの実施 
---	---	---



【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光資源課

TEL：03-5253-8924

○伝統的工芸品産業支援補助金

平成31年度概算要求額：
360百万円

【概要】 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」）」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。

【対象者】 国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

【対象事業】 伝産法に基づき大臣認定を受けた3～5年の各種事業計画に沿って実施される事業を対象とする。

【支援内容】 下記事業について、上限2,000万円を補助。（ ）は補助率。

【振興計画】 後継者育成事業（1/2、2/3以内）、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業（2/3以内）

【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業（2/3以内）

【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業（2/3以内）

【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業（1/2以内）

事業の内容

事業目的・概要

- 現在、230存在する伝統的工芸品の指定産地は、ほとんどが個人事業者や中小・小規模企業により支えられています。
- 一方、昨今の生活様式の変化や安価な輸入品の増大による需要の低迷等の課題に直面し、伝統的技術・技法の継承が危機的状況にあります。
- 本事業は、各産地における伝統的工芸品の原材料確保対策事業、若手後継者の創出育成事業のほか、観光など異分野との連携や他産地との連携事業、国内外の大消費地等での需要開拓などに対して支援します。
- なお、本事業は「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」の規定に基づき経済産業大臣が指定した工芸品が対象であり、事業の申請に際しては、伝産法の規定による3～5年の事業計画を策定し、経済産業大臣の認定を予め受ける必要があります。

成果目標

- 伝統的工芸品の生産額の増減率が、一般生活関連用品（工業統計）の増減率を下回らないことを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

活性化事業

オリジナリティーのある魅力的な商品を開発し、国内外の見本市への出展を通じ、製品とその背景にある文化を発信するなど、伝統的工芸品産業の活性化を目的とした事業を支援します。



【江戸切子（東京都） 展示会出展の様子】



【樺細工（秋田県） 展示会出展の様子】

後継者育成事業（若年層等）

美術大学の学生を対象に、手漉き和紙に関する座学と製造技術等の実習指導を行い、和紙への関心を深めるきっかけを作り、新たな従事者の創出を図る事業を支援します。



【阿波和紙（徳島県） 実習の様子】



【連絡先】 経済産業省 製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室 TEL：03-3501-3544

○国内・海外販路開拓強化支援事業

平成31年度概算要求額：
2,720百万円

【概要】 中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等の支援に加え、製造事業者と連携した販路開拓を行う小売事業者等への支援のほか、地域産品の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や海外販路開拓に向けた海外展示会出展等のプロジェクトを支援。

【対象者】 民間団体等

- 【対象事業】
- (1) 地域産業資源活用・農工商等連携事業
 - ① 中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓の費用を補助。
 - ② 一般社団法人等が中小企業の地域資源活用を支援するために行う消費者嗜好に関する情報提供などの取組を支援。
 - (2) JAPANブランド育成支援事業
 - 地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援。
 - (3) 現地進出支援強化事業
 - 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等により、進出後の課題対応も含めて一貫して支援。
 - (4) IT活用型販路開拓支援強化事業
 - マッチングサイトやEC等を活用し、海外販路開拓を支援。

- 【支援内容】
- (1) 地域産業資源活用・農工商等連携事業
 - 補助：原則、補助率1/2、上限額500万
 - 支援事業者の場合、上限1,000万
 - 4者連携の場合、1回目2/3、上限2,000万
 - 機械化・IT化の場合、1回目2/3、上限1回目1,000万
 - (2) JAPANブランド育成支援事業
 - 補助：補助上限額200万円(戦略策定段階)
 - 定額補助
 - 補助上限額2,000万円
 - (ブランド確立段階) 補助率1～2回目2/3、3回目1/2
 - (3) 現地進出支援強化事業
 - 補助：定額補助
 - (4) IT活用型販路開拓支援強化事業
 - 補助：定額補助

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内・海外の販路開拓をシームレスに支援します。 ● 地域経済の活性化を図るため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・サービスの開発や販路開拓を支援します。 ● 海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します。また、事業成果を地域中小企業に広く発信し、挑戦意欲の醸成するとともに、市場との更なる連携強化等を推進します。 ● 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等により、進出後の課題対応も含めて一貫して支援します。また、中小企業の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。 ● マッチングサイトやEC等を活用し、海外販路開拓の支援強化を図ります。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p>	<p style="background-color: #FF9900; padding: 2px;">(1) 地域産業資源活用・農工商等連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域産業資源活用促進法及び農工商等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業等が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓に係る費用の一部を支援します。(原則として、補助率1/2、補助上限500万) ② 民間事業者等のノウハウを活用した、複数の中小企業者のマッチングやそれによる新事業展開の掘り起こし、商品改良等サポート、展示会・商談会の出展機会の提供等を通じて、新商品開発、販路開拓等の取り組みを支援します。 <p style="background-color: #FF9900; padding: 2px;">(2) JAPANブランド育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域産品が持つ素材や技術等の強みをいかに海外展開戦略の策定を支援します(補助上限200万円、定額補助)。また、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します(補助上限2,000万円、補助率2/3、1/2)。 ② また、事業成果を地域中小企業に対して広く発信するとともに、市場との更なる連携強化等を推進します。 <p style="background-color: #FF9900; padding: 2px;">(3) 現地進出支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 海外展示会や商談会等を通じた販路拡大機会の提供、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援(プラットフォーム事業)等、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援します。 ② 中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーや、各国税制等や税務に係る留意事項を記載したパンフレットの配布等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る態勢整備を支援します。 <p style="background-color: #FF9900; padding: 2px;">(4) IT活用型販路開拓支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ビジスマッチングサイトを活用した中小企業者等の新事業展開及び海外現地調査等による海外展開支援を実施します(補助上限90万、補助率1/2)。 ② ECを活用し、訪日外国人をターゲットとした、地域資源を活用した新商品等の販路開拓の支援強化を実施します。

【連絡先】

- | | | | | |
|--------------|-------|---------|-----------|--------------|
| (1)(2)(3)(4) | 経済産業省 | 中小企業庁 | 創業・新事業促進課 | 03-3501-1767 |
| (3) | 経済産業省 | 通商政策局 | 総務課 | 03-3501-1827 |
| (3) | 経済産業省 | 貿易経済協力局 | 投資促進課 | 03-3501-1662 |

○食によるインバウンド対応推進事業

平成31年度概算要求額
:28百万円

拡大するインバウンド需要を農山漁村に取り込み、その地域での食体験を通じて、日本の農山漁村に愛着と親しみをもちてもらうことが農林水産物・食品の輸出拡大のために重要。

このため、味わいだけでなく「食」まわりのストーリーも含めて地域の「食」の魅力を磨き上げ、農山漁村の食・食文化を一体的なブランドとして海外へ発信する取組を支援。

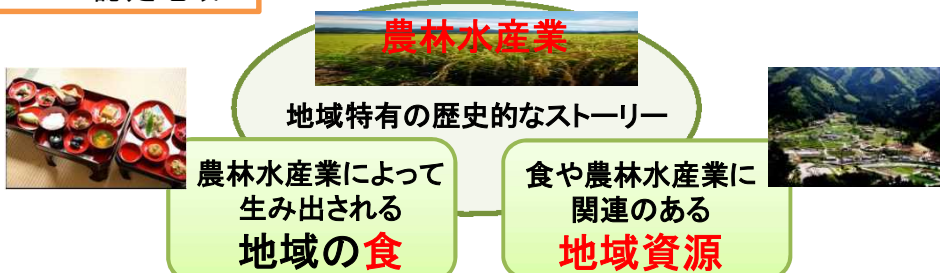
農山漁村の食・食文化ブランドの海外発信

食によるインバウンド対応推進事業

(28百万円)

地域特有の食とそれを支える農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす地域の取組をブランド化し海外に情報発信する取組を支援。

SAVOR JAPAN認定地域



<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/eat/savorjp/index.html>

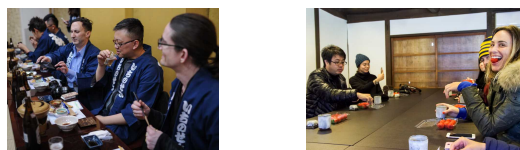
認定地域をSAVOR JAPANブランドで パッケージにして海外へ発信



認定地域の地域資源のさらなる発掘・磨き上げの支援

認定を目指す地域の資源の発掘と磨き上げの支援

農山漁村へ訪日旅行客を呼び込み



【連絡先】農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課 TEL : 03-6744-2012

○JETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）

あなたの自治体にもJETプログラムを!!

グローバル化は地域の新たな活力源！！

- ☆ 外国人観光客を地元へ呼び込みたい、特産品を海外に売り込みたい！
- ☆ オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップを地域振興の起爆剤に！
- ☆ 小学校での英語教育、地域から世界にはばたく子供たちを育てたい！

・・・でも、いったい誰を頼ったらいいの？

そんなときは…「JETプログラム」!!

※ JETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme)：海外の青年を日本に招致し、自治体・学校で国際交流や外国語指導に活躍してもらう事業

- ☆ **30年以上の実績!** :これまで全世界73カ国から68,000人以上の青年を招致
- ☆ **優秀な人材!** :大卒相当の青年を大使館等で面接、来日後もスキルアップをフォロー
- ☆ **地域のニーズを人選に反映!** :出身国、語学能力などの希望をマッチング
- ☆ **交付税措置でサポート!** :年間の経費(報酬・旅費など)は地方交付税で

主な職種と活用例

Assistant Language Teacher

ALT 【外国語指導助手】



- 学校などで日本人教師とペアで英語などの外国語を教える
- 学校生活での親密な付き合いで、児童・生徒のコミュニケーション力も Level up!

【職務内容例】

- 日本人教員の外国語授業の補助
- 外国語教材作成
- クラブ活動や学校行事への参加
- 外国語スピーチコンテストなどへの協力

Coordinator for International Relations

CIR 【国際交流員】



- 自治体・国際交流協会での通訳や国際理解イベントに活躍
- 外国人の視点で観光・特産品PR、国際イベント企画などで地域の魅力を世界へ発信!

【職務内容例】

- 国際交流事業の企画・立案・補助
- 外国人訪問客の接遇・通訳
- 観光振興・海外販路拡大への助言・補助
- 外国人住民への生活支援活動

JETプログラムのお問い合わせは…

- 総務省 自治行政局 国際室 : TEL 03-5253-5527 FAX 03-5253-5530
- (一財)自治体国際化協会 JETプログラム事業部 : TEL 03-5213-1733 FAX 03-5213-1743

○外部専門家（地域力創造アドバイザー）招へい事業

【概要】 市町村が、外部専門家（「地域人材ネット」登録者）を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。

【対象者】 定住自立圏構想に取り組む市町村又は条件不利地域をその区域の一部に含む市町村

【事業イメージ】

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進市町村で活躍している職員（課）を登録
- 民間専門家（349名）、先進市町村で活躍している職員（21名（組織を含む））
（平成30年9月1日現在 計370名・組織）
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村
- 財政措置の内容：
地域力創造アドバイザーを年度内に延べ10日以上又は5回以上^{※1}招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置
※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、3年間（1市町村につき1回に限る）
 - ◇ 民間専門家等活用（5,600千円／年）
 - ◇ 先進自治体職員（組織）活用（2,400千円／年）

活用例

以下のような事業の実施に当たり、外部人材を活用。

- 地域運営組織が行政に頼らず、自立し、自主運営していく基盤を作り上げることにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーターとして活躍する人材を育成するために活用
（外部専門家の役割）
・講義、ワークショップ等による、まちづくりコーディネーターの養成
- 市直営のワイン製造施設運営に関し、製造するワインの品質向上及び販売増進を図るために活用
（外部専門家の役割）
・醸造技術・商品開発指導

○地域おこし企業人交流プログラム

- 【概要】 市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。
- 【対象者】 地域おこし企業人交流プログラムに取り組む地方自治体
- 【対象事業】 市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出できるよう取り組む事業
- 【支援内容】
- ① 地域おこし企業人の受入れの期間前に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)
 - ② 地域おこし企業人の受入れの期間中に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。
(合計額が3,500千円を超えるときは3,500千円を上限)
 - ③ 地域おこし企業人の発案・提案した事業に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)
- 【事業イメージ】

地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に
三大都市圏に勤務することを要しない

活動地域

- ① 定住自立圏に取り組む市町村（中心市及び近隣市町村）
- ② 条件不利地域を有する市町村

期間

6月～3年

特別交付税
措置

- 企業人の受入の期間前に要する経費
上限額 年間100万円(措置率0.5) / 団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
- 受入に要する経費
上限額 年間350万円 / 人
- 企業人が発案・提案した事業に要する経費
上限額 年間100万円(措置率0.5)

【地域における企業人の活動事例】

- (ICT分野)
○ ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業
- (観光分野)
○ 観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策
(シティプロモーション)
- 営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大
(エネルギー分野)
- 再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

TEL: 03-5253-5392

○地域おこし協力隊

【概要】 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に要する経費を特別交付税の対象とする。

【対象者】 地域おこし協力隊に取り組む地方自治体

- 【支援内容】
- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
隊員1人あたり400万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費
最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
 - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
1自治体あたり200万円上限

【事業イメージ】

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：**概ね1年以上3年以下**

○地方財政措置：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

①地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限

（報償費等200万円〔※〕、その他の経費（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円）

※平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり400万円上限は変更しない。）

②地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

③地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置（平成28年度から）



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数（26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人）と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約4割**は
女性

隊員の**約7割**が
20歳代と30歳代

任期終了後、**約6割**が
同じ地域に定住
※H29.3末調査時点

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

TEL：03-5253-5394

○地域通訳案内士制度

- 【概要】 多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られた地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援する。
- 【対象者】 地域通訳案内士育成等計画を策定する市町村又は都道府県（複数の自治体が共同する場合を含む）
- 【事業内容】 これまで、各特例法に基づいて限定的に認められてきた地域特例通訳案内士については、通訳案内士法の改正により、全国展開が図られたところ。改正通訳案内士法（平成30年1月4日施行）により、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、市町村又は都道府県は、単独又は共同して、地域通訳案内士育成等計画を策定し、地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図ることができることとなったことから、今般、当該計画の策定を支援。
- ※地域通訳案内士とは
地域を訪れる外国人観光旅客に対し、有償で外国語を用いて観光案内を行うことを業とする者。地域通訳案内士育成等計画に基づき、市町村又は都道府県が実施する地域の特性に応じた研修を受講することで資格が付与される。
- ※地域通訳案内士育成等計画
観光庁長官が定める地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図るために定める計画。
- 【支援内容】 地域通訳案内士育成等計画の策定を希望する自治体に対し、必要な情報提供、技術的な助言を行うほか、優良事例の横展開を図るなどの支援を行う。

地域通訳案内士について（第53条～第60条関係）



地域通訳案内士基本指針（第53条）

- 国土交通大臣は、地域通訳案内士の育成、確保及び確保に関する地域通訳案内士育成等基本指針を策定

◆地域通訳案内士育成等基本指針

- ・地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項
- ・地域通訳案内士育成等計画の作成の指針となるべき事項
- ・地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

地域通訳案内士育成等計画（第54条）

- 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士基本指針に基づき、単独で又は共同して、地域通訳案内士育成等計画を定めることができる

◆地域通訳案内士育成等計画

- ・業務区域
- ・研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
- ・計画の実施に関し必要な事項

全国通訳案内士との違い

- 研修の修了により資格取得。
（※）研修修了時には効果測定を実施
- 全国通訳案内士は英検1級程度の語学力を求めるのに対し、地域通訳案内士は地域の実情に応じて設定。

観光庁長官の同意

- 地域通訳案内士育成等計画について同意を得た市町村又は都道府県は、研修を実施（第55条）

研修を修了した者は、地域通訳案内士育成等計画に定められた業務区域における地域通訳案内士としての資格を取得

（※）地域通訳案内士も、業務区域での名称独占が認められる（第60条）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光産業課 観光人材政策室

TEL：03-5253-8367

○観光産業における人材育成事業

平成31年度概算要求額：
421百万円

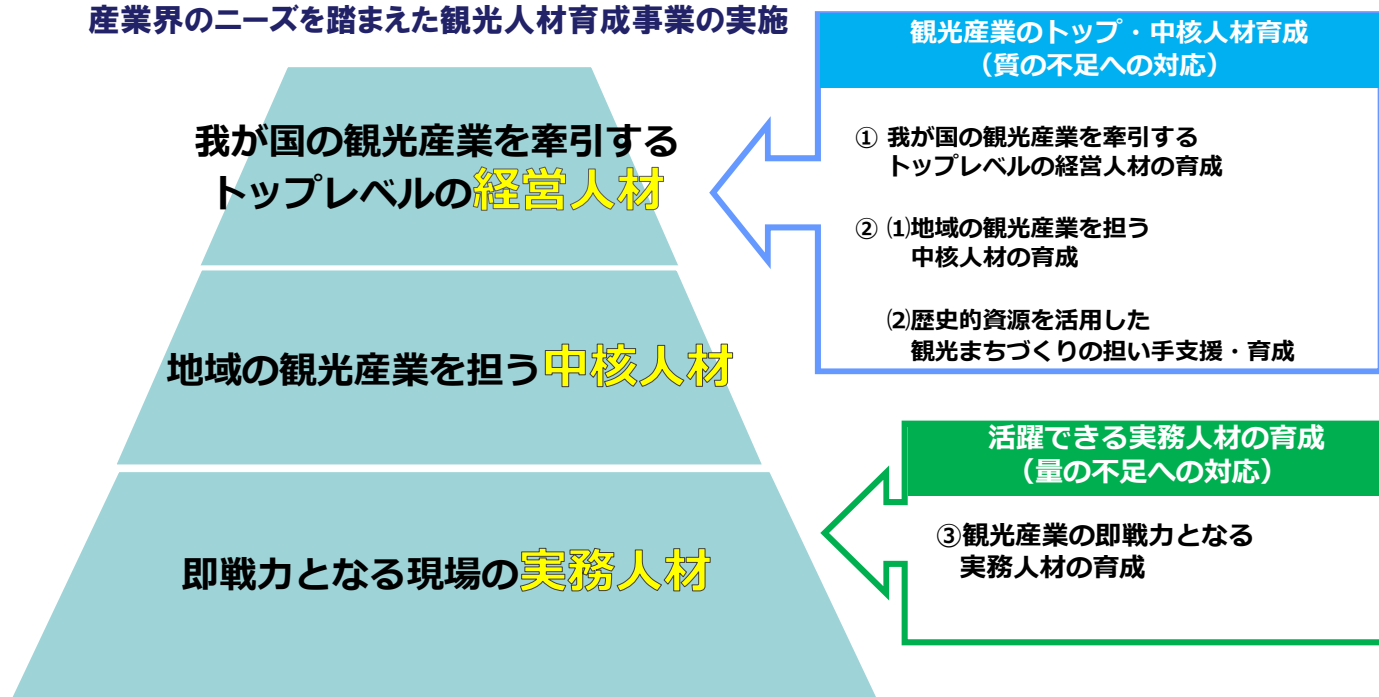
【概要】観光産業における、経営及び実務に係る人材の質と量両面での不足を解消し、高まるインバウンドのニーズに対応できるよう、国際競争力を強化する。特に、地方における観光産業の中心となる旅館・ホテルの宿泊業に携わる人材を育成し、地域活性化につなげる。また、教育機関における観光人材育成の取組について、今後、自立的且つ持続的に実施できるよう、モデルとなるしくみを全国に発信することを目的とする。

- 【事業内容】
- ①観光産業をリードするトップレベルの経営人材育成
観光産業において国際競争に伍していくトップレベルの経営人材を創出するための取組として、平成30年4月に一橋大学及び京都大学において「観光MBA」を開学。産学官のワーキンググループ等を通じ、引き続きカリキュラムのブラッシュアップ等を実施。
- ②観光の中核を担う人材育成
宿泊業をはじめとした地域の観光産業を担う中核人材の育成・強化のための取組として、平成30年度は、青森大学・鹿児島大学・東洋大学・明海大学・神戸山手大学・信州大学・横浜商科大学において、産学連携の社会人向けの講座を実施。今後も本取組を継続し全国に展開。また、セミナーの実施、人材育成研修（応用編）の実施、人材育成に関わるガイドラインの作成等を通して歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手支援・育成を行う。
- ③即戦力となる地域の実践的な観光人材育成
インターンシップ等の先進的な実践授業を実施するとともに、地域における人材創出事業を実施。また、外国人材受入れ環境整備のためのプラットフォームの構築に取り組む。

【支援内容】①～③について、カリキュラム開発や持続可能な体制構築のため、委託事業を実施

【事業イメージ】

産業界のニーズを踏まえた観光人材育成事業の実施



【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光産業課 観光人材政策室

TEL: 03-5253-8367

○テーマナビゲーター育成事業

平成31年度概算要求額：
70百万円

【概要】 訪日外国人旅行者の地域滞在の満足度を高めるため、地域の魅力あるテーマの観光資源について、外国人対応可能な体験型観光を担うガイド人材を育成することにより、地域での体験滞在の満足度向上を図る。

【対象者】 テーマナビゲーターの育成を行う民間団体

【支援内容】 地域の魅力ある特定のテーマの観光資源について、外国人対応可能なガイド人材（ナビゲーター）を育成・活用するモデルケースを構築する。

【事業イメージ】

現状と課題

- 訪日外国人旅行者が求める地域での対人コミュニケーションが満足に取れないため、外国人の地域滞在の満足度が低い状況。
- 訪日外国人旅行者の「コト消費」のニーズが高まっているものの、魅力的な体験型観光を担うガイド人材が不足しており、「『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源の活性化に関する検討会議」においても、体験型コンテンツにおけるガイドの育成等も提言に盛り込まれているところ。
- 観光先進国であるアメリカ、フランス等に比べ、日本における旅行消費支出に占める娯楽サービス費の割合は、特に小さい状況。

事業概要

地域の魅力ある特定のテーマの観光資源について、外国人対応可能なガイド人材（ナビゲーター）を育成・活用するモデルケースを構築するため、以下の取組を実施。

<事業の流れ>

- ① 育成するテーマの選定（2テーマ程度）
※ガイド育成テーマの例：スノー、自然等
- ② 育成するガイドを募集し、研修を実施
- ③ 育成ガイドを活用したモデルツアーの実施
- ④ モデルツアーの効果検証、他地域へ横展開

<スノー>



<自然>

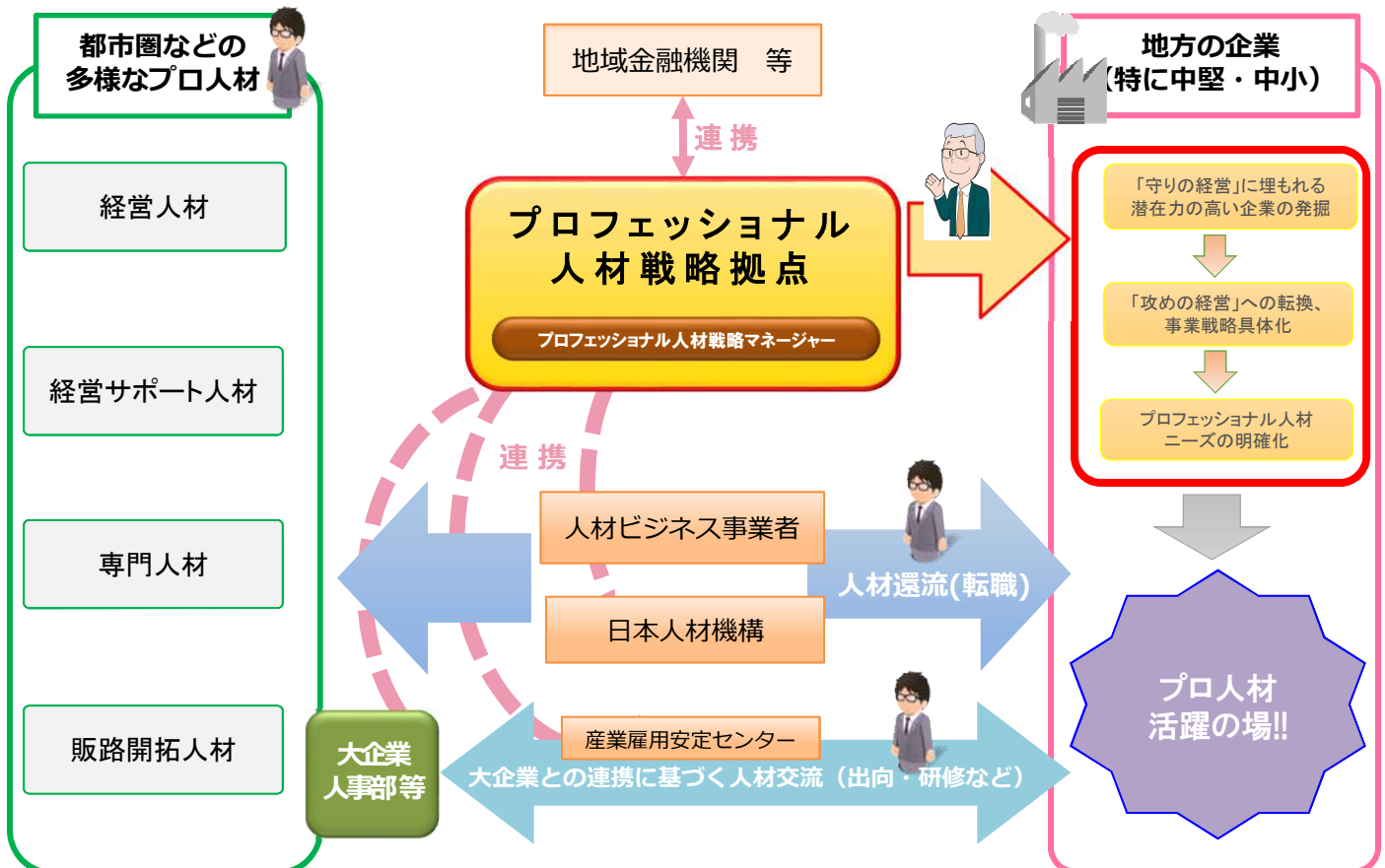


【連絡先】 国土交通省 観光庁 観光産業課 観光人材政策室 TEL：03-5253-8367

○プロフェッショナル人材事業

平成31年度概算要求額：
32百万円

- ◆各道府県は、潜在成長力ある地域企業に対し、プロフェッショナル人材の採用支援活動を行う、「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月頃から、本格的に活動を開始した。
- ◆各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を引きつけるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業に個別に接触し、経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すことで、プロ人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、人材市場に発信する。
- ◆地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘やその成長戦略の策定などで積極的に連携。各地の拠点同士で協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大や、地方創生インターンシップ事業との連携、都市部のプロ人材に対する地域経済の潜在力アピールなどの活動を展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。



【連絡先】 内閣府 地方創生推進室 TEL: 03-6257-1412
 プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト
 URL: <http://www.pro-jinzai.go.jp/>

○地方創生カレッジ事業

平成31年度概算要求額
:268百万円

- 「地方創生カレッジ」は28年12月に開講。地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムを、eラーニング形式等で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成に繋げていく。
- 特に、DMOを中心とした観光分野の講座を多数提供している。



eラーニング

	分野別プロデューサー	総合プロデューサー	地域コミュニティリーダー
専門	観光・DMO 地域商社 等	戦略策定・管理 事業構築・推進 等	住民自治 ケーススタディ 等
経験	地域戦略の策定 データ分析	事業の自立化 地方創生の理念	官民連携 地域の課題解決等

対面・実地 スクリーニング/ワークショップ(人材交流・マッチング)

【連絡先】「地方創生カレッジ」 URL: <https://chihouseusei-college.jp/>

○(公財)日本生産性本部 地域経営支援センター TEL: 03-3511-4013

FAX: 03-3511-4039 E-mail: college@jpc-net.jp

○内閣府 地方創生推進室 TEL: 03-6257-1412

○文化芸術創造拠点形成事業

平成31年度予算額
：2,312百万円

【概要】 地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援する。

【対象者】 地方公共団体

【対象事業】 地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組

【対象内容】 ○文化芸術による地域経済活性化に資する取組 補助金上限額：1億円(補助率1/2)
○地域の文化芸術の振興に資する取組 補助金上限額：3千万円(補助率1/2)
○地域の文化施策推進体制を構築する取組 補助金上限額：2千万円(補助率1/2)

【事業イメージ】

文化芸術創造拠点形成事業

2019年度要求額 2,312百万円
(前年度予算額 2,312百万円)



2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興**を図り、ひいては**地域の活性化に寄与**する。

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体
- 補助金上限額：文化芸術による地域経済活性化に資する取組 1億円
：地域の文化芸術の振興に資する取組 3千万円
- 補助対象経費：文芸費、舞台費、報償費、消耗品 等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とする地域の文化芸術資源を活用した文化事業を実施

【取組例】・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ
・芸術祭、音楽祭、写真展、美術展、メディア芸術の展示 等



大友良華+青山薫+伊藤隆之（with）without records
松井崇朗（climbing time/falling time）撮影：小牧 寿里
札幌国際芸術祭2017



クロスメディアイベント「078」（神戸市）

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

【事業内容②】

地方公共団体等による地域の文化施策推進体制を構築する取組を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体（都道府県・政令指定都市）
- 補助金上限額：2千万円
- 補助対象経費：専門人材による文化芸術政策の立案に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費 等

文化芸術立国の実現を加速する文化政策（答申）文化審議会（平成28年11月17日）
地方公共団体においても、地域の文化芸術に熟知しつつ、自立した文化芸術活動に求められるマネジメント力を備えた専門人材を確保することが必要である。あわせて、「地域のアーチカウンスル機能（主として文化芸術政策の立案や調査研究などを実施する機能）」を強化する観点から、独立行政法人日本芸術文化振興会との連携を図りつつ、地域の文化芸術施策推進体制の整備を促進していく必要がある。

都道府県・政令指定都市

委託等

文化振興財団等

文化芸術施策の
立案・遂行

助成事業

調査研究
情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ
独自の職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

【連絡先】

文化庁地域文化創生本部暮らしの文化・アートグループ TEL：075-330-6730（直通）

○博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業

平成31年度要求額
:60百万円

【概要】 2019年ICOM京都大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、博物館による日本の魅力発信と地域活性化を図る観点から、複数の博物館により構成される博物館コンソーシアムによる共同展示や共同研修、多言語による情報発信等の取組を促進する。

【対象者】 博物館又はその設置主体、複数の博物館により構成する実行委員会 等

【対象事業】

- (1) 博物館コンソーシアムによる魅力発信、地域活性化
 複数の博物館が連携し、個々の博物館では成し得ない以下のような取組を実施することにより、博物館による魅力発信と地域活性化を図る。
 - ① 共同展示、共同研修
 - ② 多言語による情報発信
 - ③ その他、地域活性化等に資する博物館の機能強化の取組（開館時間の延長、ユニークベニュー、アウトリーチ等）
- (2) 博物館子供フォーラム（仮称）の実施
- (3) 海外博物館専門家との研究交流
- (4) 博物館レガシー調査研究

【支援内容】

対象事業(1)～(4)について委託事業を実施

【事業イメージ】



【連絡先】 文化庁 企画調整課 TEL: 03-6734-4772

○国際文化芸術発信拠点形成事業

平成31年度要求額
: 1,852百万円

- 【概要】 地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。
- 【対象者】 地方公共団体、民間企業を含む実行委員会等
- 【対象事業】 日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組
- 【支援内容】 ○補助金予定額：総額18億円
○支援期間：最大5年間の継続支援
- 【事業イメージ】



国際文化芸術発信拠点形成事業

(30年度予算額 1,250百万円)
31年度要求額 1,852百万円

文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。

現状

文化芸術資源を活用して地域の再生に取り組む自治体が増え、優良事例も増加しているが、一方で、

- 地域経済活性化の推進手段として、文化芸術と他の分野との有機的連携が図られつつ最大限活用されているとは言えず、波及効果も限定的
- 文化芸術のフェスティバルの開催は活発化し、メディアで特集されるなど認知度が高まりつつあるが、海外まで広く認知されているとは言えず来場者に占める訪日外国人の割合も低水準（5%未満がほとんど）
- 地域の文化芸術を担う総合プロデューサー等専門人材が不足

○「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」が成立（30年6月）
（大規模祭典の継続的かつ安定的な実施）第8条抜粋
「国は、大規模祭典の継続的かつ安定的な実施を図るため、…必要な施策を講ずるものとする。」

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）
第2章 Ⅲ 地域経済好循環システムの構築 3. (2)
iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化
産学官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化・ブランド力向上やコンテンツを軸とした文化の社会的・経済的価値等の創出に向け、文化庁の機能強化を図りつつ、文化芸術産業の経済規模（文化GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大し、文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）
第2章2. (5) 文化芸術立国
「文化経済戦略（仮称）」を策定し稼ぐ文化への展開を推進するとともに、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図る。2020年までに文化政策推進重点期間として位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組を推進する。

文化芸術推進基本計画（平成30年3月6日閣議決定）
目標2 創造的で活力ある社会
我が国の芸術文化、文化財や伝統等の多様な魅力を国際交流を通じて世界へ発信することは、我が国の国家ブランディングへ貢献するものであり、これらを通じて創造的で活力ある社会の形成に資するものである。
戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

事業内容 国際発信力 ブランド化 民間企業との連携 関連分野との有機的な連携 **を重点的に支援・強化**

2020東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援。

<具体的には、以下の取組を総合的に実施する事業者を支援>

- ▶ 芸・産学官が連携して行う継続的な文化芸術事業の実施
- ▶ 影響力を持つ海外メディアの招聘をはじめとした国際発信力の強化
- ▶ 国内のみならず訪日外国人をも魅了するコンテンツとなるよう戦略的なブランディング
- ▶ 国際的な集客力のあるアーティストの招聘
- ▶ 継続的に支える官民一体となった組織の形成
- ▶ コアとなる総合プロデューサー人材の育成 など

観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野と有機的に連携させて事業展開を行うことで、経済活性化等の波及効果の最大化を図り、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会の実現を促す。

- 補助対象事業者：地方公共団体、民間企業を含む実行委員会等
- 補助予定額：総額18億円
- 支援予定拠点数：12拠点程度
- 補助対象経費：国際発信に要する経費
文化芸術事業の質の向上に資する出演費・舞台費等
- 支援期間：最大5年間の継続支援



六本木アートナイト2018



Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018

【連絡先】 文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室 TEL : 03-5253-4111 (内線2836)

○エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

平成31年度概算要求・要望額
:31百万円

【概要】 国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

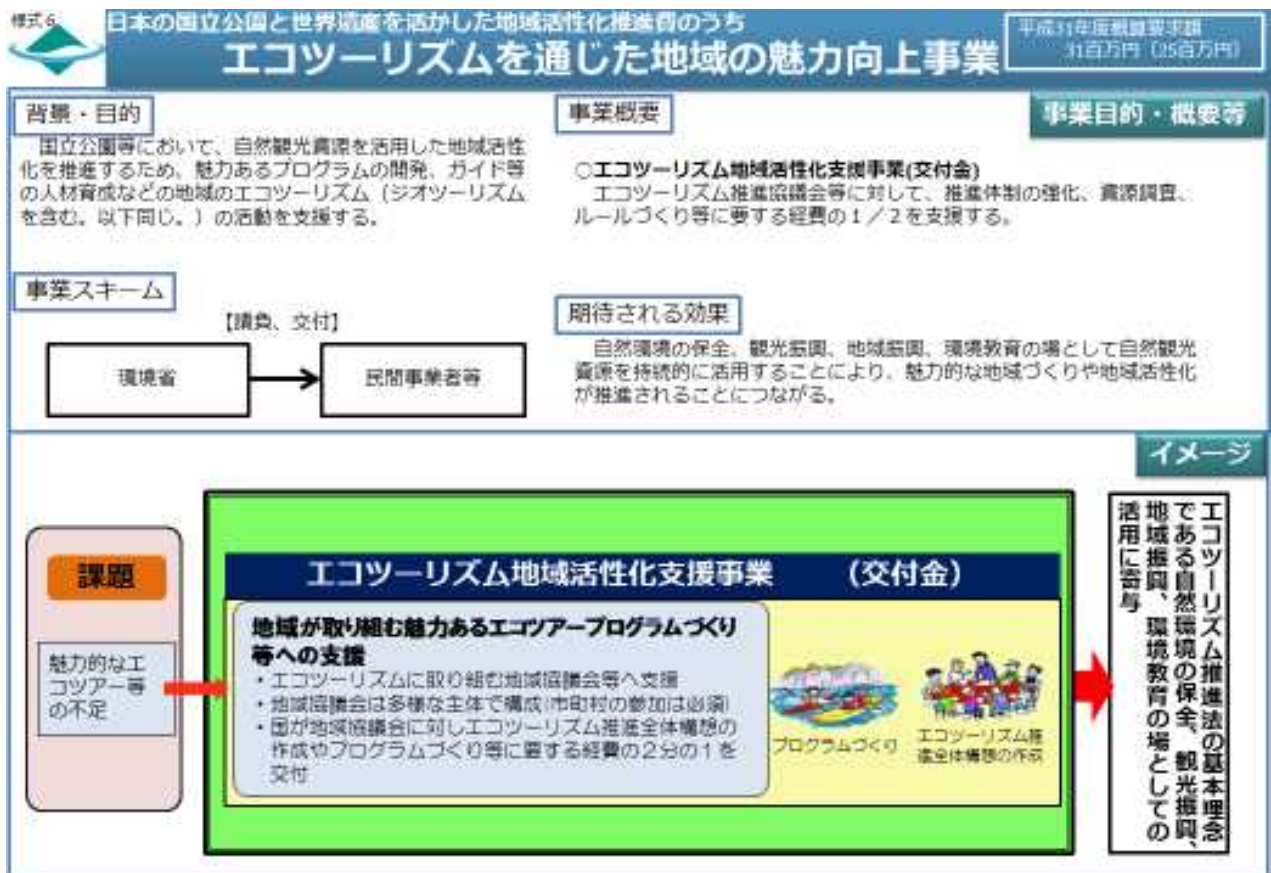
【対象事業】エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)

- エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
 - ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化
 - ・資源調査
 - ・エコツアーのプログラムづくり
 - ・ガイド等の人材育成 等

【支援内容】エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)

- ・交付対象経費の1/2を助成(1地域あたりの交付金額は最大で500万円(H30年度実績))

【事業イメージ】



【連絡先】 環境省 自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室 TEL:03-5521-8271

○地域IoT実装総合支援

平成31年度予算額
:603百万円

【概要】 地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援

【対象者】 地方公共団体、民間事業者

【対象事業】 (1)地域IoT実装推進事業
これまでの実証等の取組を通じて創出されたICT/IoT利活用の分野別成功モデル(観光クラウド、シェアリングエコノミー等)の普及展開を促進
(2)地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業
地域単位での調査研究を通じ、地方公共団体のICT/IoT実装に関する具体的な戦略・計画の策定を支援
(3)地域情報化アドバイザー派遣事業
ICT/IoTの知見を有する専門家を派遣し、ICT利活用やIoT実装を促進

【支援内容】 (1)地域IoT実装推進事業
① 都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体については1/2(上限2,000万円)以内
② 都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体のうち、条件不利地域に該当する地方公共団体については1/2(上限2,000万円)以内又は定額(上限1,500万円)
③ 地方公共団体以外にあっては1/2(上限2,000万円)以内
(2)地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業
調査研究を通じて、複数の地方公共団体における地域IoT実装推進のための計画策定を支援
(3)地域情報化アドバイザー派遣事業
地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT/IoTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICT/IoTの専門的な知見やノウハウを有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT/IoT利活用に関する助言等を行う。

地域IoT実装総合支援

- 「地域IoT実装推進ロードマップ」の実現に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援。
- 実装を阻む「壁」を打破し、ICT/IoTの実装を日本全国の各地域の隅々まで拡げ、地域経済の活性化や地域課題の解決に大きく貢献。

< 概要 >

地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定支援

- ・ 現場における推進体制整備、ICT/IoT実装の具体的な戦略・計画の策定への支援

地域IoTの実装事業への財政支援

- ・ ICT/IoT利活用の成功モデル実装への財政支援

地域情報化アドバイザー派遣等による人的支援

- ・ ICT/IoTの知見を有する専門家の派遣等により、ICT利活用やIoT実装を促進
- ・ 総務省内にICT地域活性化サポートデスクを開設、地方公共団体等からの問合せに対応
- ・ 自治体CIO育成研修の実施

地域IoT実装の全国的な普及促進活動

- ・ ICT地域活性化大賞、地域ICT/IoT実装セミナーの開催 等



【連絡先】 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課

TEL:03-5253-5756

○地域オープンデータ推進事業

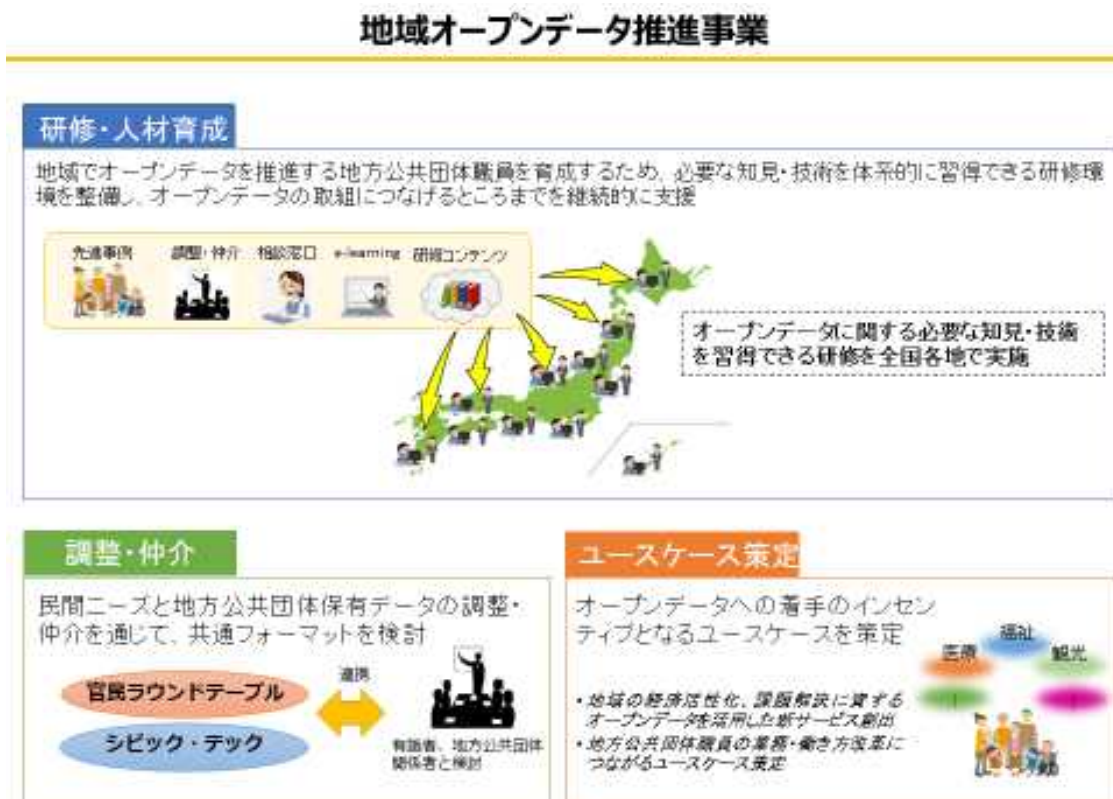
平成31年度概算要求額：
450百万円

【概要】 地域の課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援する。

【対象者】 地方公共団体など

【支援内容】 地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援するため、データの加工・公開などオープンデータ化に必要な知識・技術を体系的に習得できる研修を全国各地で実施し、地域でオープンデータを推進する地方公共団体職員を育成する。併せて、データを保有する地方公共団体とそれを活用する民間事業者等との調整・仲介や、公開されたオープンデータの有効活用につながる先進事例のユースケースの策定を行う。

【事業イメージ】



【連絡先】 総務省 情報流通行政局 情報流通振興課

TEL:03-5253-5748

○インフラツーリズム

■概要

橋、ダム、港などのインフラ（社会資本）を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。

施設見学を取り入れたツアーの企画・催行は各地方整備局等の窓口へご相談下さい。

■各地の相談窓口

北海道開発局	開発監理部開発調整課	TEL:011-709-2311
東北地方整備局	企画部企画課	TEL:022-225-2171
関東地方整備局	企画部広域計画課	TEL:048-600-1330
北陸地方整備局	企画部広域計画課	TEL:025-280-8880
中部地方整備局	企画部企画課	TEL:052-953-8127
近畿地方整備局	企画部企画課	TEL:06-6942-1141
中国地方整備局	企画部企画課	TEL:082-221-9231
四国地方整備局	企画部企画課	TEL:087-811-8308
九州地方整備局	企画部企画課	TEL:092-476-3542
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	TEL:098-866-1908

インフラツーリズムポータルサイト

インフラツーリズムの取組概要（パネルも掲載）



全国のインフラツアー等を掲載



インフラツーリズムポータルサイトで

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html>)

【連絡先】 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

TEL：03-5253-8912

ソフト&ハード事業

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

平成31年度要求額
：7,760百万円の内数

【概要】 訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、ストレスフリーで快適な受入環境整備を図るため、全国共通ICカードの導入等の観光地までの移動円滑化や無料Wi-Fiの整備等の滞在時の快適性の向上等の取組について、地域の実情に応じて支援する。

【対象者】 地方公共団体、民間事業者、協議会等

【対象事業】 (1)交通サービスインバウンド対応等支援事業
・ ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、全国ICカードの導入、交通施設や車両等の洋式トイレ・多機能トイレの整備、鉄道駅・バスターミナル等における移動円滑化のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。

(2)宿泊施設のストレスフリー環境整備事業
・ 旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料公衆無線LAN環境整備や決済端末整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。

【支援内容】 補助率
(1)……………定額、1/2、2/5、1/3、1/4(交通サービス調査事業においては上限1,000万円)
(2)……………基本的ストレスフリー環境整備：1/3
(補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に100万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は100万円を上限とする。)
バリアフリー環境整備：定額100万円、1/2(上限500万円)

【事業イメージ】 ※ 写真はイメージ例

(1)交通サービスインバウンド対応等支援事業



全国共通ICカードの導入



多言語バスロケーションシステムの設置



車内等を含めた洋式トイレの整備

・ 鉄道駅・バスターミナル等における移動円滑化

(2)宿泊施設のストレスフリー環境整備事業

■ 基本的ストレスフリー環境整備



無料Wi-Fiの整備



決済端末の整備

等

■ バリアフリー環境整備



トイレのバリアフリー化



出入口の改修

等

【連絡先】 (1) 国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課
(2) 国土交通省 観光庁 観光産業課

TEL : 03-5253-8396
TEL : 03-5253-8330

○社会資本整備総合交付金

平成31年度概算要求額：
1,066,329百万円の内数

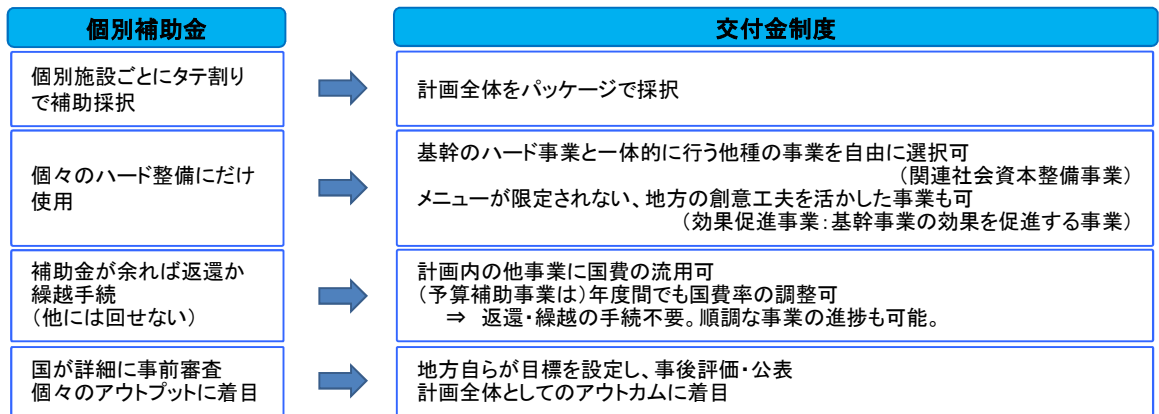
【概要】 地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。

【対象事業】

基幹事業	関連事業
社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業 ・道路事業 ・河川事業 ・地すべり対策事業 ・下水道事業 ・海岸事業 ・広域連携事業 ・市街地整備事業 ・地域住宅計画に基づく事業	社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等 ・港湾事業 ・砂防事業 ・急傾斜地崩壊対策事業 ・その他総合的な治水事業 ・都市再生整備計画事業 ・都市公園・緑地等事業 ・都市水環境整備事業 ・住環境整備事業

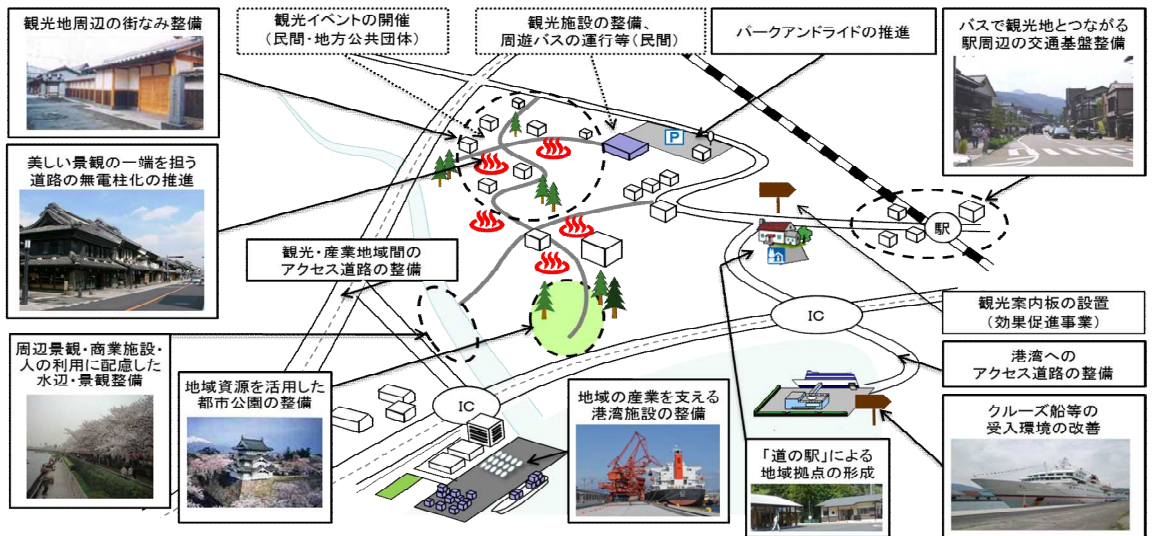
【特長】

- ・地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ・地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ・地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



【事業イメージ】

産業・観光振興等による活力ある地域を形成するため、アクセス道路や港湾施設など地域産業や企業立地を支える物流拠点の整備、観光地における交通拠点等の基盤整備、街なみや水辺・景観の整備、歴史・文化、自然等の地域資源の活用等の総合的な取組を実施する。



【連絡先】 国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室 TEL: 03-5253-8967

○官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業

平成31年度概算要求額
:391百万円

【概要】 地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域を活性化させる事業について、事業化検討経費を支援する。

【対象事業】 配分先：地方公共団体（都道府県、特別区、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む））
補助率：1/2 ※採択にあたって金額に下限値、上限値はない
対象分野：国土交通省所管の基盤整備事業の事業化検討調査
(例)道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設

【支援内容】 民間の事業活動等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設）の事業化に向けた必要な検討経費を支援する。
(例)基礎データ収集、需要予測、概略設計、PPP/PFIに係る事業手法検討 等

(平成31年度の概算要求内容)

民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討の機動的な支援について、PPP/PFI推進アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI検討案件の優先採択等の措置を講ずるとともに、広域的な観光・交流拠点形成の促進に係る基盤整備の調査を重点支援する。

【事業イメージ】

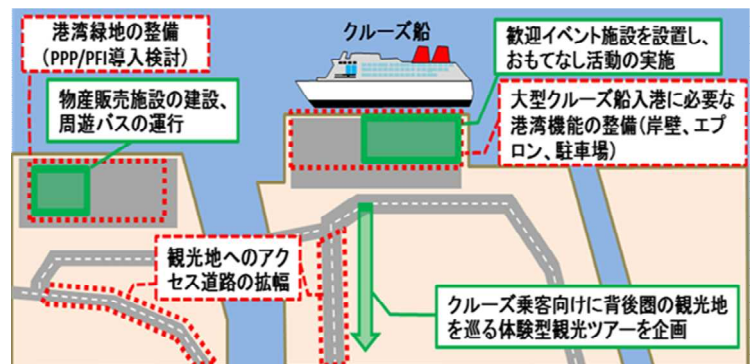
【凡例】 社会基盤整備  民間活動 

○広域的な観光拠点形成の促進に係る基盤整備の調査

例：大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討

【調査内容】

- ・大型クルーズ船寄港に対応した港湾施設整備のための広域観光需要調査
- ・岸壁、エプロン、駐車場、アクセス道路、港湾緑地の概略設計
- ・大型クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討（安全入出港のためのシミュレーターを活用した接岸・回頭調査等）
- ・港湾緑地の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討



例：地域活性化の拠点となる「道の駅」整備の検討

【調査内容】

- ・広域観光拠点の形成に向けたアクセス道路、駐車場、地域交流施設等の整備に係る需要調査、配置検討、概略設計、整備効果検討
- ・地域交流施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討



【連絡先】 国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 TEL：03-5253-8111（内線29-924）

○ 離島活性化交付金

平成31年度概算要求額
: 1,860百万円の内数

【概要】 離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

- 【対象事業】
- 「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・ターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入のための施設整備、流通効率化関連施設整備など
 - 「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、当該住民との交流の実施の推進など
 - 「安全安心向上」事業・・・防災機能強化事業、防災計画策定等事業など

【支援内容】 上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
流通効率化関連施設整備等事業については、1/2以内
特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。)

【事業イメージ】

離島活性化交付金								
<p>現行制度</p> <table border="1"> <tr> <th>定住促進事業</th> <th>交流促進事業</th> <th>安全・安心向上事業</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 産業活性化事業 雇用機会の創出のための戦略産品開発 輸送費支援（戦略産品の移出及び原材料等の移入） 定住誘引事業 空家改修等の施設整備 等 流通効率化関連施設整備等事業 荷さばき施設の整備 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域情報の発信 PR映像等の制作 等 交流拡大のための仕掛けづくり 滞在交流型観光のプラットフォーム作成 等 交流の実施 離島留学 等 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災機能強化事業 避難施設の整備 等 計画策定等事業 地域防災計画の修正 等 </td> </tr> </table>			定住促進事業	交流促進事業	安全・安心向上事業	<ul style="list-style-type: none"> 産業活性化事業 雇用機会の創出のための戦略産品開発 輸送費支援（戦略産品の移出及び原材料等の移入） 定住誘引事業 空家改修等の施設整備 等 流通効率化関連施設整備等事業 荷さばき施設の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報の発信 PR映像等の制作 等 交流拡大のための仕掛けづくり 滞在交流型観光のプラットフォーム作成 等 交流の実施 離島留学 等 	<ul style="list-style-type: none"> 防災機能強化事業 避難施設の整備 等 計画策定等事業 地域防災計画の修正 等
定住促進事業	交流促進事業	安全・安心向上事業						
<ul style="list-style-type: none"> 産業活性化事業 雇用機会の創出のための戦略産品開発 輸送費支援（戦略産品の移出及び原材料等の移入） 定住誘引事業 空家改修等の施設整備 等 流通効率化関連施設整備等事業 荷さばき施設の整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報の発信 PR映像等の制作 等 交流拡大のための仕掛けづくり 滞在交流型観光のプラットフォーム作成 等 交流の実施 離島留学 等 	<ul style="list-style-type: none"> 防災機能強化事業 避難施設の整備 等 計画策定等事業 地域防災計画の修正 等 						
<p>拡充内容</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>○輸送費支援の充実</p> <p>戦略産品の移出に係る対象品目数を拡大 (4品目から5品目へ)</p>  <p>水汲みの様子 海洋深層水</p> </td> <td> <p>○空家改修事業の充実</p> <p>旅館等から居住用住宅への改修 (現在は「空き家」に限定) 一時滞在施設への改修</p>  <p>お粥・醬油・体験シェアハウス 田舎暮らし体験事業</p> </td> <td> <p>○離島留学の支援制度拡充</p> <p>支援対象者を高校生まで拡大 支援期間の3年制限延長</p>  <p>高校の離島留学 小・中学生の離島留学</p> </td> </tr> </table>			<p>○輸送費支援の充実</p> <p>戦略産品の移出に係る対象品目数を拡大 (4品目から5品目へ)</p>  <p>水汲みの様子 海洋深層水</p>	<p>○空家改修事業の充実</p> <p>旅館等から居住用住宅への改修 (現在は「空き家」に限定) 一時滞在施設への改修</p>  <p>お粥・醬油・体験シェアハウス 田舎暮らし体験事業</p>	<p>○離島留学の支援制度拡充</p> <p>支援対象者を高校生まで拡大 支援期間の3年制限延長</p>  <p>高校の離島留学 小・中学生の離島留学</p>			
<p>○輸送費支援の充実</p> <p>戦略産品の移出に係る対象品目数を拡大 (4品目から5品目へ)</p>  <p>水汲みの様子 海洋深層水</p>	<p>○空家改修事業の充実</p> <p>旅館等から居住用住宅への改修 (現在は「空き家」に限定) 一時滞在施設への改修</p>  <p>お粥・醬油・体験シェアハウス 田舎暮らし体験事業</p>	<p>○離島留学の支援制度拡充</p> <p>支援対象者を高校生まで拡大 支援期間の3年制限延長</p>  <p>高校の離島留学 小・中学生の離島留学</p>						

○地域再生制度

【概要】 地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

【支援内容】 地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。

【観光地域づくりに資する施策】

- 地方創生推進交付金(内閣府)
 - 企業版ふるさと納税(内閣府)
 - 地域再生エリアマネジメント負担金制度(内閣府)
 - 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等(内閣府)
 - 農山漁村振興交付金(農林水産省) 等
- 詳しくはこちら(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kettei.html>)

【事業イメージ】

○地域再生法（平成17年法律第24号）

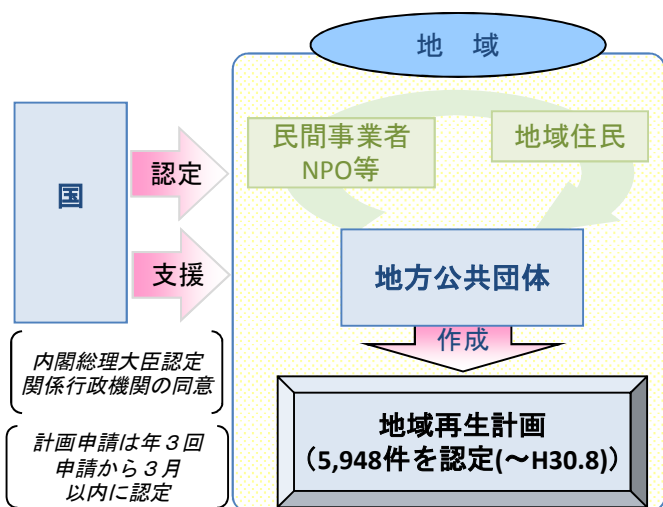
- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる**共通プラットフォーム**として機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針**（閣議決定）への適合を確認

主な支援措置メニュー

- 地域再生法に基づく支援**（※印はH30年改正で創設・拡充）
 - ①地方創生推進交付金
 - ②企業版ふるさと納税
 - ③地域再生支援利子補給金
 - ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等※
 - ⑤エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付（地域再生エリアマネジメント負担金制度）※
 - ⑥商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等※
 - ⑦「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例※
 - ⑧「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
 - ⑨農地等の転用等の許可の特例
（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）
 - それ以外の連動施策**
 - ・農山漁村施行交付金 ー農林水産省ー
 - ・地域公共交通確保維持改善事業 ー国土交通省ー

等
- 府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

○地域再生計画の認定プロセス



【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL：03-5510-2474

○地方創生推進交付金

平成31年度概算要求額
：1,150億円

【概要】 地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。

【対象者】 地方公共団体

【対象事業】 地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定：

- (1)しごと創生…………… ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等
- (2)地方への人の流れ… 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等
- (3)働き方改革…………… 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等
- (4)まちづくり…………… コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等

【支援内容】 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金(補助率:1/2)を交付。

【事業イメージ】

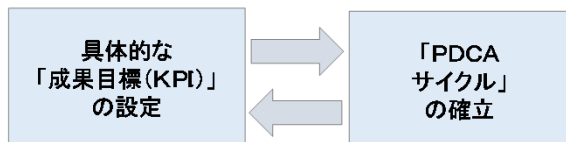
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度概算要求額 1,150億円【うち優先課題推進枠252.0億円】
(30年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち100億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

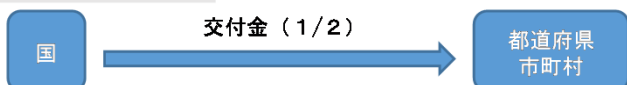
【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例)しごと創生(地域経済牽引事業等)、観光振興(DMO等)、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住支援及び新規就業支援)
 - ・東京圏から地方への移住者の移住に要する費用などの経済負担を軽減する取組
 - ・女性・高齢者等の新規就業に要する費用などの経済負担を軽減する取組

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画(5ヶ年度以内)を作成し、内閣総理大臣が認定します。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

期待される効果

○先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の充実・強化に寄与するとともに、東京一極集中の是正、地方の担い手不足への対処等に向け、地方創生を大胆に実行します。

【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局 地方創生推進交付金担当 TEL: 03-3581-4213

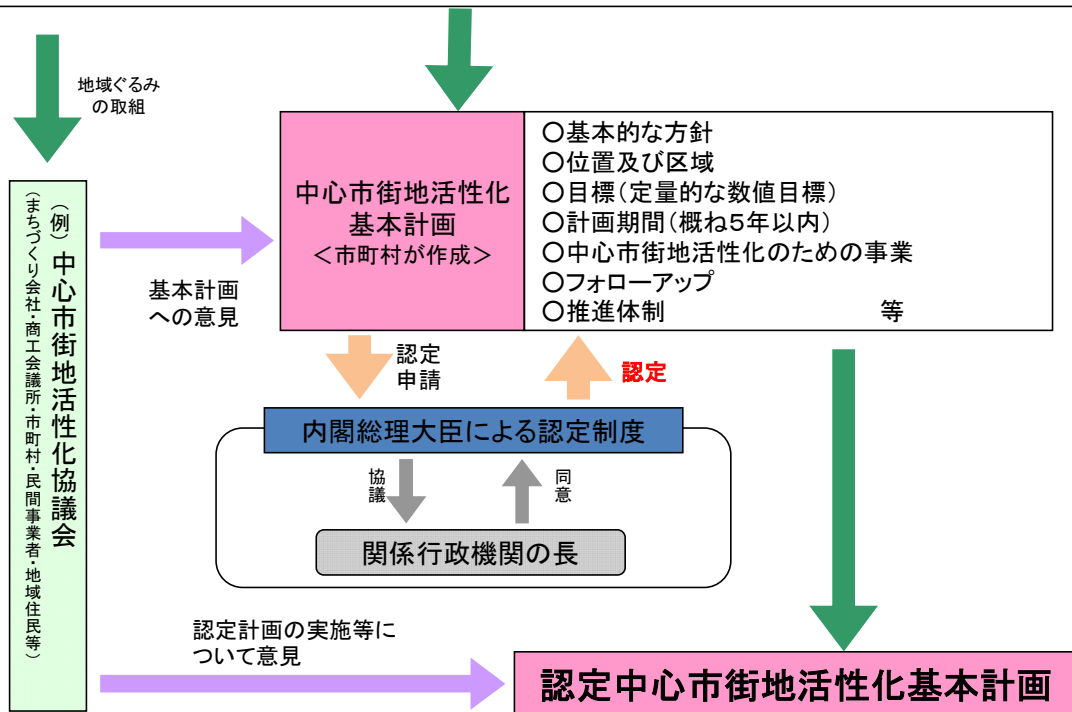
○ 中心市街地活性化制度

中心市街地活性化法の概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

基本方針（中心市街地活性化本部が案を作成→閣議決定）



国土交通省、経済産業省、総務省等

認定基本計画への重点的な支援

市街地の整備改善	・都市再生整備計画事業※
都市福利施設の整備	・暮らし・にぎわい再生事業※
まちなか居住の推進	・中心市街地共同住宅供給事業※
経済活力の向上	・地域・まちなか商業活性化支援事業 ・中心市街地活性化ソフト事業

※社会資本整備総合交付金を活用して支援

【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当 TEL: 03-5510-2338

○地域公共交通確保維持改善事業

平成31年度要求額
: 29, 327百万円

- ◆ 地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

<支援の内容>

- ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等
(上下分離等を行う鉄道事業再構築事業には支援充実)



地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

地域公共交通協働トライアル推進事業【拡充】 (交通圏全体を見据えた地域公共交通ネットワーク再構築に向けた先行的な取組の後押し)

<支援の内容>

- 交通圏全体を見据えた地域公共交通ネットワーク再構築に、都道府県・市町村・交通事業者等が協働して役割分担の明確化を図りつつ、先行的に取り組む場合、都道府県等に対し、計画策定費、実証運行費等を支援。

※国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業(地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入等)を実施する際には、まちづくり支援とも連携し、支援内容を充実

○かわまちづくり支援制度

平成31年度概算要求額：
都市水環境整備29,308百万円の内数
社会資本整備総合交付金1,066,329百万円の内数

【概要】

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となる事が可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

【ソフト支援】 優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

【ハード支援】 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【実施事例】



管理用通路を活用したフットパス(最上川)



水辺のオープンカフェ(那珂川)

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



【民間事業者と河川管理者が連携した取組】

(民間事業者と連携した水辺整備の例)

- ・民間事業者による水辺のオープンカフェ等の営業活動と河川管理者による護岸整備や管理用道路の整備
- ・民間事業者による遊覧船等の運行と河川管理者による防災船着場の開放

かわまちづくり支援制度に関するHP <http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/>

かわまちづくりよろず相談窓口(略称『かわよろず』)

hqt-kawamachi@ml.mlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えた上で送信願います

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

TEL: 03-5253-8447

○街なみ環境整備事業

※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

平成31年度概算要求額：1,066,329百万円の内数等

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

①接道不良住宅^(※)率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上

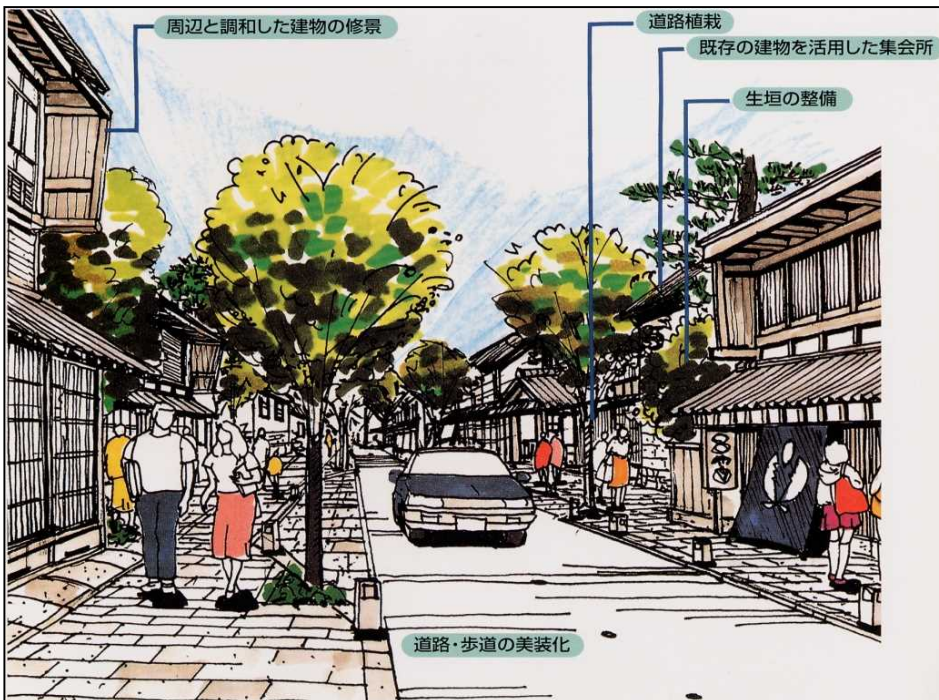
②区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域

③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

(※)接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区



協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

【連絡先】 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL: 03-5253-8517

○地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

平成31年度概算要求額：1,025百万円（継続）

政府は、省エネルギー、地球温暖化対策等のため、次世代自動車の普及を促進

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

運輸部門における省エネの推進 → 2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする。

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）




運輸部門におけるエネルギー起源CO2削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める。

環境に優しい自動車の集中的導入・買い替え促進事業を支援

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達（支援の最終段階）
補助上限	車両・充電設備等価格の1/2～1/3	車両・充電設備等価格の1/4～1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	 <p>燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ</p>	 <p>電気タクシー、電気トラック（バン）、プラグインハイブリッドタクシー</p>	 <p>ハイブリッドバス、天然ガスバス、ハイブリッドトラック、天然ガストラック</p>

地域の計画と連携した取組みの支援により、段階的に次世代自動車を普及

○地域まちなか活性化・魅力創出支援事業

平成31年度概算要求額
:1,360百万円

【概要】 中心市街地・商店街を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、商店街における先進的なチャレンジや商店街が地域で必要とされる機能の強化を支援する。

【対象者】 (1)中心市街地活性化支援:認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
(2)商店街魅力創出支援:商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体

【対象事業】 (1)中心市街地活性化支援
中心市街地を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備
(2)商店街魅力創出支援
商店街組織等が取り組む、地域への波及効果の高い、空き店舗対策や起業支援等、当該エリアの活性化・魅力創出に資する取組や全国モデルとなるような先鋭的なプロジェクト等

【支援内容】 (1)中心市街地活性化支援:補助率:2/3、1/2以内
(2)商店街魅力創出支援:補助率:2/3、1/2以内

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。
- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客を呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。
- このため、本事業では、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、商店街における先進的なチャレンジや商店街が地域で必要とされる機能の強化を支援します。

成果目標

- 2019年から2023年までの5年間の事業であり、来街者数の増加や売上増加等を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国	(1) ①、②補助(2/3,1/2以内)	商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体
	(1) ③委託	民間企業等
	(2) ①、②補助(2/3,1/2以内)	認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等
	(3) 補助(6/10以内)	全国商店街振興組合連合会

事業イメージ

(1) 商店街魅力創出支援事業

- ①商店街組織等が取り組む、地域への波及効果の高い、空き店舗対策や起業支援等、当該エリアの活性化・魅力創出に資する取組を支援します。
- ②また、全国的なモデルとなるような先鋭的なプロジェクトを支援します。
- ③商店街活性化の取組について、市場環境や取組の成功要因等を調査し、良い事例が全国に波及し活用されるよう広く展開します。

＜空き店舗対策＞
＜起業促進＞



(2) 中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

- ①中心市街地活性化法に基づく、地域への波及効果の高い複合商業施設整備や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。
- ②プロジェクト推進等に資する専門人材の活用や事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。



(3) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

【連絡先】
経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 TEL : 03-3501-3754
経済産業省 中小企業庁 商業課 TEL : 03-3501-1929

○ **自然環境整備交付金事業**
 ○ **環境保全施設整備交付金事業**

平成30年度当初予算額：1,785百万円
 平成31年度予算要求額：2,285百万円

【概要】 国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりへ寄与することを目的としている交付金事業。

【対象事業】 (1)国立・国定公園整備
 公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物館展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等
 ※国立公園整備については、植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外。

(2)国立公園及び国定公園区域外の整備
 長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等)
 平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業

(3)国立公園施設の長寿命化対策整備
 インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設

【支援内容】 (1)自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限
 (2)交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付

○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能
 ○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能
 ○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)
 これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能

【事業イメージ】

自然環境整備交付金・環境保全施設整備交付金		
<p>背景・目的</p> <p>政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、地方公共団体が行う国立公園、国定公園等の整備を支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を推進する。</p> <p>事業スキーム</p>  <p>※負担割合：国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業 総事業費の2分の1 国定公園等整備事業 総事業費の100分の45</p>	<p>事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然環境整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ○国立公園整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の国際化対応や老朽化対策のための公園事業施設の整備 ○国定公園等整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・国定公園における公園事業施設及び生態系維持回復事業に係る施設の整備 ・長距離自然歩道（国立・国定公園区域と重複する区間を除く）の歩道、標識等の整備 ・国指定鳥獣保護区（既着手事業の区域に限る）の自然再生施設の整備及び調査等 ●環境保全施設整備交付金 <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備 <p>期待される効果</p> <p>地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりへ寄与する。</p>	<p>事業目的・概要等</p>
<p>イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>国立公園整備事業</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>国定公園等整備事業</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>長寿命化対策整備事業</p>  </div> </div>		

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-3581-3351(内線6698, 6699)

○生物多様性保全推進支援事業

平成31年度概算要求額
: 153百万円

【概要】 地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要な経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。

【対象者】 1の①～④は地域住民、NPO法人、事業者、地方公共団体、その他の地域における活動団体等により構成される地域生物多様性協議会等。ただし、①については地方公共団体も対象。
1の⑤は地域連携保全活動支援センター及び同センターの設置を予定している地方公共団体
2は動物園・植物園・水族館等
3は地方公共団体、NPO法人、企業等
4は地方公共団体、地域生物多様性協議会

【対象事業】 1 生物多様性保全推進支援事業（下記メニュー①～⑤のいずれか一つ以上に該当するもの）
①特定外来生物防除対策（拡充）
外来生物法に基づく特定外来生物の対策
②生物多様性保護地域保全再生
自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法など法律等で指定された保護地域における保全再生
③広域連携生態系ネットワーク構築
生物多様性地域連携促進法又は自然再生法における法定計画に基づき進められる生態系ネットワークの構築、これらの法定計画の策定
④国内希少野生動植物種等対策（平成29年度までに採択された継続事業に限る）
種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策
⑤地域民間連携促進事業
生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん、専門家の紹介等の取組
2 国内希少野生動植物種生息域外保全
種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、動物園等が取り組む種の保存に資する飼育・繁殖
3 国内希少野生動植物種保全対策事業
種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、地方公共団体や民間団体が取り組む分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動
4 特定外来生物早期防除計画策定支援事業
地域に未侵入や侵入初期の種を対象とした早期発見・早期防除のための地域計画の策定

【支援内容】 1 1/2以内
2 定額補助（1種につき上限2,000千円）
3 定額補助 分布状況調査及び保全計画検討：上限2,500千円
生息環境改善等：上限1,500千円
4 定額補助（1件につき上限2,500千円）

【事業イメージ】 生物多様性保全推進支援事業

生物多様性保全推進支援事業例

○交付対象事業

1. 地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援

下記①～⑤のいずれかに該当する活動であって、**地域における生物多様性の保全再生**に資する活動

- ①外来生物対策 ②重要地域の保全・再生
- ③広域連携生態系ネットワーク構築
- ④国内希少野生動植物種対策（平成29年度までに採択された継続事業に限る）
- ⑤地域・民間の連携促進活動への支援

2. 動物園等による生息域外保全の支援

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の飼育・繁殖の取組が

※改定法に基づき認定を受けた動物園等を優先的に支援。

※飼育・繁殖が軌道に乗るまでの一時的な経費を支援。

3. 国内希少種の保全活動への支援

種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保全活動

※分布状況調査・保全計画策定・生息環境改善等の活動を対象。

※複数種を対象とした活動や生息地等保護区における活動を優先的に支援。

4. 地域における特定外来生物の早期防除計画の策定支援【新規】

地域へ未侵入・侵入初期の種を対象とした、早期発見・早期防除に資する地域計画の策定

○交付対象者・交付割合

事業NO.	交付対象者	交付割合
1	①～④地域生物多様性協議会等 ⑤地域連携保全活動支援センター・地方公共団体	1/2以内
2	動物園・植物園・水族館等	定額補助（1種につき上限2,000千円）
3	地方公共団体、NPO法人、民間企業等（NPO法人、民間企業等は、市町村等が事前確認）	定額補助 ・分布状況調査及び保全計画検討：上限2,500千円 ・生息環境改善等：上限1,500千円
4	地方公共団体、地域生物多様性協議会	定額補助（1件につき上限2,500千円）

○事業期間
・事業No.1は原則2年。ただし、延長可能性あり。
・事業No.2及び3は原則3年以内。
・事業No.4は原則初年度のみ。最大2年間。

○スケジュール【新規】	（平成31年度予定）
平成31年4月上旬	公募開始
4月下旬	公募締切
4月下旬～5月中旬	審査
5月下旬～6月上旬	採択事業の内示・公表

【過去の採択事業から見た採択事業例、想定事業例等】

1 地域における生物多様性の保全再生に資する活動への支援	2 動物園等による生息域外保全の支援
①外来生物対策 アルゼンチンアリ、スバルアザミ、アカミミガメ、セイヨウオオマルハナバチ、ワタザザリガニ等の侵入の防除 地域における外来種の生息・生育状況の調査 市民への外来種対策の手法等の啓発	ライチョウ、シマフクロウ、キリギシソウ、ダイトウサクラタデ等の生息域外保全（飼養・繁殖） 対象種に関する普及啓発 対象種の生息域外保全に関する計画・指針等の作成
②重要地域の保全・再生 湿地保全のための産生生物等の生息状況調査	3 国内希少種の保全活動への支援 生息・生育環境の整備や維持（草地の火入れや草刈り、防除薬の設置等） 生息・生育状況調査 生息域外保全個体の野生導入、定着状況把握
③生態系ネットワークの構築 地域連携保全活動計画の策定や事業実施 自然再生推進法に基づく計画の策定や事業実施	4 地域における特定外来生物の早期防除計画策定の支援【H31新規】 地域へ未侵入・侵入初期の種を対象とした早期防除計画の策定※ 同計画に基づく、初期時の準備（関係者間の連携体制構築、効率的・効果的防除方法の普及、必要資材のストック）※ ※：採択実績がないため、基本要件を掲載している。
④国内希少野生動植物種の生息地の植生環境等の整備 生息環境の維持管理、監視作業、普及啓発活動	
⑤地域・民間の連携促進活動への支援 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営※ 同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん、専門家の紹介等の取組等※	

○文化財を活かした観光戦略推進プラン

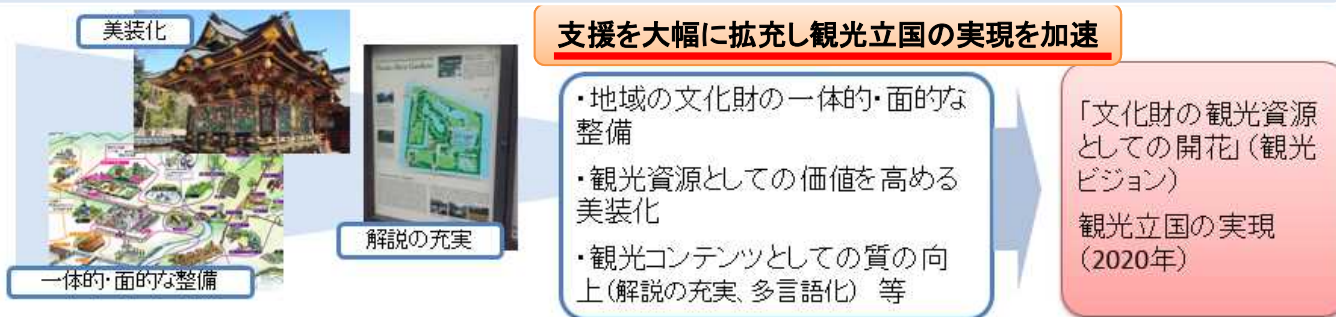
平成31年度概算要求額
: 15,551百万円

- 【概要】 直前に迫る2020年の観光立国の実現に向けて、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づく10事業を実施。
- 【対象者】 地方自治体、伝統文化の活用を推進する法人 等
- 【対象事業】 下記事業イメージのとおり
- 【事業イメージ】



文化財を活かした観光戦略推進プラン

直前に迫る2020年の観光立国の実現に向けて、「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」に基づく10事業を実施。



文化財の総合的な活用による観光振興のための10の事業

- 1. 社会情勢に対応した文化財保護への機動的対応**
文化財を核とする観光拠点の整備の加速や新たな修理手法の獲得等、文化財に係る社会情勢の変化等による喫緊の課題の解決に資する事業を支援。
- 2. 博物館を中核とした文化クラスターの形成**
博物館を中核とした文化クラスター(文化集積地区)を形成し、地域の歴史、芸術、自然科学等の資源と創造的活動を結びつけ、新たな付加価値を生み出す事業を支援。
- 3. 観光拠点形成重点支援事業**
文化財保存活用計画等に基づき実施される古民家を含む文化遺産を活用した観光拠点整備事業や、他の地域におけるモデルとなるような優良な取組を重点的に支援。
- 4. 日本遺産魅力発信推進事業**
我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援。
- 5. 文化遺産総合活用推進事業**
地域の文化遺産を活用した特色ある取組や、文化財保存活用地域計画等の策定、世界文化遺産及びユネスコ無形文化遺産の活性化を図るための取組を支援。
- 6. 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業**
国宝・重要文化財(美術工芸品)の外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。
- 7. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業**
重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)の外観、内装(公開部分)を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。
- 8. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業**
まとまって一箇所に伝存する絵画、彫刻、工芸品、古文書等を歴史資料群として価値づけを行い、保存・活用(地元博物館での企画展示やWEBによる公開等)に供する。
- 9. 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業**
解説板、案内板等の作成、ガイド施設等の来訪者目線での修復・復元や、観光客の利便性を高め長時間滞在を可能とする施設・設備の整備を支援。
- 10. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業**
出土した埋蔵文化財の積極的・総合的な公開活用のための展示、講演会等の事業や、調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援。

【連絡先】 文化庁文化資源活用課 TEL: 03-5253-4111 (内線2871)

○伝統的建造物群基盤強化

平成31年度概算要求額
：2,000百万円の内数

【概要】 重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。

【対象者】 市町村

【対象事業】 (1)伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
(2)修理
重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、耐震改修を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。
(3)防災施設等
重要伝統的建造物群保存地区の防災施設設置等
(4)買上
重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化
(5)公開活用事業
重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等。

【支援内容】 参考資料を参照

【事業イメージ】



伝統的建造物群基盤強化

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、耐震対策、防災対策、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。



【連絡先】 文化庁文化財部参事官

TEL：03-6734-2792

○国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

平成31年度概算要求額
:11,454百万円の内数

- 【概要】 文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。
- 【対象者】 文化財の所有者、管理団体など(詳細は要項を参照のこと)
- 【対象事業】
- (1)根本修理
 - (2)維持修理
 - (3)特殊修理
 - (4)保存修理(近現代建造物)
 - (5)情報発信
修理時期を捉えた修理現場の公開等
 - (6)公開活用事業
文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等
- 【支援内容】 参考資料を参照

【事業イメージ】

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業



文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物（土木・建築）は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は337件に達し、本格的な修理の時期に達している。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図

修理周期を適切な150年周期へ！

※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990 B)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説版等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、観光振興に寄与する。

●「中世の生活」による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。

スロープ

〈適切な周期〉

根本修理(解体、半解体修理)：平均150年周期
維持修理(屋根葺替・塗装修理)：平均30年周期
適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。

国宝清水寺本堂屋根葺替成真施工状況(京都市) | 重要文化財世界平和記念聖堂(広島県)

【連絡先】 文化庁文化財部参事官

TEL：03-6734-2792

○農山漁村振興交付金

平成31年度概算要求額
: 11,023百万円

【概要】地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

【対象事業】(1)農山漁村普及啓発対策

①地域活性化対策

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、及び優良事例や農業遺産のPR活動等を支援

②都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組等を支援

③スマート定住条件強化緊急対策

農業の発展の素地がある一方で、定住条件が不十分な地域において、ICTを最大限活用したモデル構想の策定や試行となる取組を支援

(2)農山漁村交流対策

①農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援

②農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組を支援

(3)農山漁村定住促進対策

①山村活性化対策

地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援

②農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援

【支援内容】

普及啓発	地域活性化対策 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、及び優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。 交付率：定額(上限500万円等) 実施期間：上限2年 等	 ブランド化に向けた専門家からの助言	都市農業機能発揮対策 農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組等を支援します。 交付率：定額(上限300万円等) 実施期間：上限2年 等	 マルシェの開催
	スマート定住条件強化緊急対策 農業の発展の素地がある一方で、定住条件が不十分な地域において、ICTを最大限活用したモデル構想の策定や試行となる取組を支援します。 交付率：定額 実施期間：上限2年 等	 タブレットを活用した講習会		
	農泊推進対策 「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援します。 交付率：定額、1/2 等 実施期間：上限2年 等	 インバウンド受入体制の整備		
交流	農福連携対策 福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組を支援します。 交付率：定額、1/2 実施期間：上限1年 等	 サポーターによる障害者への技術指導		
	山村活性化対策 地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。 交付率：定額(上限1,000万円) 実施期間：上限3年 等	 地域産品の加工・商品化		
定住促進	農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。 交付率：定額、1/2 等 実施期間：上限5年 等	 農産物直売施設		

【連絡先】

農山漁村普及啓発対策に関すること

農林水産省 農村振興局 農村計画課

TEL：03-6744-2203

農山漁村交流対策に関すること

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課

TEL：03-3502-5946

農山漁村定住促進対策に関すること

農林水産省 農村振興局 地域整備課

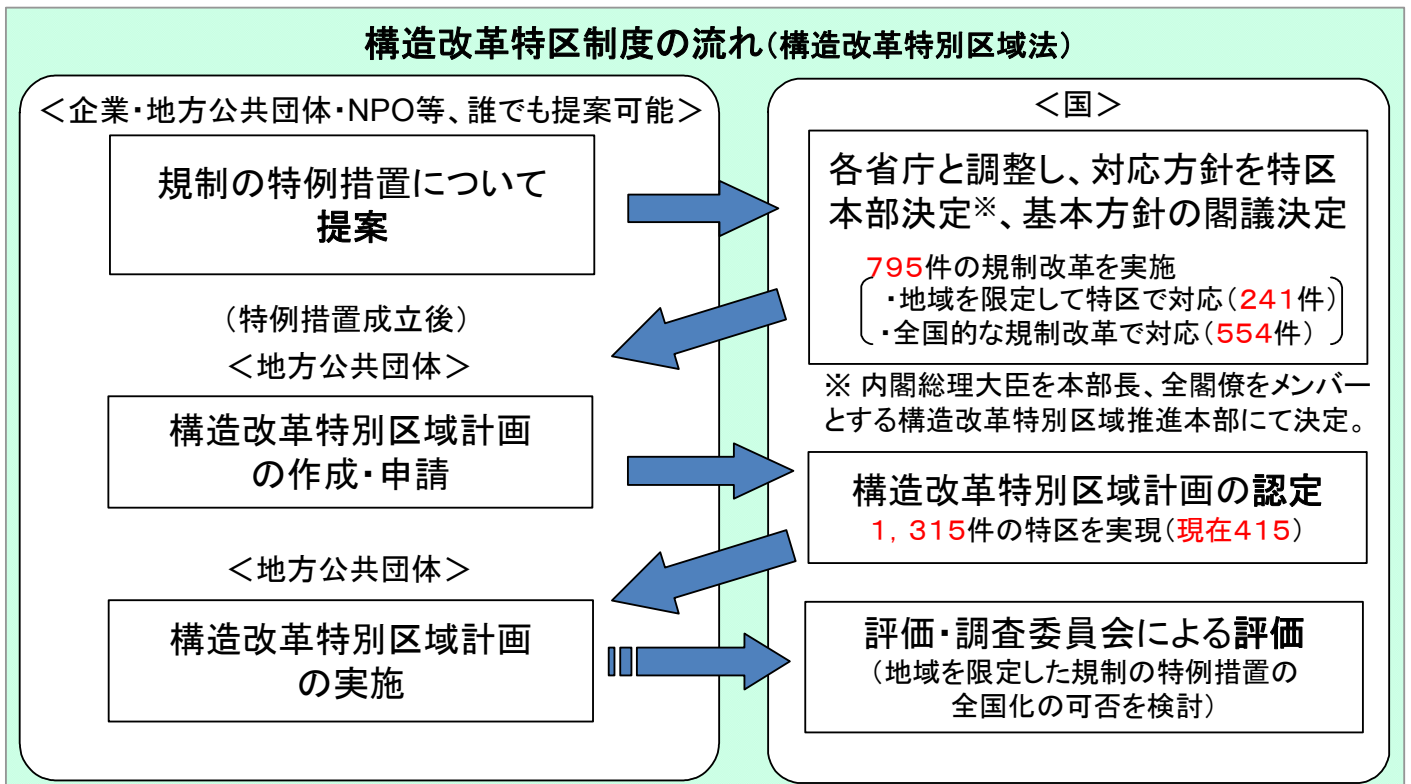
TEL：03-3501-0814

特区制度

○構造改革特区制度

- 【概要】 構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。
- 【対象事業】 構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。
- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
 - 構造改革特別区域の名称、範囲、特性、意義・目標
 - 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 特定事業の名称
- 【支援内容】 構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本方針の別表1に記載されている特例措置のとおり。
- <観光地域づくりに関連した特例措置> ※平成30年9月現在
- 特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】
農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。
 - 特産酒類の製造事業【特定事業番号709(710,711)】
地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール(以下「特産酒類」という。)を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。
 - 地域の特性に応じた道路標識設置事業【特定事業番号1218】
案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。
 - 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業【特定事業番号1226】
地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。

【支援イメージ】



【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局 構造改革特区担当 TEL: 03-5510-2159、2466

～参考資料～

～目次～

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

- 観光地域づくり相談窓口（国土交通省 観光庁）……………61
[地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設。]
- 地方創生^{よろず}萬相談窓口（国土交通省）……………62
[まち・ひと・しごと創生総合戦略]に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。]
- 広域周遊観光促進のための観光地域支援事業（国土交通省 観光庁）……………63
[訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。]
- 地域が稼ぐためのクラウドを活用した知的観光基盤整備事業（国土交通省 観光庁）……………64
[観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供する。]
- 観光消費促進に向けたクールジャパン推進事業（経済産業省）**新規**……………65
[DMO等を中心に外部人材や地域の中小企業者等と連携を支援することで、地方へ人を呼び込む力を高めると同時に中小企業等が、外国人旅行者をターゲットとした地域らしい商材やサービス等の磨き上げを行うことを支援することで地方で稼ぐ力を高める。地方だけではできない人材育成やスマートリゾートの推進を実施するとともに、他地域との連携を支援することで観光消費増加による国内全体の活性化を目指す。]

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

- 不動産証券化手法を活用したモデル事業の形成支援等（国土交通省）……………66
[不動産特定共同事業を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、同制度を始めとする不動産証券化手法の活用モデルとなる事業を選定・支援し、事例・ノウハウを横展開することを通じて、不動産証券化事業に係る地域の担い手を育成する。]
- 宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業（国土交通省 観光庁）……………67
[業務効率化や施設間連携による宿泊施設の生産性向上の取り組みを支援するとともに、宿泊施設に対する訪日外国人旅行者目線によるハード・ソフト両面の情報開示を支援することで、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図る]
- テーマ別観光による地方誘客事業（国土交通省 観光庁）……………68
[国内外の旅行者の満足度の向上と消費活動の拠点の活性化に向けては、酒蔵や忍者、スポーツ大会など、全国各地に点在する特定のテーマを観光資源として情報発信することが必要であることから、それぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。]
- 伝統的工芸品産業支援補助金（経済産業省）……………69
[「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。]
- 国内・海外販路開拓強化支援事業（経済産業省）**新規**……………70
[中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等の支援に加え、製造事業者と連携した販路開拓を行う小売事業者等への支援のほか、地域産品の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や海外販路開拓に向けた海外展示会出展等のプロジェクトを支援する。]

- 食によるインバウンド対応推進事業(農林水産省).....71
[地域特有の食とそれを支える農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてなす地域の取組をブランド化し、海外に情報発信する取組を支援]

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

- JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)(総務省 (一財)自治体国際化協会).....72
[外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用]

- 外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業(総務省).....73
[市町村が、外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]

- 地域おこし企業人交流プログラム(総務省).....74
[市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]

- 地域おこし協力隊(総務省).....75
[都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に要する経費を特別交付税の対象とする。]

- 地域通訳案内士制度(国土交通省 観光庁).....76
[多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られた地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援する。]

- 観光産業における人材育成事業(国土交通省 観光庁).....77
[観光産業における、経営及び実務に係る人材の質と量両面での不足を解消し、高まるインバウンドのニーズに対応できるよう、国際競争力を強化する。]

- テーマナビゲーター育成事業(国土交通省 観光庁) **新規**.....78
[訪日外国人旅行者の地域滞在の満足度を高めるため、地域の魅力あるテーマの観光資源について、外国人対応可能な体験型観光を担うガイド人材の育成を図る。]

- プロフェッショナル人材事業(内閣府).....79
[潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の採用を支援する。]

- 地方創生カレッジ事業(内閣府).....80
[地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識やスキルをeラーニング講座で提供し、習得できるようにする取組。観光・DMOに関連する講座も多数提供している。]

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

- 文化芸術創造拠点形成事業(文部科学省 文化庁).....81
[地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援する。]

- 博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業(文部科学省).....82
[ICOM京都大会等に向けた取組を通じた博物館の活性化・国際化により、観光振興や国際交流の拠点としての博物館の機能を強化し、博物館を核とする新たな地域創生につなげる。]

- 国際文化芸術発信拠点形成事業(文部科学省 文化庁).....83
[地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド)の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する取組を支援する。]

I-4. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！(ソフト事業)

- エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業(環境省).....84
[国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。]

I-5. 特に…ITを活用したい！(ソフト事業)

- 地域IoT実装総合支援(総務省).....85
[地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援]
- 地域オープンデータ推進事業(総務省).....86
[地域の課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援する。]

II 地域の魅力を発信したい！(ソフト事業)

- インフラツーリズム(国土交通省).....87
[橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援する。また、ツアーの企画・催行について相談を受け付ける。]

III 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！(ソフト&ハード事業)

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(国土交通省観光庁).....88
[訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、ストレスフリーで快適な受入環境整備を図るため、全国共通ICカードの導入等の観光地までの移動円滑化や無料Wi-Fiの整備等の滞在時の快適性の向上等の取組について、地域の実情に応じて支援する。]
- 社会資本整備総合交付金(国土交通省).....89
[地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。]
- 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業(国土交通省).....90
[地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域を活性化させる事業について、事業化検討経費を支援する。]
- 離島活性化交付金(国土交通省).....91
[離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。]
- 地域再生制度(内閣府).....92
[地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生 を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。]

- 地方創生推進交付金(内閣府)93
[地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。]
- 中心市街地活性化制度(内閣府)94
[中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。]
- 地域公共交通確保維持改善事業(国土交通省)95
[地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク再編の促進等、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。]
- かわまちづくり支援制度(国土交通省)96
[地域の景観、歴史、文化及び観光という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や民間事業者、地元住民との連携の下で立案された実現性の高い河川や水辺の整備・利用計画による、良好なまち空間と水辺空間形成の円滑な推進を図る。]
- 街なみ環境整備事業(国土交通省)97
[住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び町づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。]
- 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業(国土交通省)98
[地域の計画と連携し、自動車運送事業者等による次世代自動車への買い換え促進等を図るため、次世代自動車の導入を行う者に対し、普及の段階に応じた支援を行う。]
- 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業(経済産業省中小企業庁) 新規99
[中心市街地・商店街を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、商店街における先進的なチャレンジや商店街が地域で必要とされる機能の強化を支援。]

Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！(ソフト&ハード事業)

- 自然環境整備交付金事業・環境保全施設整備交付金事業(環境省)100
[地方公共団体が行う国立・国定公園の整備、長距離自然歩道の整備、長寿命化対策などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。]
- 生物多様性保全推進支援事業(環境省)101
[地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。]

Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- 文化財を活かした観光戦略推進プラン(文部科学省 文化庁) 新規102
[「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援]
- 伝統的建造物群基盤強化(文部科学省・文化庁)103
[重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。]

- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業(文部科学省・文化庁)……………104
[文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。]

Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！(ソフト&ハード事業)

- 農山漁村振興交付金(農林水産省)……………105
[農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を促進し、農山漁村の振興を図ります。]

IV. 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい！

- 構造改革特区域制度(内閣官房・内閣府)……………106
[構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。]

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	観光地域づくり相談窓口	予算額(百万円)	—
		区分 (新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	近年、各地域において、地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組が積極的に進められている。こうした活動を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、平成20年4月より、観光庁内及び地方運輸局等に「観光地域づくり相談窓口」を開設している。		
対象者	自治体、NPO、民間事業者等		
対象事業	相談内容に応じ、事例集などによるアドバイスや、農林水産省農村振興局や中小企業庁経営支援部など、国土交通省に留まらず他省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介を行い、関係省庁や部局へ橋渡しを行う。その後も、状況に応じて適切なフォローを実施。 なお、相談窓口では、全国を10のエリアに分け、エリアごとの担当が相談に対応。		
支援内容	<p>【相談事例】</p> <p>観光地域づくり事例の紹介</p> <p>自治体で観光戦略を作成するので、地域のイベントなどで成功例があれば教えてほしい。 →日本各地で熱意と創意工夫による魅力的な観光地づくりが行われており、このような地域の取り組みの一部を紹介し、観光地づくりに取り組む方々へ広く参考となるよう事例集（観光地域づくり事例集）にとりまとめ。</p> <p>観光庁メールマガジンでの相談事例紹介</p> <p>実際にご相談いただいた事例の中から参考になるものを観光庁メールマガジンにおいて、順次紹介。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定)	—		
備考	10のエリアごとの連絡先は観光庁ホームページに掲載。		
連絡先	国土交通省(観光庁)	TEL: 03-5253-8328	
	観光地域振興部	FAX: 03-5253-8930	
	観光地域振興課 (DMO支援室)	URL: http://www.mlit.go.jp/kankochu/shisaku/kankochi/madoguchi.html	

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	地方創生 ^{よろず} 萬相談窓口	予算額(百万円)	-																																																																																				
		区分(新規・継続・変更)	-																																																																																				
根拠法令等	—																																																																																						
概要	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定められた地方創生施策の実施に取り組む地方公共団体の自立的な取組を積極的に支援するため、各地方において、地方整備局及び地方運輸局が連携し、相談体制を構築。																																																																																						
対象者	地方創生に取り組む市町村																																																																																						
対象事業	包括的な相談体制 市町村の地方創生の取組を行うに当たっての相談に対し、国土交通省の地方部局(地方整備局及び地方運輸局)において一元的に対応。																																																																																						
支援内容	国土交通省関連施策について、横断的に対応。他省庁の施策がまたがる取組等に係る相談についても、その相談内容に応じて、関連施策を担当している部局や関係機関への橋渡し、支援メニューを紹介。																																																																																						
変更のポイント	—																																																																																						
支援手続スケジュール(予定でも可)	—																																																																																						
備考	—																																																																																						
連絡先	<p>(地方創生萬相談窓口)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">北海道開発局</td> <td style="width: 30%;">開発監理部 開発計画課</td> <td style="width: 30%;">TEL: 011-736-8325</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>開発調整課</td> <td>TEL: 011-709-9216</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 011-290-2721</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 022-225-2171</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東北運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 022-791-7507</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 048-600-1329</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関東運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 045-211-7209</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸地方整備局</td> <td>企画部 広域計画課</td> <td>TEL: 025-370-6687</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北陸信越運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 025-285-9151</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>企画部 広域計画課</td> <td>TEL: 052-953-8129</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 052-952-8006</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 06-6942-4090</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近畿運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 06-6949-6409</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 082-221-9231</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 082-228-3495</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国地方整備局</td> <td>企画部 広域計画課</td> <td>TEL: 087-811-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四国運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 087-802-6725</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州地方整備局</td> <td>企画部 企画課</td> <td>TEL: 092-476-3542</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州運輸局</td> <td>交通政策部 交通企画課</td> <td>TEL: 092-472-2315</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖縄総合事務局</td> <td>開発建設部 建設行政課</td> <td>TEL: 098-866-1908</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運輸部 企画室</td> <td>TEL: 098-866-1812</td> <td></td> </tr> </table>			北海道開発局	開発監理部 開発計画課	TEL: 011-736-8325			開発調整課	TEL: 011-709-9216		北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 011-290-2721		東北地方整備局	企画部 企画課	TEL: 022-225-2171		東北運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 022-791-7507		関東地方整備局	企画部 企画課	TEL: 048-600-1329		関東運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 045-211-7209		北陸地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 025-370-6687		北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 025-285-9151		中部地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 052-953-8129		中部運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 052-952-8006		近畿地方整備局	企画部 企画課	TEL: 06-6942-4090		近畿運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 06-6949-6409		中国地方整備局	企画部 企画課	TEL: 082-221-9231		中国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 082-228-3495		四国地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 087-811-8309		四国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 087-802-6725		九州地方整備局	企画部 企画課	TEL: 092-476-3542		九州運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 092-472-2315		沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	TEL: 098-866-1908			運輸部 企画室	TEL: 098-866-1812	
北海道開発局	開発監理部 開発計画課	TEL: 011-736-8325																																																																																					
	開発調整課	TEL: 011-709-9216																																																																																					
北海道運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 011-290-2721																																																																																					
東北地方整備局	企画部 企画課	TEL: 022-225-2171																																																																																					
東北運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 022-791-7507																																																																																					
関東地方整備局	企画部 企画課	TEL: 048-600-1329																																																																																					
関東運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 045-211-7209																																																																																					
北陸地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 025-370-6687																																																																																					
北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 025-285-9151																																																																																					
中部地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 052-953-8129																																																																																					
中部運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 052-952-8006																																																																																					
近畿地方整備局	企画部 企画課	TEL: 06-6942-4090																																																																																					
近畿運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 06-6949-6409																																																																																					
中国地方整備局	企画部 企画課	TEL: 082-221-9231																																																																																					
中国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 082-228-3495																																																																																					
四国地方整備局	企画部 広域計画課	TEL: 087-811-8309																																																																																					
四国運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 087-802-6725																																																																																					
九州地方整備局	企画部 企画課	TEL: 092-476-3542																																																																																					
九州運輸局	交通政策部 交通企画課	TEL: 092-472-2315																																																																																					
沖縄総合事務局	開発建設部 建設行政課	TEL: 098-866-1908																																																																																					
	運輸部 企画室	TEL: 098-866-1812																																																																																					

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	予算額(百万円)	2,500
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、DMOが中心となって行う、調査・戦略策定からそれに基づく滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーションといった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。		
対象者	事業計画に位置づけられた事業の実施主体(訪日外国人旅行者のニーズに応える取組を行うDMOその他民間事業者、地方公共団体)		
対象事業	各DMO策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする以下の事業(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る) ①調査・戦略策定 ②滞在コンテンツの充実 ③広域周遊観光促進のための環境整備 ④情報発信・プロモーション		
補助率	定額(調査・戦略策定)、事業費の1/2(滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための環境整備、情報発信・プロモーション) ※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁) TEL: 03-5253-8328 観光地域振興部 FAX: 03-5253-8122 観光地域振興課		

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	地域が稼ぐためのクラウドを活用した 知的観光基盤整備事業	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	—
根拠法令等	—		
概要	観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツールである「DMOネット」を開発し、地域に提供する。		
対象者	登録された日本版DMO、日本版DMO候補法人等		
対象事業	—		
支援内容	「DMOネット」の開発を通じた、 ①日本版DMOの実施するマネジメント・マーケティング業務を効率化するための各種支援ツールの提供 ②日本版DMOが必要とする専門業者・専門人材を検索・活用するためのマッチング機能の提供 ③日本版DMOが他地域のDMOの先進的な取組等の情報を参照できる仕組みの提供		
変更のポイント	—		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省 観光庁 観光地域振興課 TEL 03-5253-8328		

I 地域の魅力を向上したい！（ソフト事業）

施策名	観光消費促進に向けたクールジャパン推進事業	概算要求額(百万円)	720
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>DMO等を中心に外部人材や地域の中小企業者等と連携して、地域のヒト・コト・モノ全体のマーケティング・ブランディングから外国人旅行者に向けたプロモーションまでを支援することで、地方へ人を呼び込む力を高めると同時に中小企業等が、外国人旅行者をターゲットとした地域らしい商材やサービス等の磨き上げを外部人材と連携等して行うことを支援することで地方で稼ぐ力を高める。</p> <p>地方だけではできない人材育成やスマートリゾートの推進を実施するとともに、他地域との連携を支援することで観光消費増加による国内全体の活性化を目指す。</p>		
対象者	DMO等、中小企業等		
対象事業	<p>(1)クールジャパンプロデュース支援事業 DMO等によるインバウンド需要のために外部人材の活用によりマーケティングからプロモーションまで行うプロデュース活動を促進。 DMO等のブランディングにあう日本らしい商材やサービスを有する中小企業等が、海外のライフスタイルやニーズ等に詳しい外部人材の活用により行う、海外需要獲得に向けたプロデュース活動を促進。</p> <p>(2)スマートリゾート推進事業 マスタープラン策定地域を中心とした8程度の地域においてスマートリゾート実現に向けたF/S調査を行うとともに導入計画を策定。併せて先進的に取り組んでいる1地域において実証事業、実施計画策定の支援を行う。</p> <p>(3)観光イノベーション人材育成事業 各地域における観光地域づくりを担う人材等の育成を目的として、OJT研修やスキルアップのための座学研修、ワークショップの開催などを行う。</p>		
支援内容	<p>(1)クールジャパンプロデュース支援事業 ○補助：定額、10/10～2/3、1/2</p> <p>(2)スマートリゾート推進事業 ○補助：10/10、委託</p> <p>(3)観光イノベーション人材育成事業 ○委託</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)			
備考	—		
連絡先	<p>(1,2) 商務・サービスグループ クールジャパン政策課 TEL:03-3501-1750</p> <p>(3) 中小企業庁 創業・新事業促進課 TEL:03-3501-1767</p>		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	不動産証券化手法を活用したモデル事業の形成支援等	概算要求額(百万円)	58の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>地域の不動産業者によるクラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の遊休不動産の再生を促進するため、小規模不動産特定共同事業に係る特例の創設等を内容とする不動産特定共同事業法の一部を改正する法律が第193回通常国会にて成立し、平成29年12月1日より施行された。</p> <p>同制度を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、新規参入予定者の人材育成に係るセミナー等の開催や、同制度を始めとする不動産証券化手法の活用モデルとなる事業を選定・支援し、事例・ノウハウを横展開することを通じて、不動産証券化事業に係る地域の担い手を育成する。</p>		
対象者	クラウドファンディングを活用した不動産証券化事業や不動産証券化手法によるPRE・所有者不明土地等の遊休不動産の再生事業を検討している事業者等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法を活用した事業 ○専門家によるアドバイザーの実施により、案件の進捗等が見込まれる事業 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模不動産特定共同事業に関するセミナーや実務に関する講習の開催 ○選定した事業者等への案件形成支援(専門家によるアドバイザーの実施) ○登録事業者及び事業関係者からなる全国プラットフォームの形成(事業者間のネットワークの形成促進) 等 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	夏頃までに公募・選定後、各種支援を実施		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省土地・建設産業局 不動産市場整備課 不動産投資市場整備室</p> <p>TEL:03-5253-8289</p> <p>FAX:03-5253-1579</p>		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業	概算要求額(百万円)	150
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	観光立国推進基本法第15条		
概要	<p>宿泊施設は、訪日外国人旅行者の増大や個人旅行志向など、経営環境が変化している中、従来の経営ノウハウから脱却し、変革する必要があることから、生産性向上の取組みや外国人目線による情報開示を支援するとともに、事業承継の先行事例を取りまとめることにより、宿泊施設の経営力向上や集客力向上を図ることを目的とする。</p>		
対象者	宿泊施設経営者		
対象事業	<p>①宿泊施設の生産性向上推進事業 宿泊施設単体の生産性向上を支援するとともに、宿泊施設が社員の共同活用等、互いに連携することで、地域の宿泊施設全体の生産性を向上させるためのモデル事業を実施・検証する。</p> <p>②宿泊施設の情報開示促進事業 旅館の認知度を向上させるとともに、外国人旅行者に宿泊施設として選択してもらうため、外国人旅行者が重視するサービス情報の有無や旅館利用に関する情報をWebサイト上に掲載し、様々な情報開示を実施する。また、セミナー等を通じて情報開示の必要性等を発信し、事業者の意識改革をすることで旅館業界の底上げを図る。</p> <p>③宿泊業の新陳代謝の促進事業承継 旅館等における後継者不足の解消に資するため、M&A等の事業承継のニーズや課題、先行事例における承継前後の売上比較やその要因分析、優良事例の選定、データベース構築等の効果的な促進方策、自治体等を含む支援措置等を調査。事例集として取りまとめ、全国の旅館等に広く周知を図る。</p>		
支援内容	①～③について、宿泊施設の生産性向上のため、委託事業を実施。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省 観光庁 観光産業課 観光人材政策室 TEL:03-5253-8367		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	テーマ別観光による地方誘客事業	要求額(百万円)	73
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	国内外の旅行者の満足度の向上と消費活動の拠点の活性化に向けては、アニメや忍者ゆかりの地、スポーツイベントなど、全国各地に点在する特定のテーマを観光資源として情報発信することが必要であることから、それぞれの拠点をネットワーク化し、情報発信力の強化や受入体制の整備を図る取組を支援する。		
対象者	各地域において、特定の観光資源についての取組を、地方公共団体、観光協会、旅行会社等の観光関係者等、地域資源を活用しようとする関係者で行っており、それら各地域から組織されるネットワーク。		
対象事業	<p>本事業において実施できる事業例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光客のニーズや満足度を調査するためのアンケートやモニターツアーに係る費用 観光客のニーズやターゲット層の把握等の基礎調査や満足度を検証し、磨き上げるためのアンケートやモニターツアーにかかる費用 2. 1. の調査結果等を踏まえた旅行者の受入体制強化のための費用 <ol style="list-style-type: none"> 1. の調査結果等から得られた知見を構成団体間で共有するマニュアル作成 交通事業者や宿泊事業者との連携を強化するための会議費用 旅行商品の造成 3. 1. の調査結果等を踏まえた情報発信のための費用 共同Webページ、共通パンフレット、共同マップの作成、各種PR(旅行博等) 4. ネットワーク拡大のための費用 同じテーマを観光資源とする団体や地域の実態把握調査 シンポジウムやセミナーの開催 5. 報告書作成のための費用 <ol style="list-style-type: none"> 1. ～4. の個別事業に関する報告書作成にかかる費用 <p>ただし、財産が残る可能性がある経費、協議会運営に係る人件費や会議出席等に係る構成員の旅費、通信料等の経常的な経費は、支援の対象外。</p>		
支援内容	上記の対象事業に必要な経費の総額のうち、支援3年目の事業は5百万円を上限として10分の5以内の金額を、支援2年目の事業は7百万円を上限として10分の7以内の金額を予算の範囲内で支援する。なお、上限金額は、前年度の取り組み状況や有識者委員会での判断により増減することがある。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成31年1月:「テーマ別観光による地方誘客事業」公募開始(予定)。 平成31年4月:有識者によるテーマ選定委員会において選定し、公表(予定)。		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁) TEL:03-5253-8924 観光地域振興部 FAX:03-5253-8930 観光資源課		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	伝統的工芸品産業支援補助金	概算要求額(百万円)	360
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
概要	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律(以下「伝産法」)」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。		
対象者	国指定伝統的工芸品の製造協同組合等		
対象事業	伝産法に基づき大臣認定を受けた3～5年の各種事業計画に沿って実施される事業を対象とします。		
支援内容	<p>下記事業について、上限2,000万円を補助。()は補助率。</p> <p>【振興計画】後継者育成事業(1/2、2/3以内)、 技術・技法の記録収集・保存事業(2/3以内)、 原材料確保対策事業(2/3以内)、 需要開拓事業(2/3以内)、 意匠開発事業(2/3以内)</p> <p>【共同振興計画】需要開拓等共同展開事業(2/3以内)、 新商品共同開発事業(2/3以内)</p> <p>【活性化計画】活性化事業(2/3以内)</p> <p>【連携活性化計画】連携活性化事業(2/3以内)</p> <p>【支援計画】人材育成・交流支援事業(1/2以内)、 産地プロデューサー事業(1/2以内)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金公募開始:2019年1月中旬～2月中旬(予定)</p> <p>採択公表:2019年4月中旬(予定)</p> <p>※ただし、補助金を申請するためには遅くとも1ヶ月前までに各種事業計画を窓口となる自治体に提出している必要があります。</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 製造産業局 生活製品課 伝統的工芸品産業室 TEL:03-3501-3544		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	国内・海外販路開拓強化支援事業	概算要求額(百万円)	2,720
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	中小企業・小規模事業者が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの開発等の支援に加え、製造事業者と連携した販路開拓を行う小売事業者等への支援のほか、地域製品の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や海外販路開拓に向けた海外展示会出展等のプロジェクトを支援。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>(1)地域産業資源活用・農商工等連携事業</p> <p>①中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、商品・サービスの開発や販路開拓の費用を補助。</p> <p>②一般社団法人等が中小企業の地域資源活用を支援するために行う消費者嗜好に関する情報提供などの取組を支援。</p> <p>(2)JAPANブランド育成支援事業</p> <p>地域産品が持つ素材や技術等の強みを活かし、ブランドコンセプトの確立に向けた戦略の策定や、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援。</p> <p>(3)現地進出支援強化事業</p> <p>「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等により、進出後の課題対応も含めて一貫して支援。</p> <p>(4)IT活用型販路開拓支援強化事業</p> <p>マッチングサイトやEC等を活用し、海外販路開拓を支援。</p>		
支援内容	<p>(1)地域産業資源活用・農商工等連携事業</p> <p>補助：原則、補助率1/2、上限額500万</p> <p>支援事業者の場合、上限1,000万</p> <p>4者連携の場合、1回目2/3、上限2,000万</p> <p>機械化・IT化の場合、1回目2/3、上限1回目1,000万</p> <p>(2)JAPANブランド育成支援事業</p> <p>補助：補助上限額200万円(戦略策定段階)</p> <p>定額補助</p> <p>補助上限額2,000万円</p> <p>(ブランド確立段階) 補助率1～2回目2/3、3回目1/2</p> <p>(3)現地進出支援強化事業</p> <p>補助：定額</p> <p>(4)IT活用型販路開拓支援強化事業</p> <p>補助：定額補助</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	(1)平成31年2月上旬～3月上旬(公募予定)		
	(2)未定		
	(3)未定		
	(4)未定		
備考	—		
連絡先	<p>(1)(2)(3)(4)経済産業省 中小企業庁 創業・新事業促進課 03-3501-1767</p> <p>(3) 経済産業省 通商政策局 総務課 03-3501-1827</p> <p>(3) 経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課 03-3501-1662</p>		

I-1. 特に…地域資源を活用したい！（ソフト事業）

施策名	食によるインバウンド対応推進事業	概算要求額(百万円)	28
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>拡大するインバウンド需要を農山漁村に取り込み、その地域での食体験を通じて、日本の農山漁村に愛着と親しみを持ってもらうことが農林水産物・食品の輸出拡大のために重要。このため、地域の「食」の魅力を磨き上げ、農山漁村の食・食文化を一体的なブランドとして海外へ発信する取組を支援。</p>		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>地域の食・食文化の海外におけるブランド力を強化するため、その地域における農林水産物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘し、地域特有のストーリーとともに分かりやすく海外に発信する取組を支援します。</p>		
支援内容	補助率:定額		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	3～4月公募予定		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 食料産業局</p> <p>食文化・市場開拓課 03-6744-2012</p>		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	JETプログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業)		地方交付税措置
	予算額(百万円)	区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>1 事業概要 地方公共団体は、JETプログラム参加者である外国青年を職員として任用(1年単位、最長5年)し、外国人としての経験・視点を活かした各種業務に従事させる(昭和62年度開始、平成30年度で32年目。)</p> <p>2 JETプログラム参加者の職種 (1) CIR(国際交流員) 地方公共団体の観光振興担当部局、国際交流担当部局等で国際交流活動等に従事 (地方公共団体による活用例には、外国人観光客向けパンフレット・ホームページ作成、観光情報の外国への発信、観光案内等の実績あり。) (2) ALT(外国語指導助手) 教育委員会や学校で、教員等の助手として外国語教育等の職務に従事 (3) SEA(スポーツ国際交流員) 地方公共団体におけるスポーツ指導等に従事</p> <p>3 JETプログラム参加者数(平成30年度) (1) CIR: 472人 (2) ALT: 5,044人 (3) SEA: 12人</p> <p>4 JETプログラム任用地方公共団体数(平成30年度) (1) 都道府県: 45団体 (2) 市町村等: 849団体</p>		
支援内容	<p>総務省、外務省、文部科学省及び(一財)自治体国際化協会が協力して地方公共団体を支援</p> <p><主な支援内容> ○在外公館におけるJET参加者募集・選考 ○地方公共団体の要望に基づくJET参加者の配置 ○オリエンテーション・研修、サポート等の実施 ○地方公共団体におけるJET参加者任用経費等(報酬・旅費等)に対する地方交付税措置</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	○英語圏CIR・ALT: 9月中旬 配置要望照会、1月末 要望×切、8月 各地方公共団体に配置 ○中国、韓国等CIR・ALT: 8月 配置要望照会、10月 要望×切、4月 各地方公共団体に配置 ○一部英語圏、フランス、ドイツその他の国のCIR・ALT、全ての国のSEA: 9月 配置要望照会、12月 要望×切、8月 各地方公共団体に配置		
備考	—		
連絡先	○総務省自治行政局国際室: TEL 03-5253-5527 FAX 03-5253-5530 ○(一財)自治体国際化協会JETプログラム事業部: TEL 03-5213-1733 FAX 03-5213-1743 URL http://jetprogramme.org/ja/		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業	概算要求額(百万円)	特別交付税措置
		区分(新規・継続・変更)	-
根拠法令等	—		
概要	市町村が、外部専門家(「地域人材ネット」登録者)を招へいして、地域独自の魅力や価値の向上、地域力を高める取組に要する経費を特別交付税の対象とする。		
対象者	定住自立圏構想に取り組む市町村又は条件不利地域をその区域の一部に含む市町村		
対象事業	市町村が外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、現地指導などに活用し地域の活性化、地域の課題解決に取り組む事業。		
支援内容	<p>○対象市町村:定住自立圏を実施する市町村、条件不利地域を有する市町村</p> <p>○財政措置の内容: 地域力創造アドバイザーを年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置 ※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること</p> <p>■ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、3年間(1市町村につき1回に限る) ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)			
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 TEL 03-5253-5392 FAX 03-5253-5537		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	地域おこし企業人交流プログラム	概算要求額(百万円)	特別交付税措置
		区分(新規・継続・変更)	-
根拠法令等	—		
概要	市町村が、企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につなげる取組に要する経費を特別交付税の対象とする。		
対象者	地域おこし企業人交流プログラムに取り組む地方自治体		
対象事業	<p>市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出できるよう取り組む事業。</p> <p>(1)この事業における地域おこし企業人は次に掲げる①及び②に該当する者をいう。 ① 三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成20年7月4日閣議決定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。)に所在する企業等に勤務する者(三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外に勤務する者を含む。)であること(ただし、入社後2年未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際現に受入自治体の区域に勤務する者を除く。) ② 6月以上3年以内の期間、受入自治体に派遣され、地域活性化や定住促進、さらには地方圏へのひとの流れを創り出すことを目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事する者であること。</p> <p>(2)この事業における「派遣元企業」とは、次に掲げる①及び②に該当する民間企業をいう。 ① 三大都市圏に所在する企業等であること。 ② 本プログラムの趣旨に賛同し、地域おこし企業人を受入自治体に派遣していること。</p> <p>(3)この事業における「受入自治体」とは、本プログラムの趣旨に賛同して地域おこし企業人を受け入れる意向を持ち、次に掲げる①又は②のいずれかに該当する地方自治体をいう。 ① 定住自立圏に取り組む市町村 中心市宣言済みの中心市又は当該市と定住自立圏形成協定を締結している近隣市町村 ② 条件不利地域を有する市町村</p>		
支援内容	<p>① 地域おこし企業人の受入れの期間前に要する経費 受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。 (合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)</p> <p>② 地域おこし企業人の受入れの期間中に要する経費 受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。 (合計額が3,500千円を超えるときは3,500千円を上限)</p> <p>③ 地域おこし企業人の発案・提案した事業に要する経費 受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。 (合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)			
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL 03-5253-5392 FAX 03-5253-5537		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	地域おこし協力隊	概算要求額(百万円)	特別交付税措置
		区分(新規・継続・変更)	
根拠法令等	—		
概要	都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱する。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組に要する経費を特別交付税の対象とする。		
対象者	地域おこし協力隊に取り組む地方自治体		
対象事業	<p>(1)この事業における地域おこし協力隊員とは、以下に該当する者をいう。</p> <p>① 地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。</p> <p>② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。</p> <p>③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。</p> <p>④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であること。したがって、同一市町村内において移動した者及び委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者(既に住民票の移動が行われている者等)については、原則として含まないものであること。ただし、「地域おこし協力隊員」であった者(同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内)で、3大都市圏外の全ての市町村及び3大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を移動させた者は含めることとする。</p> <p>なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。</p> <p>(2)この事業における地域協力活動とは、地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものである。</p>		
支援内容	<p>① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費 隊員1人あたり400万円上限 ・ 報償費等200万円〔※〕 ・ その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円 ※ 地域協力活動に不可欠であり専門性の高いスキルや経験を有する隊員又は辺地等の著しく交通条件等の悪い不便な地域における地域協力活動に従事する隊員については、報償費等について250万円を上限とする。この場合においても、地域おこし協力隊員1人あたり400万円を上限とする。</p> <p>② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費 最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限</p> <p>③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費 1自治体あたり200万円上限</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	12月:基礎数値照会 3月:特別交付税措置		
備考	—		
連絡先	総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課 TEL 03-5253-5394 FAX 03-5253-5537		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	地域通訳案内士制度	概算要求額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	通訳案内士法		
概要	多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られた地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援する。		
対象者	地域通訳案内士育成等計画を策定する市町村又は都道府県(複数の自治体が共同する場合を含む)		
対象事業	<p>これまで、各特例法に基づいて限定的に認められてきた地域特例通訳案内士については、通訳案内士法の改正により、全国展開が図られたところ。改正通訳案内士法(平成30年1月4日施行)により、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、市町村又は都道府県は、単独又は共同して、地域通訳案内士育成等計画を策定し、地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図ることができることとなったことから、今般、当該計画の策定を支援。</p> <p>※地域通訳案内士とは 地域を訪れる外国人観光旅客に対し、有償で外国語を用いて観光案内を行うことを業とする者。地域通訳案内士育成等計画に基づき、市町村又は都道府県が実施する地域の特性に応じた研修を受講することで資格が付与される。</p> <p>※地域通訳案内士育成等計画 観光庁長官が定める地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図るために定める計画。</p>		
支援内容	地域通訳案内士育成等計画の策定を希望する自治体に対し、必要な情報提供、技術的な助言を行うほか、優良事例の横展開を図るなどの支援を行う。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	希望者の要望により、適宜対応。		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁)観光産業課観光人材政策室 TEL:03-5253-8367 FAX:03-5253-1585		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	観光産業における人材育成事業	概算要求額(百万円)	421
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	観光立国推進基本法第15条		
概要	観光産業における、経営及び実務に係る人材の質と量両面での不足を解消し、高まるインバウンドのニーズに対応できるよう、国際競争力を強化する。特に、地方における観光産業の中心となる旅館・ホテルの宿泊業に携わる人材を育成し、地域活性化につなげる。また、教育機関における観光人材育成の取組について、今後、自立的且つ持続的に実施できるよう、モデルとなるしくみを全国に発信することを目的とする。		
対象者	主に観光産業に従事している者		
対象事業	<p>①観光産業をリードするトップレベルの経営人材育成 観光産業において国際競争に伍していくトップレベルの経営人材を創出するための取組として、平成30年4月に一橋大学及び京都大学において「観光MBA」を開学。産学官のワーキンググループ等を通じ、引き続きカリキュラムのブラッシュアップ等を実施。</p> <p>②観光の中核を担う人材育成 宿泊業をはじめとした地域の観光産業を担う中核人材の育成・強化のための取組として、平成30年度は、青森大学・鹿児島大学・東洋大学・明海大学・神戸山手大学・信州大学・横浜商科大学において、産学連携の社会人向けの講座を実施。今後も本取組を継続し全国に展開。また、セミナーの実施、人材育成研修(応用編)の実施、人材育成に関わるガイドラインの作成等を通して歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手支援・育成を行う。</p> <p>③即戦力となる地域の実践的な観光人材育成 インターンシップ等の先進的な実践授業を実施するとともに、地域における人材創出事業を実施。また、外国人材受入れ環境整備のためのプラットフォームの構築に取り組む。</p>		
支援内容	①～③について、カリキュラム開発や持続可能な体制構築のため、委託事業を実施。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	国土交通省 観光庁 観光産業課 観光人材政策室 TEL:03-5253-8367		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	テーマナビゲーター育成事業	概算要求額(百万円)	70百万円
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	訪日外国人旅行者の地域滞在の満足度を高めるため、地域の魅力あるテーマの観光資源について、外国人対応可能な体験型観光を担うガイド人材を育成することにより、地域での体験滞在の満足度向上を図る。		
対象者	テーマナビゲーターの育成を行う民間団体		
対象事業	地域の魅力ある特定のテーマの観光資源について、外国人対応可能なガイド人材(ナビゲーター)を育成・活用するモデルケースを構築する。		
支援内容	<p>(現状と課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人旅行者が求める地域での対人コミュニケーションが満足に取れないため、外国人の地域滞りの満足度が低い状況。 訪日外国人旅行者の「コト消費」のニーズが高まっているものの、魅力的な体験型観光を担うガイド人材が不足しており、「『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源の活性化に関する検討会議」においても、体験型コンテンツにおけるガイドの育成等も提言に盛り込まれているところ。 観光先進国であるアメリカ、フランス等に比べ、日本における旅行消費支出に占める娯楽サービス費の割合は、特に小さい状況。 <p>(事業概要)</p> <p>地域の魅力ある特定のテーマの観光資源について、外国人対応可能なガイド人材(ナビゲーター)を育成・活用するモデルケースを構築するため、以下の取組を実施。</p> <p><事業の流れ></p> <ol style="list-style-type: none"> 育成するテーマの選定(2テーマ程度) ※ガイド育成テーマの例:スノー、自然等 育成するガイドを募集し、研修を実施 育成ガイドを活用したモデルツアーの実施 モデルツアーの効果検証、他地域へ横展開 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	公募を行い、応募案件の事業評価を踏まえ、支援対象地域を選定(予定)		
備考	—		
連絡先	国土交通省(観光庁)観光産業課観光人材政策室 TEL:03-5253-8367 FAX:03-5253-1585		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	プロフェッショナル人材事業	30年度予算額(百万円)	32
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の採用を支援する。		
対象者	○地域の中堅・中小企業 ○DMO・地域商社などの地方創生を担う推進主体 等		
対象事業	<p>○地域企業の成長支援とプロフェッショナル人材の環流実現に取り組むことを目的とし、地域企業が事業の拡大や革新等のため、プロフェッショナル人材を円滑に採用できるよう支援するもの。</p> <p>○具体的には、各道府県に整備されている「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、地域企業の経営者に、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するためのプロフェッショナル人材に対する有望かつ明確なニーズを発掘し、連携する人材ビジネス事業者に人材ニーズを取り繋ぐことで、プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチングを支援する。</p>		
支援内容	○各道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の採用支援。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	随時		
備考	—		
連絡先	<p>○各地域のプロフェッショナル人材戦略拠点 (プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト URL:http://www.pro-jinzai.go.jp/)</p> <p>○内閣府地方創生推進室 TEL:03-6257-1412</p>		

I-2. 特に…外部人材を活用したい！人材育成をしたい！（ソフト事業）

施策名	地方創生カレッジ事業	予算額(百万円)	268
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な知識やスキルをeラーニング講座で提供し、習得できるようにする取組。観光・DMOに関連する講座も多数提供している。		
対象者	観光・DMOに関わる地方公務員や民間事業者等(受講にあたり、特段の制限はありません)		
対象事業	—		
支援内容	<p>○「地方創生カレッジ」は、インターネットに接続できる環境であれば、パソコンやタブレット端末、スマートフォンで、時間や場所の制約なく誰でも受講可能であり、現在、地方創生に関する多様な分野において152講座を提供している。</p> <p>○地方創生に関係する各分野の第一人者等が講師となり、①地方創生を担う人材が基礎として備えることが望ましい知識・スキルを学ぶ「基盤編」、②地域のマネジメントや事業創造、観光振興などの地方創生の現場で求められる専門的知識・スキルを習得する「専門編」から構成。</p> <p>○観光・DMOに関する講座は19講座。 【観光・DMOに関する提供講座の一例】 ・現代経営学研究所(神戸大学): 「DMO特別講座(フランスなどの海外DMOの事例、DMOの基本的な役割や運営方法等)」 ・ビジネス・ブレークスルー大学: 「魅力ある観光地域デザイン(小笠原の事例にみる観光地域デザイン等)」 ・日本観光振興協会: 「DMO概論」「国内外のDMOに学ぶ」「DMO特別講座～実践者による最新事例紹介～」等 →これらの講座により、地域の観光戦略を策定し、戦略を統合・管理する人材、個別事業の経営に当たる人材、第一線で中核的に活躍する人材の育成を図る</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	<p>「地方創生カレッジ」 URL : https://chihouseusei-college.jp/</p> <p>(公財) 日本生産性本部 地域経営支援センター</p> <p>TEL : 03-3511-4013 FAX : 03-3511-4039 E-mail : college@jpc-net.jp</p> <p>内閣府 地方創生推進室</p> <p>TEL : 03-6257-1412</p>		

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	文化芸術創造拠点形成事業	予算額(百万円)	2,312
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援する。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○文化芸術による地域経済活性化に資する取組 補助金上限額:1億円(補助率1/2) ○地域の文化芸術の振興に資する取組 補助金上限額:3千万円(補助率1/2) ○地域の文化施策推進体制を構築する取組 補助金上限額:2千万円(補助率1/2) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	今年度中に募集・採択を行う。		
備考	—		
連絡先	文化庁地域文化創生本部 電話:075-330-6730(直通) 暮らしの文化・アートグループ FAX:075-561-3511		

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業	予算額(百万円)	60
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	2019年ICOM京都大会や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、博物館による日本の魅力発信と地域活性化を図る観点から、複数の博物館により構成される博物館コンソーシアムによる共同展示や共同研修、多言語による情報発信等の取組を促進する。		
対象者	博物館又はその設置主体、複数の博物館により構成する実行委員会 等		
対象事業	<p>(1) 博物館コンソーシアムによる魅力発信、地域活性化 複数の博物館が連携し、個々の博物館では成し得ない以下のような取組を実施することにより、博物館による魅力発信と地域活性化を図る。</p> <p>① 共同展示、共同研修 ② 多言語による情報発信 ③ その他、地域活性化等に資する博物館の機能強化の取組(開館時間の延長、ユニークベニュー、アウトリーチ等)</p> <p>(2) 博物館子供フォーラム(仮称)の実施 (3) 海外博物館専門家との研究交流 (4) 博物館レガシー調査研究</p>		
支援内容	対象事業(1)～(4)について委託事業を実施		
	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	第三者委員会における応募案件の事業評価を踏まえ、6月1日に委託契約締結(予定)		
備考			
連絡先	<p>文化庁 TEL: 03-6734-4772</p> <p>企画調整課 FAX: 03-6734-3823</p> <p>メール: 未定</p>		

I-3. 特に…文化・芸術関係の取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	国際文化芸術発信拠点形成事業	予算額(百万円)	1,852
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人(インバウンド)の増加、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。		
対象者	地方公共団体、民間企業を含む実行委員会等		
対象事業	日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組		
支援内容	○補助金予定額:総額18億円 ○支援期間:最大5年間の継続支援		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成30年度から、最大5年間の継続支援を実施(平成31年度の新規募集は未定)		
備考	—		
連絡先	文化庁文化部芸術文化課 文化活動振興室 電話:03-5253-4111 (内線2836) FAX:03-6734-3816		

I-4. 特に…エコツーリズムの取組をしたい！（ソフト事業）

施策名	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	概算要求額(百万円)	31
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	エコツーリズム推進法第16条		
概要	国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。		
対象者	エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の多様な主体で構成されている地域協議会(市町村の参加は必須)		
対象事業	エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金) エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。 ・エコツーリズム推進全体構想の作成 ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化 ・資源調査 ・エコツアーのプログラムづくり ・ガイド等の人材育成 等		
支援内容	交付対象経費の1/2を助成(1地域あたりの交付金額は最大で500万円(H30年度実績))		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	次年度分は概算決定後1月下旬～2月に募集予定		
備考	—		
連絡先	環境省 自然環境局国立公園課 TEL:03-5521-8271 国立公園利用推進室 FAX:03-3595-1716		

I-5. 特に…ITを活用したい！（ソフト事業）

施策名	地域IoT実装総合支援	予算額(百万円)	603
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域活性化及び地域課題解決に向け、ICT/IoTの実装を目指す地域を対象に、地方公共団体のICT/IoT実装に関する計画策定への支援、実装事業への財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など地域IoTの実装を総合的に支援		
対象者	地方公共団体、民間事業者		
対象事業	<p>(1)地域IoT実装推進事業 これまでの実証等の取組を通じて創出されたICT/IoT利活用の分野別成功モデル(観光クラウド、シェアリングエコノミー等)の普及展開を促進</p> <p>(2)地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業 地域単位での調査研究を通じ、地方公共団体のICT/IoT実装に関する具体的な戦略・計画の策定を支援</p> <p>(3)地域情報化アドバイザー派遣事業 ICT/IoTの知見を有する専門家を派遣し、ICT利活用やIoT実装を促進</p>		
支援内容	<p>(1)地域IoT実装推進事業 ① 都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体については1/2(上限2,000万円)以内 ② 都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体のうち、条件不利地域に該当する地方公共団体については1/2(上限2,000万円)以内又は定額(上限1,500万円) ③ 地方公共団体以外にあっては1/2(上限2,000万円)以内</p> <p>(2)地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業 調査研究を通じて、複数の地方公共団体における地域IoT実装推進のための計画策定を支援</p> <p>(3)地域情報化アドバイザー派遣事業 地域が抱える様々な課題を解決するため、ICT/IoTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICT/IoTの専門的な知見やノウハウを有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT/IoT利活用に関する助言等を行う</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>地域IoT実装推進事業(予定)</p> <p>2018年9月 事業の公募開始(第3次)</p> <p>2018年11月 外部委員による評価を踏まえ採択事業を決定</p> <p>2018年12月 交付決定後、事業実施</p>		
備考	—		
連絡先	<p>総務省 TEL: 03-5253-5756</p> <p>情報流通行政局 FAX: 03-5253-5759</p> <p>地域通信振興課</p> <p>URL: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/index.html</p>		

I-5. 特に…ITを活用したい！（ソフト事業）

施策名	地域オープンデータ推進事業	概算要求額(百万円)	450
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援する。		
対象者	地方公共団体など		
対象事業	—		
支援内容	地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援するため、データの加工・公開などオープンデータ化に必要な知識・技術を体系的に習得できる研修を全国各地で実施し、地域でオープンデータを推進する地方公共団体職員を育成する。併せて、データを保有する地方公共団体とそれを活用する民間事業者等との調整・仲介や、公開されたオープンデータの有効活用につながる先進事例のユースケースの策定を行う。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成30年度～平成32年度の3カ年事業を予定		
備考	—		
連絡先	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課 TEL:03-5253-5748		

Ⅱ. 地域の魅力を発信したい！（ソフト事業）

施策名	インフラツーリズム	予算額(百万円)	-
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなど、幅広く情報発信することにより地域活動を支援する。</p> <p>また、観光ツアーに土木施設を組み込みたい、地元の資源を活かしたいといったインフラツーリズムに関するご相談は各地方整備局等で受け付けている。</p>		
対象者	インフラツアーを開催したい民間事業者等、地域づくりに関心のある方全般		
対象事業	<p>インフラツーリズムポータルサイト^(※)は既存のインフラや工事中のインフラを、観光ツアーに組み込んだ取組(インフラツーリズム)を推進するために、全国各地の特徴的なインフラツアーの紹介、現在募集中の「各地方整備局等が催行する現場見学会」、「民間事業者が催行するインフラツアー」(旅行商品への組み込みを含む)や「旬なインフラツアー」等を掲載し、地域づくりに関心のある方全般に向けて幅広く情報発信をしている。当ポータルサイトは定期的に情報を更新し、最新情報を集約し、紹介することによりインフラツーリズムの推進を目指す。</p> <p>(※)インフラツーリズムポータルサイトURL →http://http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html</p>		
支援内容	<p>地方創生の推進に取り組む地方公共団体に対して、国内各所に整備されているインフラを活用した観光・地域づくりの国内事例を、分野横断的に情報整理することで総合的な支援を実施する。</p> <p>また、施設見学を取り入れた民間事業者等のツアーの企画・催行について相談を受け付ける。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	<p>国道交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL：03-5253-8912</p>		

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業		予算額(百万円)	7,760の内数
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—			
概要	訪日外国人旅行者数4,000万人等の実現に向けて、ストレスフリーで快適な受入環境整備を図るため、全国共通ICカードの導入等の観光地までの移動円滑化や無料Wi-Fiの整備等の滞在時の快適性の向上等の取組について、地域の実情に応じて支援する。			
対象者	(1) 交通サービスインバウンド対応等支援事業 交通事業者、地域における協議会、地方公共団体等 (2) 宿泊施設のストレスフリー環境整備事業 基本的ストレスフリー環境整備：複数の宿泊事業者その他関係する事業者等により構成された団体 及びその構成員である宿泊事業者 バリアフリー環境整備：宿泊事業者			
対象事業	(1) 交通サービスインバウンド対応等支援事業 ・ ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、全国ICカードの導入や交通施設や車両等の洋式トイレ ・ 多機能トイレの整備、鉄道駅・バスターミナル等における移動円滑化のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。 (2) 宿泊施設のストレスフリー環境整備事業 ・ 旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する無料公衆無線LAN環境整備や決済端末整備等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。			
支援内容	補助率 (1)……………定額、1/2、2/5、1/3、1/4(交通サービス調査事業においては上限1,000万円) (2)……………基本的ストレスフリー環境整備：1/3 (補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数に100万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は100万円を上限とする。) バリアフリー環境整備：定額(上限100万円)、1/2(上限500万円)			
変更のポイント	対象事業(2)バリアフリー環境整備を追加 等			
支援手続スケジュール(予定でも可)	調整中			
備考	—			
連絡先	(1) 国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課 TEL:03-5253-8396 (2) 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL:03-5253-8330			

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	社会資本整備総合交付金	概算要求額(百万円)	1,066,329の内数																
		区分 (新規・継続・変更)	継続																
根拠法令等	都市公園法、河川法、海岸法、下水道法、道路法、港湾法 等																		
概要	地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、政策目的実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備事業等を総合的・一体的に支援。																		
対象者	都道府県、市町村																		
対象事業	<p>○基幹事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 道路事業</td> <td>2. 港湾事業</td> </tr> <tr> <td>3. 河川事業</td> <td>4. 砂防事業</td> </tr> <tr> <td>5. 地すべり対策事業</td> <td>6. 急傾斜地崩壊対策事業</td> </tr> <tr> <td>7. 下水道事業</td> <td>8. その他総合的な治水事業</td> </tr> <tr> <td>9. 海岸事業</td> <td>10. 都市再生整備計画事業</td> </tr> <tr> <td>11. 広域連携事業</td> <td>12. 都市公園・緑地等事業</td> </tr> <tr> <td>13. 市街地整備事業</td> <td>14. 都市水環境整備事業</td> </tr> <tr> <td>15. 地域住宅計画に基づく事業</td> <td>16. 住環境整備事業</td> </tr> </table> <p>○関連事業 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施する事業等</p>			1. 道路事業	2. 港湾事業	3. 河川事業	4. 砂防事業	5. 地すべり対策事業	6. 急傾斜地崩壊対策事業	7. 下水道事業	8. その他総合的な治水事業	9. 海岸事業	10. 都市再生整備計画事業	11. 広域連携事業	12. 都市公園・緑地等事業	13. 市街地整備事業	14. 都市水環境整備事業	15. 地域住宅計画に基づく事業	16. 住環境整備事業
1. 道路事業	2. 港湾事業																		
3. 河川事業	4. 砂防事業																		
5. 地すべり対策事業	6. 急傾斜地崩壊対策事業																		
7. 下水道事業	8. その他総合的な治水事業																		
9. 海岸事業	10. 都市再生整備計画事業																		
11. 広域連携事業	12. 都市公園・緑地等事業																		
13. 市街地整備事業	14. 都市水環境整備事業																		
15. 地域住宅計画に基づく事業	16. 住環境整備事業																		
支援内容	社会資本総合整備計画に位置づけられた全ての事業について、各事業の当該年度の事業費に事業毎に定められた国費率を乗じた基礎額を算出し、基礎額の合計額を超えない範囲で交付。																		
変更のポイント	—																		
支援手続スケジュール(予定)	<p>未定</p> <p>(参考)例年のスケジュール 新規計画について、前年度中に地方公共団体へ提出依頼。 当年度予算成立後に交付可能額を通知。その後、地方公共団体からの交付申請に基づき、交付決定。</p>																		
備考	—																		
連絡先	<p>国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室</p> <p>TEL:03-5253-8967(直通)</p> <p>HP URL:http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</p>																		

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	概算要求額(百万円)	391
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地方公共団体が行う社会基盤整備において、官民が連携し、民間の投資や活動と一体的に実施することにより、観光振興等地域を活性化させる事業について、事業化検討経費を支援する。		
対象者	地方公共団体(都道府県、特別区、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む))		
対象事業	補助率: 1/2 ※採択にあたって金額に下限値及び上限値はない 対象分野: 国土交通省所管の基盤整備事業の事業化検討経費 (例)道路、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設		
支援内容	<p>民間の設備投資等と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる国土交通省所管の基盤整備事業(道路、河川、港湾、都市公園、鉄道、空港等の公共土木施設)の事業化に向けた必要な検討経費を支援する。</p> <p>具体的には、①基盤整備にかかる課題の整理や機能検討、概略設計などの施設整備の内容に関する調査、②PPP/PFI導入可能性検討や具体的事業手法の選定など施設の整備・運営手法に関する調査が事業内容である。</p> <p>① 施設整備の内容に関する調査 (例)基礎データ収集、需要予測、概略検討、整備効果検討 等</p> <p>② ①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 (例)PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定 等</p> <p>(平成31年度の概算要求内容) 民間事業活動と一体的に実施する社会基盤整備の事業化検討の機動的な支援について、PPP/PFI推進アクションプランの目標達成に向け、PPP/PFI検討案件の優先採択等の措置を講ずるとともに、広域的な観光・交流拠点形成の促進に係る基盤整備の調査を重点支援する。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>本調査費の支援を受けるまでの手順は以下のとおり。(年3回募集予定)</p> <p>①募集(平成30年度実績:第1回1月22日～2月16日、第2回2月26日～4月13日、第3回6月11日～7月6日)</p> <p>②国土交通省へ応募書類(調査計画書、調査概要等)の提出</p> <p>③審査(国土交通省における審査、財務省との実施計画協議)</p> <p>④調査費配分の決定(平成30年度実績:第1回4月19日、第2回6月28日、第3回9月6日)</p> <p>⑤交付申請</p> <p>⑥交付決定</p>		
備考	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html		
連絡先	国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室 TEL:03-5253-8111(内線29-924) FAX:03-5253-1572		

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	離島活性化交付金	予算額(百万円)	1,860の内数
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	離島振興法第7条3の2項		
概要	離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、観光の拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施など、観光の推進による交流の拡大を支援する。		
対象者	都道府県、市町村、民間団体		
対象事業	<p>○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・ターン希望者のための情報提供、空家改修等の人材受入のための施設整備、流通効率化関連施設整備など</p> <p>○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流拡大のための仕掛けづくり、当該住民との交流の実施の推進など</p> <p>○「安全安心向上」事業・・・防災機能強化事業、防災計画策定等事業など</p>		
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内 民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。) 流通効率化関連施設整備等事業については、1/2以内 特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内(ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。)</p>		
変更のポイント	輸送費支援の指定品目数の拡大や旅館等から居住用住宅への改修、離島留学の支援制度拡大など、地域資源を活かした産業の活性化や定住・交流人口の拡大に必要な支援を拡充する。		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>本交付金の手順は以下のとおり。</p> <p>平成31年2月～ ：要望聴取 平成31年4月～ ：交付申請 平成31年4月上旬：交付決定(以後随時交付予定)</p>		
備考	—		
連絡先	国土交通省 国土政策局離島振興課	TEL：03-5253-8421 FAX：03-5253-1594 URL： http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html	

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域再生制度	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	—
根拠法令等	地域再生法		
概要	地方公共団体が行う自主的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。		
対象者	地方公共団体又は地方公共団体の組合		
対象事業	<p>地域再生計画の認定基準(地域再生法第5条第15項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 地域再生基本方針に適合するものであること。 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであることが認められること 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること 		
支援内容	<p>地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策は、地域再生基本方針別表のとおり。 (詳細はこちら https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kettei.html)</p> <p>【観光地域づくりに資する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方創生推進交付金(内閣府) ○地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)(内閣府) ○地域再生エリアマネジメント負担金制度(内閣府) ○商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等(内閣府) ○農山漁村振興交付金(農林水産省)等 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付 ○毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定 		
備考	—		
連絡先	内閣府	TEL:03-5510-2474	
	地方創生推進事務局	FAX:03-3591-1974	
	地域再生担当	URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/index.html	

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地方創生推進交付金	予算額(百万円)	115,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域再生法(第13条、第5条4項1号)		
概要	地方創生の推進を目的として、地方版総合戦略に基づき、地方公共団体が自主的・主体的に行う先導的な事業のうち、地域再生計画に記載された、複数年度にわたる事業について、国から交付金を直接交付することにより、安定的かつ継続的に支援する。		
対象者	地方公共団体		
対象事業	<p>地方創生の推進を目的として、地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業であり、具体的には以下のような分野を想定：</p> <p>(1)しごと創生…………… ローカルイノベーション、ローカルブランディング(日本版DMO、地域商社)、ローカルサービス生産性向上 等</p> <p>(2)地方への人の流れ… 移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成 等</p> <p>(3)働き方改革…………… 若者雇用対策、ワークライフバランスの実現 等</p> <p>(4)まちづくり…………… コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市、商店街活性化 等</p>		
支援内容	<p>○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、地方創生推進交付金(補助率:1/2)を交付。</p> <p>※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。</p> <p>※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。</p> <p>○ 地方創生推進交付金の交付対象事業の採択に当たっては、①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤事業推進主体の形成、⑥地方創生人材の確保・育成、⑦国の総合戦略における5原則(将来性、地域性又は直接性)の視点から、事業の先駆性を審査。</p> <p>○ 上記の①～⑦のうち、特に重要な①～④が申請要件となっており、①～④まで全て満たす場合には先駆タイプ(都道府県:最大3億円(国費)、市区町村:最大2億円(国費))で申請することができ、①と②～④で2つ以上該当する場合には、横展開タイプ(都道府県:最大1億円(国費)、市区町村:最大0.7億円(国費))での申請が可能。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度は平成30年1月25日に第1回募集を実施し、3月29日に採択事業を発表。第2回募集については、6月21日締切りで実施し、8月3日に採択事業を発表、8月31日に交付決定済み。 ● 平成31年度も平成31年1月上旬を締切りとして第1回募集を実施し、4月上旬までに交付決定を行う予定。 		
備考	—		
連絡先	<p>内閣府 TEL: 03-3581-4213</p> <p>地方創生推進事務局 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/kouhukin/index.html</p> <p>地方創生推進交付金担当</p>		

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	中心市街地活性化制度	予算額(百万円)	10
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	中心市街地の活性化に関する基本理念の創設、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度の創設、支援措置の拡充、中心市街地活性化本部の設置等の所要の措置を講ずることにより、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進する。		
対象者	市町村		
対象事業	【基本計画の認定基準】 (第1号基準)中心市街地の活性化を図るための基本的な方針に適合すること (第2号基準)当該基本計画の実施が当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること (第3号基準)当該基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること		
支援内容	中心市街地活性化基本計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が認定と連携して実施する施策は、認定申請マニュアルのとおり。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/ninteisinsei_manual.html		等
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	【中心市街地活性化基本計画認定の手続き】 例年、3月末認定のほか、市町村からの要望を踏まえ、6月及び11月頃に認定 【連携した支援措置の手続き】 支援措置については所管省庁へ確認		
備考	—		
連絡先	内閣府	TEL:03-5510-2338	
	地方創生推進事務局	FAX:03-3591-8801	
	中心市街地活性化担当	URL:http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/chukatu/	

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域公共交通確保維持改善事業	要求額(百万円)	29,327
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 等		
概要	地域の特性に応じた生活交通の確保維持、快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク再編の促進等、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。		
対象者	交通事業者等(地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提)、地域における協議会又は地方公共団体		
対象事業	<p>○地域の特性に応じた生活交通の確保維持(以下「確保維持事業」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幹線バス交通の運行 地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。 ・地域内交通の運行 過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。 ・離島航路・航空路の運航 離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。 <p>○快適で安全な公共交通の構築(以下「バリア解消促進等事業」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 等 ・地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新 等 <p>○地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し(以下「調査等事業」)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画等の策定に係る調査 ・上記の計画に基づき実施する利用促進の取組み(公共交通マップの作成等)や事業評価(協議会運営・フォローアップ等) ・地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査 		
支援内容	<p>○確保維持事業 <補助率>1/2 等</p> <p>○バリア解消促進等事業 <補助率>1/3 等</p> <p>○調査等事業 <補助率>1/2</p> <p>※ 国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実</p>		
変更のポイント			
支援手続スケジュール(予定でも可)	事業により異なる。(以下URL参照)		
備考	詳細は以下URL参照 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html		
連絡先	国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通支援課	TEL: 03-5253-8396 FAX: 03-5253-1513 URL: http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html	

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	かわまちづくり支援制度	予算額(百万円)	都市水環境整備29,308百万円の内数 社会資本整備総合交付金1,066,329百万円の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。		
対象者	市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会 (以下、「推進主体」という)		
対象事業	<p>支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川 		
支援内容	<p>河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ソフト施策 河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供 三 地域活性化の観点から地域が主体となって実施するイベント施設やオープンカフェの設置等、河川空間を活かした賑わい創出や魅力あるまちづくりに寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、河川敷地占用許可準則第22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援 2. ハード施策 河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を、事業着手後、概ね5カ年で積極的に推進する。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請 ②水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録 ※登録については年度末の予定</p>		
備考	—		
連絡先	<p>国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課 TEL:03-5253-8447 FAX:03-5253-1603</p>		

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	街なみ環境整備事業	予算額(百万円)	社会資本整備総合交付金(1,066,329百万円)等の内数
		区分 (新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成を図る。		
対象者	地方公共団体等		
対象事業	<p>【対象地域】</p> <p>(1) 街なみ環境整備促進区域(①から③のいずれかの要件に該当する面積1ha以上の区域)</p> <p>①ア 接道不良住宅率※70%以上 イ 住宅密度(公共用地、工場敷地を除く。)30戸/ha以上 ※ 接道不良住宅:福音4m以上の道路に接していない住宅</p> <p>②ア 幅員6m以上の道路の延長が区域内道路総延長に対する割合25%未満 イ 公園、広場、緑地等の面積割合3%未満</p> <p>③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部を含む区域、及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域</p> <p>(2) 街なみ環境整備事業地区(街なみ環境整備促進区域内で次の要件に該当する地区)</p> <p>①面積0.2ha以上 ②原則として、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されていること</p> <p>【事業の概要】</p> <p>(1) 協議会組織による良好な街なみ形成のための活動 (2) 計画策定 (3) ①地区施設等の整備 ②空家住宅等の除却 ③景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の整備 (4) ①門、へい等の移設 ②修景施設の整備 ③共同建替の共同施設整備 等</p>		
支援内容	<p>(1)協議会活動助成 (交付率)1/2 (2)整備方針策定費 (交付率)1/2 (3)街なみ整備事業 (交付率)1/2、1/3 (4)街なみ整備助成事業※ (交付率)1/3 ※施行者が要する費用の1/3以内かつ事業主体が補助する額の1/2以内</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定)	地方公共団体が社会資本整備総合交付金等の手続きに則り実施。		
備考	—		
連絡先	国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室	TEL: 03-5253-8517 FAX: 03-5253-1631 URL: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000043.html	

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業	予算額(百万円)	1,025
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の計画と連携し、自動車運送事業者等による次世代自動車への買い換え促進等を図るため、次世代自動車の導入を行う者に対し、普及の段階に応じた支援を行う。		
対象者	自動車運送事業者、地方公共団体等		
対象事業	<p>地域の計画と連携し環境に優しい次世代自動車の集中的導入・買い換えを行う事業</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池タクシー、電気バス・タクシー・トラック、プラグインハイブリッドバス・タクシーの導入 ・超小型モビリティの導入 ・ハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラックの導入 		
支援内容	<p>○燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ ：車両本体価格の1/2～1/3 充電設備等：充電設備等導入費用の1/3及び工事費の一部(定額)</p> <p>○電気タクシー、電気トラック：車両本体価格の1/4 プラグインハイブリッドタクシー：車両本体価格の1/5 充電設備等：充電設備等導入費用の1/4及び工事費の一部(定額)</p> <p>○ハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラック：通常車両価格との差額の1/3</p> <p>※経年車を次世代自動車に改造の上導入するものも対象とする。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	以下URL参照		
備考	詳細は以下URL参照 http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html		
連絡先	国土交通省 自動車局環境政策課	TEL：03-5253-8604 FAX：03-5253-1636	

Ⅲ 地域の基盤を整備して魅力を向上したい！（ソフト&ハード事業）

施策名	地域まちなか活性化・魅力創出支援事業	予算額(百万円)	1,360
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	中心市街地・商店街を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、商店街における先進的なチャレンジや商店街が地域で必要とされる機能の強化を支援する。		
対象者	(1)中心市街地活性化支援 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者 等 (2)商店街魅力創出支援 商店街組織、商店街組織と民間事業者の連携体		
対象事業	(1)中心市街地活性化支援 中心市街地を活性化するために行う、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備 (2)商店街魅力創出支援 商店街組織等が取り組む、地域への波及効果の高い、空き店舗対策や起業支援等、当該エリアの活性化・魅力創出に資する取組や全国のモデルとなるような先鋭的なプロジェクト等		
支援内容	(1)中心市街地活性化支援 ○ 補助率：2/3、1/2以内 (2)商店街魅力創出支援 ○ 補助率：2/3、1/2以内		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	(1)中心市街地活性化支援 未定 (2)商店街魅力創出支援 未定		
備考	—		
連絡先	(1)中心市街地活性化支援 経済産業省 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 03-3501-3754 (2)商店街魅力創出支援 経済産業省 中小企業庁 商業課 03-3501-1929		

Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	自然環境整備交付金事業 環境保全施設整備交付金事業	予算額(百万円)	1,785(30年度当初) 2,285(31年度要求)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与することを目的としている交付金事業。		
対象者	自然環境整備交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村		
対象事業	<p>(1) 国立・国定公園整備 公園事業として実施する道路(車道、自転車道、歩道)、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、棧橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等 ※国立公園整備については、植生復元施設、動物繁殖施設、自然再生施設は対象外。</p> <p>(2) 国立公園及び国定公園区域外の整備 長距離自然歩道(歩道、橋、標識類、路傍休憩地 等) 平成18年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生事業</p> <p>(3) 国立公園施設の長寿命化対策整備 インフラ長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設</p>		
支援内容	<p>(1) 自然環境整備計画、環境保全施設整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に対し、国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業は事業費の1/2、国定公園等整備事業は45/100を上限</p> <p>(2) 交付金は整備計画に位置づけられた交付対象事業に対し都道府県に交付</p> <p>○交付対象事業の範囲内で整備する事業を自由に選択することが可能 ○都道府県に交付された国費を都道府県の裁量により個々の事業に配分が可能 ○年度途中で事業費が変更となった場合、当該年度の国費率を変え、次年度の交付額の算定において調整することが可能(年度間調整)</p> <p>これらにより、地方の創意工夫を生かした自由度の高い事業展開と、地域の状況に応じた柔軟な予算配分が可能</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	都道府県知事より自然環境整備計画、環境保全施設整備計画を環境大臣へ提出 → 都道府県知事より交付申請 → 環境大臣が交付決定 → 都道府県が事業実施 → 都道府県知事より実績報告を環境大臣へ提出 → 環境大臣が交付額の確定		
備考	—		
連絡先	環境省 自然環境局 自然環境整備課 TEL 03-3581-3351(内線6698,6699) FAX 03-3595-0029 URL: http://www.env.go.jp/nature/park/koufukin/index.html		

Ⅲ-1. 特に…自然環境の整備をしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	生物多様性保全推進支援事業	概算要求額(百万円)	153
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	<p>■生物多様性基本法第4条、第8条、第14条、第21条 ■地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第14条</p>		
概要	<p>地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等に必要経費の一部を国が交付することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に推進する。</p>		
対象者	<p>1の①～④は地域住民、NPO法人、事業者、地方公共団体、その他の地域における活動団体等により構成される地域生物多様性協議会等。ただし、①については地方公共団体も対象。 1の⑤は地域連携保全活動支援センター及び同センターの設置を予定している地方公共団体 2は動物園・植物園・水族館等 3は地方公共団体、NPO法人、企業等 4は地方公共団体、地域生物多様性協議会</p>		
対象事業	<p>1 生物多様性保全推進支援事業 下記メニュー①～⑤のいずれか一つ以上に該当する活動 ①特定外来生物防除対策 外来生物法に基づく特定外来生物の対策 ②生物多様性保護地域保全再生 自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護管理法など法律等で指定された保護地域における保全再生 ③広域連携生態系ネットワーク構築 生物多様性地域連携促進法又は自然再生法における法定計画に基づき進められる生態系ネットワークの構築、これらの法定計画の策定 ④国内希少野生動植物種等対策(平成29年度までに採択された継続事業に限る) 種の保存法に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策 ⑤地域民間連携促進事業 生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する、地域・民間に対する連携のあっせん(企業と地域・NPO法人等とのマッチングを含む)、専門家の紹介等の取組</p> <p>2 国内希少野生動植物種生息域外保全 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、動植物園等が取り組む種の保存に資する飼育・繁殖</p> <p>3 国内希少野生動植物種保全対策事業 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、地方公共団体や民間団体が取り組む分布状況調査・保全計画策定、生息環境改善等の活動</p> <p>4 特定外来生物早期防除計画策定支援事業 地域に未侵入や侵入初期の種を対象とした早期発見・早期防除のための地域計画の策定</p>		
支援内容	<p>1 1/2以内 2 定額補助(1種につき上限2,000千円) 3 定額補助 分布状況調査及び保全計画検討: 上限2,500千円 生息環境改善等: 上限1,500千円 4 定額補助(1件につき上限2,500千円)</p>		
変更のポイント	<p>・対象事業1の①については拡充、対象事業4を新規追加</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>4月上旬頃に公募を開始し、書類選考及び審査委員会等による審査を踏まえ、6月頃に採択内示(予定)</p>		
備考	<p>ハード事業は対象外</p>		
連絡先	<p>環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性主流化室 TEL: 03-5521-9108</p>		

Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	文化財を活かした観光戦略推進プラン	予算額(百万円)	15,551
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	明日の日本を支える観光ビジョンを踏まえて文化庁が策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を推進するための10事業を実施。		
対象者	地方自治体、伝統文化の活用を推進する法人 等		
対象事業	<p>1. 社会情勢に対応した文化財保護への機動的対応(新規) 文化財を核とする観光拠点の整備の加速や新たな修理手法の獲得等、文化財に係る社会情勢の変化等による喫緊の課題の解決に資する事業を支援。</p> <p>2. 地域の美術館・博物館を中核とした文化クラスター形成事業 博物館を中核とした文化クラスター(文化集積地区)を形成し、地域の歴史、芸術、自然科学等の資源と創造的活動を結びつけ、新たな付加価値を生み出す事業を支援。</p> <p>3. 観光拠点形成重点支援事業 文化財保存活用計画等に基づき実施される古民家を含む文化遺産を活用した観光拠点整備事業や、他の地域におけるモデルとなるような優良な取組を重点的に支援。</p> <p>4. 日本遺産魅力発信推進事業 我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として認定するとともに、認定地域の文化財群を総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援。</p> <p>5. 文化遺産総合活用推進事業 地域の文化遺産を活用した特色ある取組や、文化財保存活用地域計画等の策定、世界文化遺産及びユネスコ無形文化遺産の活性化を図るための取組を支援。</p> <p>6. 日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業 国宝・重要文化財(美術工芸品)の外観を健全で美しい状態に回復し、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。</p> <p>7. 美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 重要文化財(建造物)及び登録有形文化財(建造物)の外観、内装(公開部分)を美しく保ち、観光資源としての魅力を向上させる事業(美装化)を支援。</p> <p>8. 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用事業 まとまって一箇所に伝存する絵画、彫刻、工芸品、古文書等を歴史資料群として価値づけを行い、保存・活用(地元博物館での企画展示やWEBによる公開等)に供する。</p> <p>9. 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 解説板、案内板等の作成、ガイダンス施設の設置等の来訪者目線での修復・復元や、観光客の利便性を高め長時間滞在を可能とする施設・設備の整備を支援。</p> <p>10. 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 出土した埋蔵文化財の積極的・総合的な公開活用のための展示、講演会等の事業や、調査・整理・公開拠点となる施設の設備整備等について支援。</p>		
支援内容	上記の通り。詳細は各事業を確認のこと。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	各事業を確認のこと。		
備考	—		
連絡先	文化庁 文化資源活用課	TEL:03-5253-4111 (内線2871) FAX:03-6734-3820	

Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	伝統的建造物群基盤強化	要求額(百万円)	2,000の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	文化財保護法第146条		
概要	重要伝統的建造物群保存地区の修理等の事業を一体的に実施することにより災害に強く魅力的なまちづくりを実現する。		
対象者	市町村		
対象事業	(1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査 (2) 修理 重要伝統的建造物保存地区内の建造物等について、保存修理、修景、耐震改修を実施し、重要伝統的建造物群保存地区の価値の維持と向上を図るとともに、積極的な利用を推進。 (3) 防災施設等 重要伝統的建造物群保存地区の防災施設設置等 (4) 買上 重要伝統的建造物群保存地区内の建造物、土地の公有化 (5) 公開活用事業 重要伝統的建造物群保存地区内の公開活用に資する設備の整備等。		
支援内容	補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。 (1) 補助事業者が地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する財政再生団体である市町村又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合にあっては、補助対象経費の65%とする。 (2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する市町村である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。 (3) 補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。 (4) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	都道府県教育委員会を通じて申請。詳細は都道府県教育委員会に照会のこと。		
備考	—		
連絡先	文化庁文化財部参事官 TEL:03-6734-2792 FAX:03-6734-3823 URL http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/pdf/dento_kenzobutsu_hozontaisaku.pdf : http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/pdf/juyo_kenzo_hozonchiku.pdf		

Ⅲ-2. 特に…歴史・文化を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	要求額(百万円)	11,454の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	文化財建造物の適切な周期による保存修理を行うと共に文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益、管理のための施設・設備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化を図る。		
対象者	文化財の所有者、管理団体など(詳細は要項を参照のこと)		
対象事業	<p>(1)根本修理 (2)維持修理 (3)特殊修理 (4)保存修理(近現代建造物) (5)情報発信 修理時期を捉えた修理現場の公開等 (6)公開活用事業 文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等</p>		
支援内容	<p>(1)補助事業者が地方公共団体である場合の補助率は、次に定める場合を除き補助対象経費の50%とする。 ア 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあつては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。 イ 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。 (2)補助事業者が営利法人又は登録有形文化財の公開活用事業及び解説整備事業を行う事業者のうち地方公共団体を除く法人である場合の補助率は補助対象経費の50%とする。 (3)補助事業者が上記(1)及び(2)以外の者である場合の補助率は、別に定める場合を除き、補助対象経費の50%とする。 ア 当該補助事業者の事業規模指数に応じ、別に定める加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	都道府県教育委員会を通じて申請。詳細は都道府県教育委員会に照会のこと。		
備考	—		
連絡先	<p>文化庁文化財部参事官 TEL:03-6734-2792 FAX:03-6734-3823 http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/pdf/kenzobutsu_katsuyo.pdf</p>		

Ⅲ-3. 特に…農林水産業を活かしたい！（ソフト&ハード事業）

施策名	農山漁村振興交付金	概算要求額(百万円)	11,023
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。		
対象者	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等		
対象事業	<p>(1)農山漁村普及啓発対策</p> <p>①地域活性化対策 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、及び優良事例や農業遺産のPR活動等を支援</p> <p>②都市農業機能発揮対策 農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組等を支援</p> <p>③スマート定住条件強化緊急対策 農業の発展の素地がある一方で、定住条件が不十分な地域において、ICTを最大限活用したモデル構想の策定や試行となる取組を支援</p> <p>(2)農山漁村交流対策</p> <p>①農泊推進対策 「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援</p> <p>②農福連携対策 福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組を支援</p> <p>(3)農山漁村定住促進対策</p> <p>①山村活性化対策 地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援</p> <p>②農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援</p>		
支援内容	<p>(1)農山漁村普及啓発対策</p> <p>①地域活性化対策 交付率:定額 実施期間:上限2年 等</p> <p>②都市農業機能発揮対策 交付率:定額 実施期間:上限2年 等</p> <p>③スマート定住条件強化緊急対策 交付率:定額 実施期間:上限2年 等</p> <p>(2)農山漁村交流対策</p> <p>①農泊推進対策 交付率:定額、1/2 等 実施期間:上限2年 等</p> <p>②農福連携対策 交付率:定額、1/2 実施期間:上限1年 等</p> <p>(3)農山漁村定住促進対策</p> <p>①山村活性化対策 交付率:定額 実施期間:上限3年 等</p> <p>②農山漁村活性化整備対策 交付率:定額、1/2等 実施期間:上限5年 等</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	平成31年度予算決定以降に公募等の上、採択予定。		
備考	—		
連絡先	<p>農山漁村普及啓発対策に関すること 農林水産省農村振興局農村計画課 TEL:03-6744-2203</p> <p>農山漁村交流対策に関すること 農林水産省農村振興局都市農村交流課 TEL:03-3502-5946</p> <p>農山漁村定住促進対策に関すること 農林水産省農村振興局地域整備課 TEL:03-3501-0814</p>		

IV. 特例措置(特区)を利用して地域の魅力を向上したい!

施策名	構造改革特区域制度 (新たな規制の特例措置の提案及び 構造改革特別区域計画の認定)	予算額(百万円)	10.2
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	構造改革特別区域法		
概要	構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。		
対象者	○新たな規制の特例措置の提案…地方公共団体、民間事業者、個人等 ○構造改革特別区域計画の認定…地方公共団体		
対象事業	構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。 ○構造改革特別区域計画の作成主体の名称 ○構造改革特別区域の名称、範囲、特性、意義・目標 ○構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域にもたらす経済的社会的効果 ○特定事業の名称		
支援内容	構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本計画の別表1に記載されている特例措置のとおり。 <観光地域づくりに関連した特例措置> ※平成30年9月現在 ○特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】 農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒(いわゆる「どぶろく」)又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 ○特産酒類の製造事業【特定事業番号709(710,711)】 地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール(以下「特産酒類」という。)を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあつては適用除外、果実酒にあつては2キロリットル、リキュールにあつては1キロリットルとする。 ○地域の特性に応じた道路標識設置事業【特定事業番号1218】 案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することを可能とする。 ○地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業【特定事業番号1226】 地域の旅行業務取扱管理者に他業種との兼任を認める。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	○ 規制の特例措置の提案募集 ○ 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画の認定申請 ○ 7月・11月・翌3月頃 内閣府が構造改革特別区域計画を認定 ※スケジュールは予定であり、詳細は随時HPでご確認ください。		
備考	—		
連絡先	内閣府 TEL:03-5510-2159、2466 地方創生推進事務局 FAX:03-3591-1973 構造改革特区担当 URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kouzou2/index.html		

この資料の作成にあたっては、「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援会議の構成メンバーに協力頂きました。

チームリーダー	国土交通省観光庁次長
チームリーダー代理	国土交通省観光庁観光地域振興部長
副チームリーダー	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部参事官
構成員	総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課長
	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室長
	金融庁監督局銀行第二課長
	金融庁監督局総務課協同組織金融室長
	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長
	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
	経済産業省商務情報政策局サービス政策課長
	国土交通省総合政策局交通計画部交通計画課長
	国土交通省総合政策局公共事業企画調整課事業総括調整官
	国土交通省都市局都市政策課長
	環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長

お問い合わせ先

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光地域振興課(DMO支援室)
(「日本版DMO」を核とする観光地域づくりに対する関係省庁連携支援会議事務局)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
TEL:03-5253-8328 FAX:03-5253-8122
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/>